

目 次

第1号（6月6日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	5
諸報告	6
承認第1号	14
承認第2号	16
議案第25号	18
議案第26号	20
議案第27号	23
議案第28号	26
散 会	29

第2号（6月10日）

議事日程	31
本日の会議に付した事件	32
出席議員	33
欠席議員	33
事務局職員出席者	33
説明のため出席した者の職氏名	33
開 議	34
一般質問	34
4番 平田 康雄君	34

2番 古賀 世章君	4 9
11番 野瀬 繁隆君	6 7
10番 白根 美穂君	8 2
散会	9 2

第3号（6月11日）

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 4
出席議員	9 5
欠席議員	9 5
事務局職員出席者	9 5
説明のため出席した者の職氏名	9 5
開議	9 6
一般質問	9 6
1番 松本 照行君	9 6
7番 平山 賢治君	1 1 2
6番 安丸眞一郎君	1 3 2
5番 實藤 量徳君	1 4 7
散会	1 5 8

第4号（6月17日）

議事日程	1 5 9
本日の会議に付した事件	1 6 0
出席議員	1 6 1
欠席議員	1 6 1
事務局職員出席者	1 6 1
説明のため出席した者の職氏名	1 6 1
開議	1 6 2
承認第1号	1 6 3
承認第2号	1 6 3
議案第25号	1 6 4
議案第26号	1 6 5

議案第27号	166
議案第28号	167
閉会中の継続審査申出について（建設経済委員会）	168
閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）	168
閉 会	169
署 名	170

大刀洗町告示第30号

令和7年第10回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年5月16日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和7年6月6日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

松本 照行	古賀 世章
中村 竜博	平田 康雄
實藤 量徳	安丸眞一郎
平山 賢治	河野 政之
大石 純	白根 美穂
野瀬 繁隆	高橋 直也

○応招しなかった議員

令和7年 第10回 大刀洗町議会定例会議録（第1日）
令和7年6月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年6月6日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

（1）議長の報告

①請願の報告

②検査結果の報告

③令和7年度町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤報告第1号 令和6年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑥報告第2号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

⑦報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑧報告第4号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

（2）町長の報告（あいさつ）

日程第4 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第5 承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第6 議案第25号 大刀洗町ふれあいセンター大規模改修工事の請負契約の締結について

日程第7 議案第26号 運動公園多目的グラウンド照明改修工事の請負契約の締結について

日程第8 議案第27号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

日程第9 議案第28号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

て

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願の報告

②検査結果の報告

③令和7年度町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤報告第1号 令和6年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑥報告第2号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

⑦報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑧報告第4号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第5 承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第6 議案第25号 大刀洗町ふれあいセンター大規模改修工事の請負契約の締結について

日程第7 議案第26号 運動公園多目的グラウンド照明改修工事の請負契約の締結について

日程第8 議案第27号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

日程第9 議案第28号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	渡邊 章子	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	西村 智道
建設課長	黒岩 雄二	住民課長	入江由香理
会計課長	案納 明枝	財政係長	福岡 信義
人事係長	西隈 佳菜	国保年金係長	白石 敬一

開会　開議午前9時30分

○議長（高橋　直也）　皆さん、おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第10回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋　直也）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、9番、大石純議員、10番、白根美穂議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋　直也）　日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎）　改めましておはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

令和7年第10回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和7年5月30日金曜日午前9時30分から協議会室において開催いたしました。出席委員は5名全員です。高橋議長、執行者側から平田総務課長の出席を得て協議をいたしております。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。タブレットの6月定例会フォルダの1ページになります。本定例会の会期は、令和7年6月6日金曜日から17日火曜日までの12日間と決定いたしました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日6月6日金曜日は本会議を開催し、日程に従いまして順次議案の上程及び審議をしていただきます。

なお、報告第1号から報告第4号については、本会議散会後、全員協議会を開催し、担当課より報告を受けることとします。

7日土曜日、8日日曜日は休会といたします。

9日月曜日は建設経済委員会を開催し、請願審査を行っていただきます。

10日火曜日、11日水曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。10日は通告1番から4番までの4名、翌11日は通告5番から8番までの4名といたします。

12日木曜日から16日月曜日までの5日間は休会としますが、13日に全員協議会を開催し、上程議案に対する自由討議を行います。

17日火曜日は本会議を再開し、議案審議をさせていただきます。

以上が本定例会の会期及び会期日程です。当議会の円滑な議会運営ができますようお願ひいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（高橋 直也） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月17日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの12日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第3、諸報告を行います。

まず、請願等の報告を行います。

本日までに受理した請願は1件です。請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告をいたします。

令和7年第10回大刀洗町議会定例会

請願付託表

令和7年6月6日

請願番号	件 名	付託委員会名
請願第1号	小石原川・江戸橋下流左岸への堤防及び二又川河口排水ポンプの設置に関する請願書	建設経済委員会

○議長（高橋 直也） 次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和6年12月末日分、令和7年1月末日分、2月末日分、3月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので報告をいたします。

次に、令和7年度町村議会議長・副議長研修会の報告を行います。野瀬繁隆副議長、登壇して報告を願います。

○副議長（野瀬 繁隆） 改めましておはようございます。副議長の野瀬繁隆でございます。先月の5月27日、令和7年度全国町村議会議長・副議長会研修が東京丸の内の東京国際フォーラムで開催されました。高橋議長と参加をいたしましたので、その概要について私の方から報告をさせていただきます。

今回の講師の方々は、内閣府政策統括官防災担当の方でございます。もう一方は、明治大学名誉教授青山俊氏、そして同志社大学名誉教授新川達郎氏の3名の方より、災害を基本テーマに講演が行われました。

まず、内閣府政策統括官防災担当の方の講義は、広域災害対応を含めた自治体の防災対応力の強化に不可欠な防災DXをテーマに。1点目は、広域災害時の自治体間の災害情報共有に役立つ新総合防災情報システムとの関連、あるいは利用拡大の推進についてでございます。2点目は、平時の災害応援物資の備蓄状況の可視化、そして災害時の物資支援の広域連携を実現する新物資システムの利活用の促進についてでございます。3点目は、避難所の入退所管理や罹災証明書交付等のクラウド型被災者支援システムの導入、利活用の促進によって、効率的かつ被災者1人1人の状況に応じたきめ細かな被災者支援が実現され、その効果が期待されるという内容でございました。

次に、明治大学青山教授からは、気候変動で激化する水害・火災について、自治体実務の立場から復旧・復興のまちづくりの課題としての、1つは自治体の仕組みづくりへの対応、そして2つは基礎となる道路・交通などのインフラ及び電気通信などのライフラインの復旧などの課題への対応などについて、平時からの備えが重要であることなどを講演をいただきました。

最後は、同志社大学新川教授の講演は、災害と議会議員の役割をテーマに行われました。議会の防災体制の整備上の課題や危機管理体制の方向性として、議会の災害対応のマニュアル作成及び災害時の会議・招集・連絡体制・議長等の役割と議員、議会事務局の機能維持など、議会の業務継続計画、いわゆる議会BCPの策定の必要性、それから目的などについての講演内容でございました。結びでございますが、近年の気候変動により、さらに激化する水害に対し、議会を含む自治体の災害対応力の強化を感じました。

今回の研修で学んだことを今後の議会活動に役立ててまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、私からの報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告願います。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） おはようございます。総務文教厚生委員会委員長、松本照行でございます。閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査の報告をいたします。

当委員会は、4月23日、全委員5名、それから高橋議長出席の下、委員会を開催し、空き家の状況及び対策についてを内容として、住民課及び地域振興課に関わる所管事務調査を実施いたしました。

まず、空き家の状況につきましては、令和6年9月末で186戸となってございます。これは、令和4年2月末の調査による214戸から28戸の空き家が解体されたことになっております。

空き家の問題点は、倒壊・破損、木々・雑草の繁茂、また小動物がすみつく、あるいは不法侵入、投棄、放火など、近隣の方々に迷惑をかけるなどの社会問題が発生しております。そのため、近隣等からの苦情もあってございます。

なぜ空き家になるかについては、おおむね住んでいた方がお亡くなりになる、または施設に入所・入院される、さらに転居される、そういうことが主な要因となっており、増加しているという傾向にございます。

次に、空き家は居住可能なものから全く居住できないものまで、様々な状態で空き家となっておりますけれど、特に問題になるのが、倒壊・倒壊寸前、草木に覆われて居住不可能な空き家でございます。現在、そのような空き家が、除去・除却が必要な空き家、それが186戸のうち16戸ございます。それらの空き家に対しては、所有者の確認や訪問、通知等により助言・指導、あるいは勧告を行うとともに、除却・解体に伴う上限75万円の補助金の活用を促しながら、除却に向け取り組んでいる。また、居住可能な空き家に対しては、利活用を促進するとともに、空き家バンクに登録を指導しているということでございます。

今後とも、空き家の実態調査による対策・計画の策定、所有者への意識の涵養、空き家利用の促進、補助金の活用など対策を進める。以上のような説明を受けたところでございます。

委員からは、補助額上限を緩和することで、より除却がスムーズに進むのではないか。除却の補助予算については、申請が多くなったとき、補正などに柔軟に対応すべき。また、空き家バンクの登録が少ないようなので、もっとPRすべきでないかなどの意見がありました。

委員会の振り返りの中では、空き家対策については直接面談すること、そのことが重要である。また、除却がうまくいかないケースとして、相続問題が絡んでいる。さらに、売れない空き家は道路幅や周辺環境に問題があるので残ってしまうなどの意見がありました。その他、町に対しましては、指導勧告の措置がとられていない状況なので、必要に応じて行政代執行までのシナリオを今後検討すべきではないかとの意見がありました。

以上で簡単ではございますけれど、閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告を願います。なお、古賀委員長は、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の委員長でもありますので、調査特別委員会についても続けて報告を願います。

○建設経済委員長（古賀 世章） 皆さん、おはようございます。建設経済委員会委員長の古賀世章でございます。私からは、閉会中の建設経済委員会所管事務に関する調査などにつきまして、ご報告を申し上げます。

去る令和7年5月7日の午後2時過ぎから、協議会室におきまして建設経済委員会を開催しまして、大刀洗町の令和7年度水防計画につきまして調査を行いました。

当委員会への出席者は、全委員と、執行部からは建設課長の黒岩さん、同じく建設課管理係長の戸島さん、そして総務課消防防災安全係長の宮原さん、と同じく総務課消防防災安全係の大河原さんの4名の方でございました。また、議会事務局からは山田局長に出席をしていただきました。

本年も出水期を前に十分な準備や対応ができているかなど、町の水防計画につきまして調査や審議を行ったところでございます。

本年、令和7年の水防計画につきましては、主に次の3項目、1つが水害対応時の町の組織や巡視、そして巡回体制。2つ目がダムの緊急放流時や河川の水位情報の連絡。3つ目は指定避難所の開設基準などについて、担当課より詳しく説明を受けたところでございます。

これに対しまして、建設経済委員からは水害発生時の対応といたしまして、次の5項目の確認と申入れ、これを行ったところでございます。

1点目は、水害や災害が発生した時の議員や区長などへの連絡でございますが、現在4段階のステップがあるのですが、どの段階で連絡をするんですかといった具体的な行動。

それから2つ目が、災害本部から連絡が来たら、議員は具体的に何をするのか。できるならこれをやってほしいといったことを言っていただくと非常にありがたいということでございます。

それから3つ目が、役場職員による災害箇所の視察・巡視、これを行うわけですが、このときの安全はきちんと確保されているかどうか。

4つ目が、水害や災害発生時の避難所収容人員の見直しについてでございますが、昨今はプライバシー保護の面などで簡易的なテントなども使うケースが増えております。収容人員は、それをきちんと把握した上での数字を示していただきたいということでございます。

それから、これは近々の課題ではございますが、最近、町のほうでは防災士の育成に力を入れられているようでございますが、災害などの非常事態発生時には活用は考えられておられるのか

どうかなどの御意見が出されました。本年の7年度にはその一部が政策に反映されるというふうに聞いております。

今後も防災・減災対応や農村環境整備、そして道の駅の構想など、これらを含め、所管事務に関わる調査や研究を進めてまいる所存でございます。

以上、簡単ではございますけれども、建設経済委員会の報告を終わります。

続きまして、調査特別委員会の報告をさせていただきます。百条委員会委員長の古賀でございます。

昨年の12月議会で、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を立ち上げまして、引き続き調査を継続しております。

現在、百条委員会の調査事項のうち、公金の支出に関する2つの事務調査を行っております。1つは、前の建設課長による出張宿泊証明書の自作による宿泊費の不正請求、受給の問題でございます。それから2つ目は、地域振興課が組織運営する大刀洗マルシェにての不明瞭な会計処理の問題でございます。本年の1月から6月2日まで、合計14名の役場職員の方に参考人招致や証人喚問などを行いまして、幅広く、そしてかつ丁寧に聞き取り調査などを行っておるところでございます。

それでは、ことしの3月から現在までの計6回の委員会を開催いたしましたので、特記事項などにつきましてご報告をいたします。

まず最初は、第5回目の3月5日でございますが、証人喚問でございます。1つ目の宿泊証明書の偽造疑惑についてでございますが、当該課長と出張宿泊をしたことのある2人の係長にただしましたところ、宿泊証明書の偽造については、彼ら2人は自ら証明書を偽造しておらず、同行した当該課長に全てを任せていた。自分たちは、当時の課長が作成した書類に押印しただけで書類は作っていないといった旨の証言があつております。

それから、地域振興課の課員の2名についてでございますが、大刀洗マルシェにての不明瞭な会計問題でございます。このマルシェにての会計は、独自に地域振興課の職員個人名義で銀行の預金通帳を作成し、その通帳1冊のみで金銭の出入れなど全てを管理していた旨のことが証言されております。また、領収書は、その都度破棄し、張簿もつけていない旨の証言もございました。

それから、3月17日に第6回委員会を開きまして、ここでは文書の保管、その他について協議をいたしました。

さらに4月7日におきましては、第7回ということで記録提出の要求、その他について協議をしたところでございます。

そして、4月24日の第8回目の証人喚問でございますが、これは自作宿泊証明書による不正

請求問題に関し、旅費の精算に係る留意点の変更、これは内規の変更でございますが、これが挙げられておりますけれども、この変更を前の建設課長が庁議などで繰り返し提案をされておりました。これに対して、その当時の総務課長や財務係、職員が内輪で協議し、正式な手続も取らずに改変、すなわち緩和した旨のことが職員から証言をされております。そして、この日には当該課長の証人出頭がございまして、前の建設課長は自作による宿泊証明書で会計処理を複数回行つた、こういったことを自らが証言されております。

それから、直近の5月22日に4名の方の証人喚問を行いました。第9回目でございますが、宿泊証明書の偽造疑惑について、当時の会計課長によりますと、旅費の支払い精算に関して、前の建設課長が直接会計課へ来て、旅費の精算に係る留意点が変更されたことを強く主張されております。そして、早く旅費を支払うよう圧力をかけられた旨の証言をいただいております。

それから、マルシェかてでの不明瞭な会計問題につきましては、町の出生記念事業が挙げられますが、ここで明らかになったのが、マルシェかてが祝い金の一部を手数料として徴収していましたことでございました。具体的には、マルシェかてでは祝い金1人当たり3,000円を住民課のほうに請求し、その中から1件当たり500円を徴収していたことで、こういうことを証言されております。そして、このようなことが庁舎内で行われていることを住民課の担当係は全く知らなかつた旨のことも証言をされております。

そして、6月2日でございますが、第10回目の委員会では、調査事項の検証などを踏まえ、調査特別委員会は佐々木大輔氏の刑事告発をすべきものと決定をいたしました。

理由といたしましては、5月22日の証人喚問におきまして、佐々木大輔氏の証言に虚偽である箇所が認められたことから、地方自治法第100条第9項に基づき告発すべきものとしたところでございます。

結びに、私たちの税金が正しく管理され、きちんと使われているかが本当に問われております。今後も住民代表といたしまして、厳しく調査を続けてまいる所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告を願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について、第186号は3月28日に広報委員会、3月26日、4月3日、同8日、同14日と4回の編集会議を開催し、4月25日に発行いたしました。

なお、そのほかに2月26日に正副委員長と事務局の打ち合わせ、3月24日、25日に作業

日、4月16日に正副委員長による校正などを実施しています。

中山町長はじめ行政職各位にはお忙しい中に、原稿の確認・添削などにご協力いただき感謝申し上げます。

次号、187号の発行につきましては、去る6月2日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。7月25日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について、フェイスブックページは閉会中13件の記事を更新しております。内容は、本会議や委員会活動に関するここと、議会モニター、議会報告会、視察受入れ、その他であります。また、議会ホームページのリニューアルに伴い、コンテンツの追加や整理を現在協議しているところでございます。

3、その他議会の広報に関する活動。1、視察受入れは、5月15日に大分県日出町議会を受け入れました。今年度においても、全国の多くの議会からのお申し込みいただいています。全国の議員の皆さんとお会いできることを楽しみにしています。

2、6月定例会の案内チラシ及び第15回議会報告会のチラシ、ポスター等を作成し、回覧をお願いしたところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会運営委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。閉会中の所管事務調査等の報告を行います。

令和7年3月27日木曜日午後7時から、定例会後の議会モニターさんとの意見交換会を行っております。当日は、議員全員と6名のモニターさんにお出席をしていただきました。議会運営や一般質問、議会広報などについて意見交換を行ったところです。

なお、6月定例会後の意見交換会については、7月3日木曜日午後7時から予定しているところです。

次に、4月10日木曜日午後4時から議会運営会を開催しました。出席委員は5名全員及び高橋議長の出席を得て、議会基本条例の評価のまとめ等について協議を行ったところです。

なお、第15回目となる今年度の議会報告会は、令和7年5月16日金曜日午後7時から菊池校区センター、翌17日土曜日は午後1時30分から本郷ふれあいセンター、23日金曜日午後7時から憩いの園大堰交流センター、翌24日土曜日は午後1時30分から大刀洗の南部コミュニティセンターの4会場で開催をいたしました。

今回は、福岡県手話の会連合会の御協力により、全会場とも手話通訳士の方々に来ていただき開催したところです。

議会報告会は、各常任委員会などからの報告の後、班別での意見交換を行いました。班別の意

見交換会は、乗り合い定額タクシーなど公共交通や交通安全について、2点目が道の駅事業など地域で経済が循環する取組について、3点目が三原城址、佐々木家住宅、下高橋官衙遺跡、今村天守堂など、町内の文化財についての3つのトークテーマを中心に、参加された方々から多くのご意見やご要望などをいただいたところです。

今回の報告会でいただいた御意見や御要望などは、今後、所管の委員会に振り分けを行い、6月定例会終了後から8月にかけて、担当の委員会で対応を調査・協議を行い、9月に議会としての回答をまとめ、議会だよりやホームページなどで公表するとともに、報告会で出された御意見などの全文と議会からの重点要望などを町長に提出することにしています。

今回の報告会には全体で92名の方々に参加をいただきました。多くの御意見や御要望をいただいたところです。御参加いただきました皆様に改めて感謝を申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで委員会所管事務調査の報告を終わります。

次に、報告第1号令和6年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第3号株式会社たちあらいの経営状況の報告について、報告第4号大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について、以上4件の報告書の内容につきましては、本日の本会議散会後、全員協議会を開き、説明を求めることにいたします。

これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年第10回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわりませず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

大刀洗町議会では、先月4校区において15回目となる議会報告会を開催され、92名の住民の皆様が参加されたと伺ってございます。住民との対話を大切にする議会の取組に対し、改めて敬意を表します。

先月31日、大刀洗町町制施行70周年記念式典を開催をいたしました。議員各位には、御多用中にもかかわりませず御臨席を賜り、御礼を申し上げます。今後とも、町民の皆様に大刀洗に住んでよかったです、住み続けたいと思っていただけるよう町政運営に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

さて、福岡管区気象台は、先月20日、3か月予報を発表し、九州北部地方は、暖かい空気に覆われやすいため気温は高く、降水量は前線や湿った空気の影響を受けやすく、平年並みが多い

とされてございます。近年、地球温暖化の影響もあり、局地的な集中豪雨などによる災害が日本各地を襲ってございます。

大刀洗町では、昨年までの8年間で、2年を除き、毎年浸水被害に見舞われています。このため、4月27日には、三井消防署の御指導の下、大刀洗町消防団と町職員合同で大雨に備えた水防訓練を実施したほか、今月9日には、小石原川左岸の7行政区に対し、水害に対する避難指示等の説明会を開催するとともに、11月23日には、小郡・大刀洗地域防災訓練を実施することとしてございます。今後とも、住民の皆様の安全・安心の確保のため、より一層の防災力の向上に努めてまいります。

さて、早いもので、えだまめ収穫祭もことして10周年を迎えます。ことは、スイートコーンの販売も見据え、枝豆の旬の時期に合わせ、今月14日、15日の両日に開催いたします。皆様のご来場をお待ちしています。

今議会には、一般会計繰越明許費繰越計算書など報告が4件、専決処分事項の承認2件、重要な契約等の締結2件、一般会計及び特別会計の補正予算2件を提案してございます。いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議をいただきまして、最後には御承認を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める ことについて

○議長（高橋 直也） 日程第4、承認第1号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町税務課長。

○税務課長（棚町 瑞樹） おはようございます。税務課の棚町でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

タブレット端末の61ページをお願いいたします。

承認第1号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和7年6月7日提出。大刀洗町長中山哲志。

提案理由でございます。地方自治法の一部を改正に伴い、大刀洗町税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。令和7年4月1日付で、大刀洗町税条例の一部を改正する条例を専決処分しております。

今回の主な改正は、1つ目は、特定親族特別控除の創設。2つ目は、新基準の原動機付自転車に係る軽自動車税率区分の新設。3つ目は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直しでございます。

それでは、タブレット端末の69ページ、紙の議案書8ページをご覧ください。新旧対照表になります。右側が旧で、左側が新、改正後になります。要旨のみ説明しますので、法改正による条項のぞれの反映や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

第1章総則、第2節賦課徴収、第18条は公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い、規定の整備をするものでございます。

タブレット端末の70ページ、紙の議案書9ページをご覧ください。

第2章普通税、第1節町民税、第34条の2の改正から、タブレット端末74ページ、紙の議案書13ページの第36条の3の3までが、個人町民税に係る特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備でございます。

特定親族特別控除とは、生計を一にする年齢19歳以上、23歳未満の者の前年の給与収入金額が123万円を超え188万円以下の場合に適用される最大45万円から3万円の特別控除で、令和7年所得に係る令和8年度町民税課税分から適用されるものでございます。

タブレット端末の74ページ、紙の議案書13ページ下段をご覧ください。第3節軽自動車税、次ページをお願いします。第82条は、新基準原付に係る種別割の税率区分の新設に伴う改正であります。中段のハの部分が新設されます。原動機付自転車のうち2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下、かつ最高出力を4キロワット以下に制御した小型バイク新基準原付の税率を現行の原付と同額2,000円とするものであります。

次ページの中段をご覧ください。第90条は、道路交通法の改正に伴い、運転免許証の代わりに、免許情報が記録されました個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の保有でも可能になったということでございまして、身体障害者等に対する種別割の減免申請時の運転免許証の提示にマイナ免許証も加える規定の整備でございます。

タブレット端末の79ページ、紙の議案書18ページ中段をご覧ください。附則10条の3の14は、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できるとする規定が新設されたものでございます。

右側下段の附則10条の4から、タブレット端末82ページ、紙の議案書21ページ、附則10条の5につきましては、地方税法改正により、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨における被災代替資産に係る固定資産税の特例措置が、令和7年3月31日をもって廃止されたことにより、削除されるものでございます。

タブレット端末の86ページ、紙の議案書25ページをご覧ください。附則16条の2の2は、国のたばこ税の見直しに伴い、加熱式たばこに係るたばこ税の課税表示について、紙の材料で巻いた加熱式たばこは、重量0.35グラムをもって紙巻きたばこ1本に、それ以外の加熱式たばこは、0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算する方式へ変更する特例で、令和8年度課税分から適用されます。

では、タブレット端末の66ページ、紙の議案書5ページをご覧ください。本条例の附則でございます。第1条、この条令は、令和7年4月1日から施行するとしまして、基本的には令和7年4月1日から施行することとしておりますけれども、ただし書き以降でございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとし、施行期日を定めております。

第1号に関する部分が、令和8年1月1日、第2号に係る部分が、令和8年4月1日、第3号に係る部分が、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行日の施行となります。

附則第2条、公示送達に関する経過措置、第3条、町民税に関する経過措置、次ページ、第4条、固定資産税に関する経過措置、第5条、軽自動車税に関する経過措置、第6条、町たばこ税に関する経過措置、それぞれを定めております。

以上で簡単ではございますけれども、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5. 承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるることについて

○議長（高橋 直也） 日程第5、承認第2号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） おはようございます。健康課の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、承認第2号について、提案理由及び内容について御説明させていただきます。議案書、タブレットページで89ページになるかと思います。承認第2号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることがあります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出。大刀洗町長中山哲志。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部改正に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものである。これがこの承認案を提出する理由でございます。

1枚めくっていただきまして、議案書1ページ、タブレットページでは90ページでございます。専決処分書を付けております。令和7年4月1日付で、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しているところでございます。

続いて、内容の説明をさせていただきます。

議案書3ページ、タブレットページでは92ページの新旧対照表をご覧ください。右側が旧改正前でございまして、左側が新改正後になります。今回の改正によりまして、基礎課税額分、こちらが通常申し上げます医療費分になりますが、基礎課税額分の課税限度額が66万円に引き上げられたことに伴いまして、条例の第2条第2項中及び第23条第1項中の基礎課税額限度額を「65万円」から「66万円」に改めております。

また、後期高齢者支援金等課税額分の課税限度額が26万円に引き上げられたことに伴いまして、第2条第3項中及び第23条第1項中の後期高齢者支援金等課税限度額を「24万円」から「26万円」に改めております。

新旧対照表の4ページ、タブレットページでは93ページになります。条例第23条第1項第2号におきましては、国民健康保険税の5割軽減算定基準時の金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に、第3号におきましては、2割軽減算定基準時の金額を「54万5,000円」から「56万円」に改めまして、低・中所得者の負担を軽減するものでございます。

議案書の2ページ、タブレットページでは91ページをご覧ください。附則でございます。施行期日、第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行する。適用区分、第2項、この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお

願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6. 議案第25号 大刀洗町ふれあいセンター大規模改修工事の請負契約締結について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第25号大刀洗町ふれあいセンター大規模改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） おはようございます。地域振興課、村田です。

それでは、議案第25号について御説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第25号大刀洗町ふれあいセンター大規模改修工事の請負契約の締結についてでございます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結するため議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

工事名は、大刀洗町ふれあいセンター大規模改修工事。

工事箇所、福岡県三井郡大刀洗町大字本郷2848番地1。

工期、議会の議決の日の翌日から令和8年3月31日まで。

契約金額、6,494万4,000円。

契約の相手方は、福岡県久留米市津福本町1608番地3、大橋建設工業株式会社でございます。

提案理由としましては、大刀洗町ふれあいセンター大規模改修を実施するため条件付きの一般競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページをご覧ください。タブレット端末でページ95ページでございます。入札結果及び契約結果表でございます。⑤予定価格でございますが、7,059万2,500円で、6番の最低制限価格は6,494万4,000円でございます。入札方法は一般競争入札、入札年月日は令和7年5月19日で、公告の日は令和7年4月23日でございます。

入札結果でございます。表記のとおりでございまして、大橋建設工業株式会社のほうが

5,904万円で落札決定となりました。

10番です。仮契約の契約日が令和7年5月23日でございまして、工期は先ほど申し上げましたとおり、議会の議決の日の翌日から令和8年3月31日としております。

次のページをご覧ください。工事請負の仮契約書を添付しております。

続きまして、タブレット端末97ページをご覧ください。配置図、付近見取図を添付しておりまして、こちら外周になりますが、主な工事箇所としましては、洗濯機置場の新設、プロパン庫の新設、それと花壇を一部撤去しましてアスファルト舗装とするものでございます。

次のページをご覧ください。タブレット端末98ページと99ページにおきましては、各部屋の詳細の改修箇所となっております。主に長寿命化を目的とする壁・床・天井の改修となっておりまして、ふれあいセンターにおきましては、調理実習室の全面改修と和室の洋室化等が部屋の主な改修箇所となっております。

もう1ページおめくりいただきまして、タブレット端末100ページでございます。1階部分の平面図となっておりまして、先ほど来申し上げておりますとおり、調理室の全面改修、それと事務室の一部改修、それと隣の和室が洋室へと改修するものでございます。

その次のページをご覧ください。101ページでございます。こちら2階部分と屋根部分の改修の図面となっております。2階はトイレの全面改修と学習室の廊下側の壁を改修した後、天井はシングルぶきからカラーガルバリウム鋼板へと変更することになっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番の安丸です。工事契約そのものではないんですけど関連ですね、要は工期としては議会の議決から年度末までということになっておりますが、実工事に関して、要は当然ふれあいセンターの閉館なり利用規制が伴ってくるだろうというふうに思っております。先般の全協の中でもその点についてはちょっと確認がしておりませんでしたので、関連ということで、工期の関係で実際の利用制限等の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 安丸議員のご質問にお答えいたします。

工期の件につきましてでございます。現在、工事事業者のほうとも打ち合わせを行った後、9月いっぱいまでの利用としまして、10月から閉館として3月末までの工期というふうに現在の時点では計画をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第7. 議案第26号 運動公園多目的グラウンド照明改修工事の請負契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第26号運動公園多目的グラウンド照明改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） 生涯学習課、西村でございます。それでは、議案第26号運動公園多目的グラウンド照明改修工事の請負契約の締結について、御説明いたします。

タブレットでは102ページをご覧ください。地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項、第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和41年9月29日条例第19号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

工事名、運動公園多目的グラウンド照明改修工事。

工事場所、福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4120番地1。

工期、議会の議決の日の翌日から令和8年3月31日まで。

契約金額5,830万円（消費税及び地方消費税530万円）。

契約の相手方、福岡県福岡市南区横手3丁目14番15号、三交電気工事株式会社代表取締役松尾実となっております。

提案理由です。運動公園多目的グラウンド照明改修工事を実施するため、条件付き一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものである。これが議案を提出する理由であります。

次をご覧ください。タブレット103ページです。入札結果についてです。件名及び工事の概要は省きます。予定価格は1億403万8,000円です。最低制限価格は設定しておりません。入札方法は一般競争入札によります。入札年月日は令和7年5月19日です。入札結果については、下表のとおりです。

契約の相手方は、三交電気工事株式会社です。契約金額は5,830万円、契約日は令和7年5月22日、工期は、議会の議決の日の翌日から令和8年3月31日です。

次のページです。タブレット104ページに工事請負仮契約書の写しを掲示しております。

次、105ページです。工事の概要から申し上げます。多目的グラウンドにLED投光器60個を設け、投光器架台10個、分電盤12個を新設します。外灯ですが、LEDポール外灯

を10個設置します。

工事の概要ですけれども、現在のメタルハライドによります投光器84器をLED投光器60個に交換をします。投光器を設置しているポールは既存のものをそのまま使います。外灯についても既存のポールを利用し、再塗装した後に投光器をLEDに交換する工事を行います。

タブレットの106から109ページに工事概要の図面を掲げております。

説明は以上とさせていただきます。それでは、よろしく御審議をお願いします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。9番、大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 当初予算が1億400万円に対して落札価格5,830万円と、約56%になっております。あまりにも乖離しているのではないかという感じがします。その他の入札金額を見てもほぼ6割程度ということで、精度が非常に低い。予算見積りとの相違についての所見をお伺いしたいなと思います。我々の感覚では、この5,830万円でも非常に高額であると私は思っております。なぜこのような差異が出たということを説明願いたい。

もう一点ですが、設計のコンサルがいつもこここの1社ですね。その前のふれあいセンターも同じところになっていますが、これ随意契約ではないと思うんですが、そのところの説明も一緒にお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） それでは、大石議員の御質問にお答えいたします。

まず、設計金額と落札金額の乖離という点でございますけれども、この工事の設計のときに投光器のメーカーを1社のみの提示価格から2割を減額したものを単価とさせていただいております。この工事の内容からして、工事費の大半がLED投光器の代金となっております。実際に工事入札を行いましたところ、他メーカーの参入がありまして、そのメーカー間で競争が働いた結果、投光器の価格がこちらの予想以上に下がったことによりまして、このような差額が生じたものと考えております。

それから、設計業者が固定されているのではないかと、1社のみであるということですけれども、すみません、私がこの設計に関しては関わっておりませんで、私も事情をよく存じておらんのですけれども、よろしかったらまた事情調査の上、また再度お答えさせていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 落札価格、これは提示することができるんですかね、金額的なものは。落札された、今、仮契約されているところの金額ですね、詳細というもの。できればそれを出していただきたいなと思うんですけれども。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） 落札単価の詳しいものということですかね。それは後でご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 西村課長、後でというのはどの場でされるんですか、また後日ということでしょうか。

○生涯学習課長（西村 智道） そうですね、後日御説明させていただければと思います。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。

○議員（9番 大石 純） はい。

○議長（高橋 直也） ほかに、11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今、大石議員が質問されたことにちょっと関係するのでございますけれども、まず1点はですね、最低価格を決めていないということ、これはどういうことなんですかね。たしか入札の手続運用とかいうのがずっと出されていますよね。いろいろちょっと問題があって、そういう要項を作って出されたと思うんですけど、一般競争入札の場合はたしか最低価格制限を設けてあったような気がするんですけど、そこはちょっと確認しておきます。どうですか。

○議長（高橋 直也） 西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） 野瀬議員の質問にお答えします。

これも申し訳ないんですけど、私も設計段階ですね、それから入札決定の段階でちょっと関わっておりません。ですので、また後日、最低制限を設けなかった理由等については、後日説明させていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） それでは、野瀬議員、副議長のご質問に補足で答えさせていただきます。

指名業者を選考する場合には、指名業者選考委員会という会を開いて業者を選考しております。その中で業者の選考及び入札の方法について検討しております。

今回、最低制限価格を設けなかったのは、通常は建設業とかは設けるんですけども、今回は工事の内容が主に照明機器に大半の予算がかかっておりまして、照明機器というのは二次製品でございますので、製品の品質確保が保たれないと、及び下請業者の不当なしづ寄せがないということを考慮いたしまして、最低制限価格を設けておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 最低価格制限を設けてないということでございますけれども、例えばこれ最低価格を計算すれば、町で出された最低価格制限の計算方式を出されていますよね。それで計算すれば、これそれよりももっと下なんですよね。ということは、何で最低制限を設け

ているのかという理由については、一つはきっちりとしたそういう求めている製品、いわゆる成果物が本当にそれだけの品質があるのか、品質確保できるのかとか、そういう施工管理上、いわゆる発注者側の予定している成果品がきっちり出来上がるのかとか、そういうことで設けているんだろうと思うんですよ。そうすれば、例えばこれも一般的には設計価格の大体6割から7割を切れば、最低価格制限を設けてなくても低入札ということで調査するんですよね。本当にできますかと。どういう材料を入れますかとか、どういう体制を組みますかとか言って、ずっと調査をやるんですよ。その調査の中で、今、副町長もちょっとおっしゃいましたが、きっちり求めている成果物が出来上がるという判断をしましたというようなことではないと、なかなか契約までには至らないと思うんですね。

後でまた答弁しますということをおっしゃいますから、次の機会までにそういうところの見解をきっちり一つ示してもらいたい。本当に落札した業者が設計で求めている品質が納入できるのか。例えば、今おっしゃった答弁は、そういう製品がメーカーの都合でガタッとダンピングしましたよという話なんんですけど、それは設計の仕方が問題になってくるような気がするんですよね。もともと設計積算がこれでよかつたのかという話になりますし、そこら辺はきっちりとしつてもらいたいなと思います。

でないと、これは運動公園の改良工事でもこういうことがあったんですよね。半分くらいの設計で運動場の土砂の入れ替えをやりました。その時もちょっと申し上げたんですけど、そういう設計段階からもう一回きっちり考えておいてくださいということを申し上げて、また今回もこういうふうになっていますので、直っていないのかなというふうにちょっと考えます。こういう不信感を持たれないようなものに答弁していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしておきます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

日程第8. 議案第27号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第27号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 企画財政課の松元です。内容の説明をさせていただきます。

タブレットページで110ページをご覧ください。

議案第27号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,109万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,443万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、歳出から説明させていただきます。

予算に関する説明書、紙ですと5ページ、タブレットですと120ページをご覧ください。歳出の主なものを説明させていただきます。

2款1項9目自治振興費18節負担金補助及び交付金が240万円でございます。こちらのほうは、菊池校区のコミュニティ推進委員会のほうに助成を行いまして、コミュニティ活動の推進に役立つ用品などを購入していただくものでございます。

次に、3款1項11目国民健康保険費27節繰出金でございます。4,000万円を予定しております。保険基盤安定繰出金の保険税軽減分と保険者支援分のほうがマイナスとなりまして、一般会計からの繰出金のほうを5,000万円といたしております。

次に、同じく15目価格高騰重点支援地方交付金（不足額給付）事業費でございます。こちらとしては、補正額を8,218万円行っております。主なものといたしましては、18節の負担金補助及び交付金といたしまして、定額減税の補足給付分でございます。こちらのほうを8,000万円組ませていただいております。

次のページでございます。タブレットで118ページでございます。5款1項4目農業振興費18節負担金補助及び交付金の706万円でございます。こちらのほうは、水田農業DX推進事業費補助金といたしまして、1農業者の方が自脱型コンバインのほうの購入への補助という形で、県費の3分の1、町の6分の1を合わせた額の706万円を計上いたしております。

次に、10目の農村環境整備費の12節委託料でございます。こちらのほうは、大刀洗町北部地区の農道台帳作成の事業委託料といたしまして、937万2,000円を計上しております。

次に、歳入のほうをご説明させていただきます。戻って頂きましてこちらのほうがタブレットページの118ページでございます。歳入の主なものを説明させていただきます。

14款2項1目総務費国庫補助金でございます。4節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。こちらのほうは、物価高騰の分で事務費、事業費を合わせまして、9,150万6,000円を計上いたしております。

次に、15款1項1目民生費県負担金でございます。2節の保険基盤安定等の負担金でございます。こちらのほうはマイナスの700万円といったしております。

次に、15款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金でございます。こちらのほうは、水田農業DX推進事業費の県費の3分の1分、470万6,000円を計上いたしております。

次に、18款1項1目基金繰入金1節財政調整基金の繰入金といったしまして、4,950万円といったしております。

次のページをご覧ください。119ページでございます。タブレットで。次については、町債のほうの額という形になっております。

戻っていただきまして、114ページ、紙で3ページのほうをご覧ください。114ページは、第2表、地方債補正でございます。こちらのほうは、変更点のみでございます。起債の目的、公共事業費等債ということで、県営両筑平野二期事業といったしまして、限度額を補正前は590万円といったしておりましたが、補正後は770万円。一般単独事業債といったしまして、甘木鉄道の補助を590万円としておりましたが、690万円と変更をいたして、補正をいたしております。合計金額でございます。補正前が1,180万円、補正後が1,460万円となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） タブレットの120ページ、紙で5ページですけれども、まず歳出の自治振興費、240万円をコミュニティ助成事業補助金として菊池のほうに上げられておりますが、どのようなコミュニティの推進事業にこのような金額を付けているのか。また、4校区ございますが、なぜ菊池だけ付けられているのか、お答えください。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 白根議員の御質問にお答えいたします。

ページ5ページの自治振興費、負担金補助金及び交付金の240万円分でございます。こちらは、一般財団法人自治総合センターのほうから、公募に手を挙げた者に対して、選定されて交付されるコミュニティ助成事業というものに手挙げをしているものでございます。

内容としましては、菊池コミュニティ推進会のほうから計画書が出ておりまして、テントやタープテント、ベンチ、浄水器、寝袋などのアウトドアの活動に関するものの計画書のほうが出でております。このアウトドアの活動を新たに行うことで、これまでの既存活動で参加していなかった層の参加も見込めるためということで、コミュニティのさらなる推進をしていきますという計画書に基づいて、自治総合センターのほうから240万円の交付が確定されたものでございます。

今回、なぜ菊池校区だけかというご質問でございますが、こちらはここ数年、大堰、本郷、南

部コミュニティセンター、そして菊池校区ということで、輪番で年度ごとに手挙げをして、自治総合センターの補助金のほうを取りに行っていたものでございまして、昨年度が菊池校区コミュニティのほうにこういったものを取りに、計画を出しませんかということで、コミュニティのほうから計画書が出たものに関して、それを取りに行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第9. 議案第28号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第28号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは、議案書、タブレットページで122ページになるかと思います。議案第28号について御説明させていただきます。

議案第28号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度大刀洗町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,936万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、予算に関する説明書、タブレットページで126ページからご覧ください。

歳出のほうから説明させていただきます。議案書が1ページ、タブレットページでは130ページになります。

1款1項1目総務管理費の一般管理費でございます。補正額27万円の増でございます。12節の委託料、こちらは総合行政システム改修委託料を27万円計上しております。これは、高額療養費制度の所得分の基準見直しに伴い国保システムを改修する必要が生じるためでございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。1ページ戻っていただいて、予算に関する説明書の3ページ、タブレットページでは129ページになるかと思います。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額4,000万円の減額でございます。こちらは、国民健康保険税の税率及び税額が令和6年度から令和7年度にかけて据置きとなったことに伴いまして、国民健康保険税の歳入額を減額するものでございます。

まず、1節の医療費給付費分現年課税分につきましては1,800万円の減と見込んでおります。内訳といたしましては、普通徴収に係る分が1,700万円の減、特別徴収に係る分が100万円の減を見込んでおります。

2節後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、こちらにつきましても1,800万円の減を見込んでおります。内訳といたしまして、こちらも普通徴収に係る分が1,700万円の減、特別徴収に係る分が100万円の減を見込んでおるところでございます。

3節介護納付金現年課税分につきましては、普通徴収分といたしまして400万円の減を見込んでおるところでございます。

次に、4款1項1目県補助金の保険給付費等交付金でございます。27万円の増でございます。こちらは歳出のほうでご説明いたしました国保システムの改修にかかる費用で10分の10の補助となります。

次に、6款1項1目一般会計繰入金でございます。補正額4,000万円の増。1節保険基盤安定繰入金といたしまして1,000万円の減額でございます。1,000万円の内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金のうち国保税の軽減分にかかる分が900万円、保険者支援分が100万円の合計1,000万円の減と見込んでおります。

7節その他一般会計繰入金でございますが、保険税の収入減及び国保基盤安定繰入金の減による歳入不足を補うため、一般会計からの法定外繰入金5,000万円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと私、素人で分かりませんけど、一般会計から5,000万円繰り入れて法定外というご説明があったような気がするんですが、これは前回の議会で保険料の改正案を出されて現行のまだという御説明があったんですけど、その不足分ということでいいんですかね、法定外ということになれば。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 野瀬副議長の御質問にお答えいたします。

税額、税率のほうが据置きとなったことに伴いまして、保険税のほうで4,000万円の歳入不足が生じるというふうに見込んでおります。6款1項1目の1節保険基盤安定繰入金のほうでございますけれども、タブレットページの129ページですね、こちらにつきましては保険基盤

安定繰入金のほうが、一般会計からの繰入金を行うということでのペナルティーで100万円、それから7割・5割・2割の軽減分の補填といたしまして900万円が歳入不足となるということで、こちらのほうで1,000万円の歳入不足が生じると。合計で保険税と保険基盤安定繰入金合わせまして4,000万円と1,000万円でございますので、5,000万円を法定外繰入として5,000万計上しているところということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 1点は、5,000万繰り入れていきますということは、また来年度もまた同じように、保険料も変わらると思うんですが、そのくらいぐらいの歳入不足が見込まれて、やはり来年度もずっと継続的に法定外繰入をしていかないといけないようなものになるのかどうか、その考えを教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬副議長の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険の保険税率が、このままでございましたら当然これ以上一般会計からの繰入が生じてまいるというふうに考えてございます。また、この分は先ほど担当課長の方からも答弁いたしましたとおり、低所得者に対する7割・5割・2割軽減措置の分について、それについても軽減措置引き上がるるので、その軽減措置分も上がるんですけども、その分については補助金が入ってくるんですけども、その分が補助金が丸々入ってこない形になりますので、そういうこと也有って、こういうふうな繰入が税率が変わらなければ毎年起こってくるというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 福岡県の国保税の国保料というんですか、いわゆる保険料の水準の統一化といいますかね、7年度から逐次なんかやっていきましょうというようなことを見たことがあるんですよ。それは市町村によって違いますよね。それを大体県内同じくらいに統一しようという考え方かなと自分勝手に思っているんですけど、そういうことが毎年行われながら保険料が変わっていくんだろうと思うんですが、見通しとして、今のままの税率だったらちょっとまた法定外が出ますよという話なんだけど、いわゆる県下でそういう統一的な基準になってくれば、大刀洗町としては保険料が上がるのか下がるのか、現行の状態で何かお答えができればお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬副議長の御質問にお答えします。

本町の保険税率は県が示している標準税率よりも低く定めてございますので、当然県単位で将

來的には保険税率の一本化というのが國の方針になってございます。なので、まだそれには年数がございますけれども、一本化になった際には、本町の保険税率は大幅に引き上がることになるというふうに考えてございます。この点、前回の3月議会でも十分に御説明をすべきところだったんですけども、国保税率の引き上げができなかつたということに関して、今の厳しい経済情勢の中で増税はいかがなものかというのは、まさにお気持ちとしては分かるんですけども、一方で国保以外の保険加入者については、もうそれは関係なく引き上がっているところでございまして、その公平性の観点と、もう一つは国保に加入されている町民の方にとりましても、将来的には県の保険税率が一本化した際には、保険税率が引き上げざるを得ないわけです。ですから、今の保険者と今入っている国保の加入者と将来の加入者の間でも、そういう公平性の問題もあるということがございます。

町のほうが今基金があるので、そこから補填すればいいんではないかというのは一つはあるんですけども、町と国とのほうの財政で大きく違うのは、自治体には赤字だから赤字の地方債を発行する権限等ございませんので、基金等なくなれば当然赤字になれば、そこはもう財政再建団体になって、こういう国保税も含めて独自の事業というのは大幅に縮小せざるを得ないという現実がございますので、そういうのも含めて3月議会で税率の改定について御提案を差し上げたところですが、なかなか理解が得られなかつたということで、今回この不足分について補正をお願いをしているところでございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時13分

令和7年 第10回 大刀洗町議会定例会会議録(第2日)
令和7年6月10日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和7年6月10日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	渡邊 章子	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	西村 智道
建設課長	黒岩 雄二	住民課長	入江由香理
会計課長	案納 明枝	財政係長	福岡 信義
人事係長	西隈 佳菜		

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第10回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会及び町広報委員の担当者より、議場での写真撮影の申出がありましたので許可をしております。御了承ください。

議事に入ります。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております4番、平田康雄議員、発言席からお願いをいたします。

なお、平田議員より、資料の配付の申出がありましたので許可をしております。しばらくお待ちください。議員はタブレットを御確認ください。

[資料配付]

○議長（高橋 直也） それでは、平田康雄議員、一般質問をよろしくお願いいたします。

4番 平田 康雄議員 質問事項

1. 国際交流の推進について
2. 町の施設への勉強机の設置について
3. ボランティアの表彰について

○議員（4番 平田 康雄） 皆さん、おはようございます。いよいよ梅雨になりますが今日も雨が降っておりますけれども、天気予報を見ますと今週いっぱいうつと雨ということでございまして、災害にならなければいいなあと思っているところでございます。

それでは質問いたします。

私は今回、国際交流の推進と、町の施設への勉強机の設置、ボランティアの表彰の3件について質問します。

まず最初に、国際交流の推進について質問します。

国際交流の推進については、平成31年3月に策定された第5次大刀洗町総合計画の基本計画において、目標とする姿や現状と課題、施策の展開などが示されています。

目標とする姿としては、町民と外国人の交流が進み、国際感覚が培われることとされていますが、外国人へのおもてなしに関する準備ができていないことや交流機会、国際感覚の不足などの

課題も挙げられています。

また、計画では、国際交流を推進するため、3つの施策の展開方法や成果指標の目標値も示されていますが、町民の国際感覚を醸成するためには、計画に基づき、国際交流を推進するための各種施策を確実に実施することが重要であると思います。

それでは質問します。

1つ目は、国際交流の現状や国際交流を推進するための各種施策の対応策などについてであります。

まず、本町における国際交流の現状はいかがでしょうか。

次に、国際交流を推進するための施策を展開するため、具体的にどのような対策をお考えでしょうか。

3つ目は、成果指標の目標値についてですけれども、成果指標ではイベントなどにおける国際交流数を3件増やすことを目標にされていますが、具体的にはどのような施策をお考えでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問の国際交流の推進について答弁をいたします。

国際交流の現状や各種施策の対応策についての御質問でございます。

大刀洗町では、先ほど議員から御紹介がありましたとおり「町民と来訪外国人・在住外国人の交流が進み、国際感覚が培われること」を目標に、外国人受入体制の確立や在住外国人との交流、国際感覚の育成の各種施策に取り組むこととしてございます。

この点、外国人受入体制の確立では、大刀洗町グリーンツーリズム協議会が設立をなされ、昨年度は、台湾・シンガポール・マレーシア・香港・中国から5件のインバウンドの受入れをされているところでございます。

また、在住外国人との交流では——これは次の質問の中で詳しくお答えしたいと思いますが、町のイベントへの参加やスポーツ交流イベントなどが実施をされてございます。

加えまして、国際感覚の育成では、小中学校にALTを登用するとともに、昨年度のえだまめ収穫祭では、アメリカやブラジル・ペルーなどからの留学生にも御参加をいただき交流を深めたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

計画策定後6年が経過しました。いろいろな事業を実施されているようですが、その施策としての実施状況はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田康雄議員の御質問にお答えいたします。

施策の実施状況ということでございまして、数値目標としましては現状事後としておりました。こちらは内容によりましてはインバウンドの受入れ、ALTの登用、在留外国人のイベント参加等で5件ということにしておりました。

毎年、ドリームまつりやえだまめ収穫祭に、先ほど来申し上げていますように試験研修生や海外県人会等の関係者を招致したり、住民と外国人が気軽に交流できる場の創出に努めております。しかしながら、地域と外国人がもっと生活の中で気軽につながる仕組みづくりなどというところは、まだ十分に推進できていない状況にあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、成果指標の目標です。新たに始まった交流、先ほど町長がグリーンツーリズムと言われましたけれど、何か新たに始まった交流というのはあるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 先ほど町長の答弁にございましたとおり、町内でそういった外国人の旅行客でありましたり、大刀洗町のほうに訪れる旅行客のほうをおもてなししてくださる大刀洗グリーンツーリズム協議会というものが地域のほうで設立されまして、そちらの活動を町としても支援しておるところでございます。

そのほかには、大刀洗みらい研究所のほうで研究が進んでおりますテーブル世界旅行などという在留外国人の方が自国の料理を振る舞うようなイベントでございましたり、町内の社会福祉法人の情報交換会として、社会福祉法人施設に就業しております外国人の方々と従業員との交流会、それに最近ですと町民体育大会の競技のほうに参加をいただいているという実績がございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 目標値は3つ増やすというようなことを書いてありますけれども、この外国人を対象としたグリーンツーリズム、それが一つ始まっているということですね。——はい、分かりました。

次の質間に移ります。次の質問は、外国人研修生の現状や交流の状況などについてであります。総合計画によると、外国人に対するおもてなしの整備ができていないことや交流機会とか交流の場が不足していることが、本町における国際交流推進のための課題とのことであります。この課題を解決するため、町内在住の外国人が外国人同士または町民などと気軽に交流できる場を創

出していく必要がありまして、地域と外国人がつながる仕組みづくりや外国人雇用事業などの把握を進めるとされています。

そのような中で本町では、毎年開催しているえだまめ収穫祭やドリームまつりなどに外国人留学生が招待されているということでございますけれども、農業研修のために来町されている外国人研修生というのはあまり見かけないようでございます。町民との交流もあまり進んでいないというふうに思われます。

ここで質問ですけれども、まず外国人研修生の現状についてでございます。本町においては近年、外国からの農業研修生が増加傾向にあるようですけれども、直近5年間の研修生の動向はどうなっていますか。また、研修には農業研修のほか企業研修などがあるようですが、研修区分ごとの研修生の数が分かればお願ひいたします。

次に、研修生との交流の状況についてであります。成果指標の現状では、外国人との交流数が5件となっていますけれども、具体的にはどのような交流が行われていますか。その中で特に研修生との交流はあるのでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 外国人研修生の現状や交流の状況についての御質問でございます。

まず、直近5年間の研修生の動向と研修区分ごとの研修生の数についてでございますが、町では外国人研修生の動向や研修区分ごとの具体的な数については把握できていませんが、直近5年間の外国人の数は、令和2年度末が361人、令和3年度末が376人、令和4年度末が480人、令和5年度末が597人、令和6年度末が664人と5年間で303人増加をいたしております。

また、昨年度令和6年度末現在の在留資格別外国人数では、外国人合計664人中、団体管理方で実習2年目から3年目の技能を習熟するための活動である技能実習2号口が238名と最も多く、次いで在留期間が最長5年で技能実習とは異なり、既に修得した技能を生かして日本で就労する特定技能1号が149名と次いで多く、以下、団体管理方で入国後実習1年目の技能を修得するための活動である1号口が77人、団体管理方で実習4年から5年目の2号で習熟した技能をさらに深める活動である3号口が18名となってございまして、外国人の技能実習生と特定技能従事者の合計は482人と外国人全体の7割を超えているところでございます。

次に、成果指標で示されました交流の内容についてでございますが、先ほど担当課長からも答弁がありましたとおり、町民体育祭やドリームまつりなど町のイベントへの参加をはじめ、昨年度は町内の福祉施設で働く外国人福祉ワーカー交流会を中心公民館で開催をしたところでございます。

また、MEGURU STATIONの活用に関する外国人研修向け企業説明を実施したほか、地域おこし研究員の企業訪問をきっかけとしたフットサル大会の開催や、大刀洗みらい研究所の研究員による調査研究により、テーブル世界旅行等の交流イベントが実施をされているところでございます。

○議長（高橋 直也） 再質問よろしいでしょうか。平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

今年3月に策定された大刀洗町人口ビジョンによると、2014年から2024年までの10年間に外国人は480名増えて、先ほど町長が言われたとおり、664人となっております。これは農業研修生などが増えているんではないかと思いますけれども、実際のところどのようになっていますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 平田議員の御質問にお答えします。

町では研修区分ごとの具体的な数は把握できておりませんが、在留資格別でいきますと、技能実習が増加傾向にあり、4年間で165人が増えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 研修区分ごとの具体的な数というのはなかなか把握が難しいということですけれども、本町における国別の外国人の数は分かりますかね。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 平田議員の御質問にお答えします。

国籍別では、令和6年度末現在、ベトナムが223人、フィリピンが208人、ネパールが56人と19か国中、上位3か国で約73%を占めています。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 私も畠なんかに出ますと、結構ベトナムの方にお会いする機会が多いんです。やはり多いんですよね。大体30%以上ですかね。——はい、分かりました。

次の質問に移ります。次は、外国人研修生との交流促進についてであります。

総合計画では、国際交流を推進するための施策の一つとして、在住外国人との交流が挙げられています。本町には農業研修生など外国から多くの研修生が来町されていますので、えだまめ収穫祭とかドリームまつりなどに招待して町民との交流を深めることができるんじゃないかなと思っています。

ここで質問ですけれども、町民との交流を促進するため、外国人研修生を、えだまめ収穫祭や

ドリームまつりなどの町のイベントに招待することはできませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 外国人研修生との交流促進についての御質問でございます。

町のイベントへの研修生の招待についてでございますが、今後とも町民体育祭やドリームまつりなど町のイベントへの参加を促すとともに、外国人研修生の交流促進に関して雇用者側の理解が得られますよう努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

以前、町では、農業研修生をドリームまつりに招待して交流を深めた実績があるというふうに伺っております。これはなぜこの継続や実施ができなかつたんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

なぜ継続的に農業研修生等をお祭り等に招致できなかつたかということでございます。町では以前、町内の農業研修生をドリームまつりのほうに出演の依頼をして、舞台に上がって踊っていただくななどというパフォーマンスをしていただいた実績がございます。その際に研修生または雇用側のほうから準備等が大変だったということで、毎年出るのはちょっと困難かなというお話を頂いておりましたので、現在のところは毎年継続的に出ていただくというところまでには至つております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに舞台に上がって舞踊してもらうとか、歌を歌ってもらうって練習せなあかんから。忙しいので難しいと思うんですよね。だから、別にその舞台に上がるとか、そういう民族舞踊を実演するとかいうことの要請はせずに、ただ単に祭りに参加していただければいいんじゃないでしょうか。ぜひ町のイベントに招待して交流を深めていただきたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 今後の交流についてでございます。えだまめ収穫祭のほうは、今年度は今週の土曜と日曜に開催しておりますので、雇用支援の方とお会いしたときには「ぜひ実習生のほうも遊びに来てください」ということで声掛けはさせていただいておりますが、11月に予定していますドリームまつりのほうでしたらまだ期間もありますので、あと体育祭等の参加のほうも呼びかけていきたいというふうに考えております。

なお、町のほうでは、所属機関に特定技能外国人の受入れに当たって、まちづくりに協力をし

ますよという協力確認書の提出というものを今求めておりまして、そういったまちづくりに協力してもいいですよという企業様が今31社ございまして、そういった協力企業様とも連携しながら、どのような形で外国人との交流ができるか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康生議員。

○議員（4番 平田 康雄） これは特定技能外国人が今後なお一層増えていくだろうということから、国のはうでは地域における外国人との共生社会の実現、これを進めるための動きがあるということで、インターネットで調べてみると、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針、これにそういうことが明記されております。

それで最近、田んぼなんかを歩いていますと、外国から来られた農業研修生、ベトナムとかが多いようですけれども、そういう方が多くなってきましたし、それから町の人口ビジョンによれば、外国人の数というのはこの10年間で3倍以上に増加しています。今後も増加するだろうということが考えられますので、町としては一層外国人との交流を促進する必要があるんじゃないかなと思います。

このような状況の中で、先ほど言いましたように、国のはうでは外国人との共生社会の実現というのを進める考え方のようですので、町としても、えだまめ収穫祭とか、先ほど言いました体育祭とかドリームまつり、こういった各種イベントに外国人研修生を招待しまして、やっぱり町民との交流が深まるような取組、これを進めていただくよう要請したいと思います。

以上をもって、1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問は、町の施設への勉強机の設置についてであります。

まず、配付した資料、写真をご覧ください。上段が、小郡市生涯学習センターに設置されている勉強机であります。1人用の机が31基設置されておりまして、子供たちを中心に多くの市民が有効活用されているようでございます。勉強机は、年末年始の期間を除き、月曜日以外は毎日8時半から夜の7時まで使用可能だそうでございます。私は土曜日の3時頃伺いましたけれども、31基のうち20基が使用されておりました。

それから、下段は、久留米市のコスモすまいる北野に設置されている勉強机であります。こちらは施設内に独自の部屋が設けられておりまして、2人がけの机が10基設置されています。私が訪問したときは3名の方が利用されていましたけれども、試験前になるとほぼ満杯になるということでございます。

本町でも、ドリームセンターとか中央公民館あるいは校区センター、そういった施設に勉強机を設置したらいんじやないかと考えたところでございます。

それでは質問します。まず、町の施設への勉強机の設置状況などについてであります。

小郡の生涯学習センターや久留米市のコスモすまいる北野には、市民のための勉強机が設置されていますが、本町の施設への勉強机の設置状況はいかがでしょうか。

次に、町の施設に勉強机を設置することについての町の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問の町の施設への勉強机の設置について答弁をいたします。

町の施設への勉強机の設置状況についての御質問でございます。

まず、設置状況についてですが、現在のところ各校区センターをはじめ、町の施設には勉強机の設置はございません。

次に、勉強机設置に関する町の考えについてでございますが、各校区センター等に学習や読書等に利用ができるスペースがあることは望ましいものと私自身も考えてございますが、設置場所の確保や管理運営上の課題もあるものと認識をしてございます。

教育委員会所管分につきましては、教育長から答弁を頂きます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の勉強机の設置状況と考えについて答弁させていただきたいと思います。

まず、町の施設への勉強机の設置状況についてですが、現在、教育委員会が管理する施設において、小郡市のように多くの来館者が自由に勉強等に使用できる机等は設置しておりません。ただ、町立図書館には図書館の本を利用する方向けではありますけれども、学習もできるスペースを設けており、ある程度の需要を満たせているものと考えているところです。

そのほか、議員御質問の意図とは異なるかもしれませんけれども、子供たちが放課後や長期休暇中に自由に学習できる子供のための学習スペースを、こども家庭センター内に設置しているところです。

次に、勉強机を設置することについての考えですが、今まで校区センターにおいて、子供たちが放課後等にタブレット等を活用しながら学習できるよう、ロビーや曜日指定で部屋を開放していただいているところです。今後、可能であるならば、不登校生を含め、子供たちが学習や読書等も兼ねることができる部屋の確保や学習机の設置の必要性というのは、教育長として感じているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問いたします。

現在、こども家庭センターに6基の机が設置されておりまして、2名の指導員によって積極的

な指導が行われていると。これは承知していますし、すばらしいことだと思っております。これは不登校対策の一環として設置されているものでありますて、一般の町民を対象としたものではないと思います。

一方で、小郡市や久留米市の施設に設置されている勉強机といいますのは、全ての市民を対象として設置されているものであります。やはりいろんな場所に勉強机を設置して、誰でも、いつでも自由に利用できたらすばらしいと思っております。ぜひ小郡市や久留米市の事例を調査の上、勉強机の設置に向けた検討を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） 平田議員の御質問にお答えします。

現在のところ、教育委員会が管理する施設に勉強机を設置する考えは早期にはありませんけれども、小郡市や久留米市等、近隣市町村の事例については調査して検討をいたしたいと思っております。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ぜひしっかりと調査していただきまして検討してください。

次の質問に移ります。2つ目の質問は、町の施設に勉強机の設置についてであります。

小郡市では、勉強机を設置するため、森林環境譲与税を活用されたそうであります。

本町でも、森林環境譲与税は7年度予算に農業振興費で17施設、備品購入費として270万円が計上され、使用目的は木製品の購入となっております。現在のところ勉強机を設置する考えはないようですけれども、この予算を活用し、勉強机を設置できるんじゃないかと思っております。

そこで質問ですけれども、まず森林環境譲与税による勉強机の設置についてであります。

本町においても森林環境譲与税を活用し、勉強机を設置できませんか。

次に、大刀洗ドリームセンターや中央公民館などの町の施設に勉強机を設置してはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 町の施設への勉強机の設置についての御質問でございます。

まず、森林環境譲与税の活用についてでございますが、森林環境譲与税は市町村による森林整備等の財源として、国政の森林環境税を財源に市有林・人工林面積・林業就業者数及び人口に基づき案分された額が、令和元年から贈与をされているものでございます。この使途は、間伐等の森林整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する施策に充てることとされてございまして、大刀洗町では県産材を使用した木製品購入

費に使用しているところでございます。

具体的には、ベンチ・テーブル及び木製玩具等を庁舎や学校、保育園などの備品として購入してございまして、先ほど議員から御紹介がありましたとおり、本年度も270万円の予算を計上しているところでございますが、これは昨年度に要望調査を実施し、既に購入する木製品等が決定してございますので、来年度以降、勉強机設置の要望等があれば検討してまいりたいと考えてございます。

次に、大刀洗ドリームセンターや中央公民館などへの設置については、教育長から答弁を頂きます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員の御質問、大刀洗ドリームセンターや中央公民館などへの勉強机の設置についてということの御質問でございます。

先ほどの御質問にもありましたように、小都市の生涯学習センターの勉強机は、エントランスホールやラウンジスペースをつなぐ幅広い通路の壁際に並べられているのは存じているところでございます。通路の通行や施設利用には支障がない形で置かれているところです。

本町のドリームセンターあるいは中央公民館では、簡易な利用ができる数台の机・椅子は配置しているところですけれども、多くの勉強机を置くスペースを確保することは困難な状況です。また、中央公民館にも常に開放できるような部屋の余裕はなく、いつでも誰でも自由に使える勉強机の設置は困難であるというふうに考えているところです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

森林環境譲与税として270万円が予算化されているということですけれど、何か保育園とかで使うようなことを言わわれていますけれども、本年度は具体的にどういうものに使われるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 平田議員の御質問にお答えいたします。

本年度の森林環境譲与税の利用状況という御質問でございますが、本年度につきましては、小中学校、保育園、公共施設等からの要望により、テーブル・椅子・収納棚等を購入する予定しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） この森林環境譲与税というのは何か森林環境譲与税基金というのも

あるようですけれども、この譲与税というのは毎年全額使用されるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 平田議員の質問にお答えいたします。

森林環境譲与税は令和元年度から譲与されておりますが、当初は全額使い切れず、残額は森林環境譲与税基金として積み立てておりました。しかしながら、本年度も含めたここ数年は要望も増えたことで年度ごとの譲与税全額を使用しており、さらに不足分を基金から繰り入れて運用しております。来年度以降も、譲与税より要望のほうが少ない場合は基金として積み立て、譲与税額より要望額が多い場合は基金から一般会計に繰り入れて運用してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 子供たちや高齢者が自転車や歩いて行ける場所としては校区センターがあります。この校区センターに勉強机を設置することはできませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

校区センターでの学習机の設置ということでございます。こちらは地域振興課のほうでも校区センター長会議等で議論をしておるところでございます。

現在のところ利用者が主に小学生が多いということで、勉強机というよりは、現在設置しております大きなテーブルや和室などで床でといいますか、机等を使用せずに——今日、資料でお配りいただいたような「個別にしっかりと勉強ができるような勉強机の必要性は感じていない」という御意見を頂いておるところでございますが、今後、中学生や高校生、受験生等のこういった机を利用する方が出てきた場合には、また再度検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 今年の5月頃、小郡市の生涯学習センターへ行きましたけれども、センターの廊下に——写真にありますように、立派な勉強机がずらっと並んでおりまして、子供たちが一生懸命勉強していくすばらしいなあと感じたところでございます。

本町でも、ドリームセンターとか校区センターなどにそういう勉強机を設置したら、子供たちがしっかりと活用できるんではないかと考えた次第であります。

なお、子ども・子育てセンターに設置されている勉強机というのは不登校対策としてはすばらしいと思いますけれども、非常に遠いということで菊池からは遠いんじゃないかと思っておりますので、小学生はなかなか利用が難しいということを感じております。小学生の不登校対策も含

めまして、やはり校区センターに勉強机を設置したらしいんじやないかなあと思っております。

また先日、地域振興課から説明がありましたけれども、本郷ふれあいセンターの改修が今年行われるということで、図面を見ますと2階に学習室というのがありますから、こういったところに勉強机を設置したらしいんではないかと思っています。

資金としては、先ほど言いましたように、森林環境譲与税を活用すれば十分に対応できるんじゃないかと思います。ぜひ設置に向けて検討してください。

これで、2つ目の質問を終わります。

3つ目の質問は、ボランティアの表彰についてであります。

私は昨年6月議会において、ボランティアに表彰を行うべきじゃないかと質問をしましたが、町長の回答は「表彰審査委員会にて検討する」とのことでした。その後、追跡調査では「10月7日の審査会において表彰する方向で検討する」との回答がありましたので、私は今回のドリームまつりで表彰が行われるんではないかというふうに期待していましたけれども、現在のところなかなか動きがないというふうに思われます。

また、感謝状授与についても質問いたしました。もし表彰ができない場合は、感謝状を授与してはどうかとの内容でした。この件についても、課長から「表彰審査委員会で検討する」との回答がありました。これらの件について、表彰審査委員会では具体的にどのような検討が行われ、どのような結論になったんでしょうか。

それでは質問いたします。まず、ボランティア表彰の検討状況などについてであります。

表彰審査委員会では、ボランティア表彰についてどのような検討が行われ、結果はどうなりましたか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問のボランティアの表彰について答弁をいたします。

ボランティア表彰の検討状況についての御質問でございます。

表彰審査委員会における検討状況や検討結果についてでございますが、表彰条例に基づく表彰につきましては、昨年10月7日に表彰審査委員会を開催し、ボランティア活動をされていらっしゃいます個人への表彰については、活動年数の把握が難しいなどの課題もございまして、引き続き検討することとしてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

10月7日の表彰審査委員会において「引き続き検討する」とされた後、既に8か月以上は経

過しております。現状はどうなっているんでしょうか。表彰は困難である旨の決定がされたんでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） ボランティア表彰は、表彰審査基準に合わないので推薦が難しいということからですけれども、結論が出ず継続協議となっております。現在のところ表彰審査委員会で正式には決定されておりませんが、事務局としましては表彰が困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ボランティア活動は活動年数などの把握が難しいということですけれど、これはどういうことですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 大刀洗町表彰条例の第4条に、町政功労者表彰には、その職に何年以上在職したものとございます。

また、社会功労者表彰におきましては、産業の開発・振興に努めた者など9項目におきまして、特に町民の模範として功績のあった個人または団体となっております。表彰するに当たり、活動期間も大事かと思われております。しかし、それを担当する部署や社会福祉協議会におきましては、その活動期間の把握が困難でございますので、推薦ができない状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 各業種によって熱心にボランティア活動をされている方につきましては、区長さんが十分に内容を把握されていると思っております。区長に推薦をお願いしても駄目ですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 表彰の推薦におきましては、正確な基準に基づきまして実施する必要があると考えております。つきましては、ボランティア表彰の意味で、曖昧な基準で推薦するのは問題があるというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、2つ目の質問にします。2つ目の質問は、ボランティアに対する感謝状の授与についてであります。

私は、ボランティア表彰に続き、感謝状の授与についても質問いたしました。もし表彰ができない場合は、感謝状を授与してはどうかとの内容であります。この件についても、課長から「表彰審査委員会で検討する」との回答がありましたけれども、どのような検討が行われ、結果はどうなりましたか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 感謝状授与についての検討状況の御質問でございます。

表彰審査委員会における検討状況や検討結果についてでございますが、5月26日に分科長会議が開催されておりまして、その会議終了後に区長、会長、副会長に対しまして、ボランティア活動をされている方への感謝状の贈呈について、町の考え方を説明し、意見をお聞きしたところでございます。

今後、感謝状贈呈に関する規定の案を作成しまして、9月に開催予定の表彰審査委員会で御審議をいただいた上で御審議が通りましたら、10月頃に区長の皆様に説明と推薦依頼ができないかと考えているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問をします。

まず、ボランティアに対する感謝状授与の対象者についてであります。

私は、見守り隊のボランティアを長年続けられた方に対し、感謝状を授与したらどうかとの質問をしたところでございますけれども、町としては感謝状授与の対象者についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 感謝状の贈呈の対象者におかれましては、見守り隊に限らず、地域で長期にわたりましてボランティア活動をなさってある方のうち、区長さんから御推薦いただき、またかつ本人の了承が得られた方を対象と考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 地域で長期にわたりボランティア活動をされてある方を区長が推薦するということですけれども、推薦するための基準とかいうのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 推薦の基準でございますが、まだ正式に決まったわけでは——規定等まだできておりませんけれども、地域で熱心にボランティア活動をなさってある方につきましては、区長さんが十分御承知かと思っております。

事務局で検討しているものにつきましては、5年以上の活動をなさっている方を推薦いただけ

ればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 非常に前向きに検討されておりましてありがたいと思っております。

この各種表彰についてはドリームまつりで行われていますけれども、感謝状の授与、これもドリームまつりで行われるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 感謝状の贈呈式におきましては、ドリームまつりとは別の日程で開催したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 今回の質問は、住民の方から「小学生の通学ボランティアは、雨の日も風の日も熱心に活動を行っておられるので、頭が下がります」と。毎年ドリームまつりでいろんな方が表彰されているけれども、通学ボランティアの方も表彰を行うべきじゃないかというふうな要望があったわけでございまして、昨年6月議会で表彰を行うように要請したところでございます。

表彰については当初から、表彰審査基準に合わないという意見がありましたので、併せて表彰できない場合は、感謝状を授与したらどうかと意見を申し上げたところあります。その後1年近く経過しましたけれども、先ほど言いましたように、動きがないので、今回あえて質問させていただきました。やはり表彰というのはなかなか難しいようですが、感謝状の授与については非常に前向きの回答がありましたので、少なからずほっとしているところでございます。

今後とも感謝状の授与に向け、表彰審査委員会でしっかりと検討されまして、そこでしっかりと説明して、できる方向で事務を進めていただくようお願いいいたします。

以上をもって質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩いたします。議場の時計で10時30分より再開いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、2番、古賀世章議員、発言席からお願ひいたします。古賀議員。

2番 古賀 世章議員 質問事項

1. 取り戻せ「真っ当な」町政を。
2. 倒壊寸前の「放置空き家」その後の対応について、改めて問う。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀世章でございます。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして「住民主体の住みよい安全で安心なまちづくりを目指して」という観点から、本日は以下2件につきまして質問をさせていただきたいというふうに考えます。

まず1点目は、取り戻せ「真っ当な」町政をということでございます。

2点目が、倒壊寸前の「放置空き家」その後の対応についてということを改めて問うものでございます。

なお、質問は小項目ごとに行いたいと考えます。

それではまず、1点目の質問でございますが、昨年12月の一般質問で取り上げました、町課長職員の自作宿泊証明書による費用請求問題で継続して調査を行っておりますが、ほかにも同様な請求を複数回繰り返していたということを同職員がお認めになっておられます。

当時の町長や教育長の御答弁では「これ以外には、この種の事案は後にも先にもない」というようなことでございましたが、前回の御説明とは極めて大きな齟齬があり、改めて問うものでございます。

まず、（1）番でございますが、当時の懲戒審査委員会の答申では、先ほども申しましたが、当該職員は過去に非違行為による処分歴がなく、本人も深く反省しておるという理由から、訓告の極めて軽い措置であったように認識をしております。

今回さらに複数の不適切な請求を当該職員が認めておられます、まずこれをどのようにお考えでしょうか。町長、そして教育長に御答弁をここはお願ひしたい。

これから考えますと、前回の懲戒審査委員会の調査は抜け穴だらけであったようにも思われますが、当時の委員会では具体的に何を調査あるいはお調べになったのか。これは極めて大きな問題でもあり、当時、副委員長をされておられました柴田教育長と、前の総務課長でございました松元さんに御答弁をお願いしたいと考えます。

そして、今回の状況は前回の御説明とは大きな乖離がございまして、今後、懲戒審査委員会をもう一回やり直すお考えはないのかどうか。これは町長、教育長へお尋ねをいたします。どうかよろしく御答弁のほどお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） それでは答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、古賀議員御質問の取り戻せ「真っ当な」町政をについて答弁をいたします。

職員の旅費の不適切請求についての御質問でございます。

まず、どう考えるかについてでございますが、今回、百条委員会の中で職員の宿泊を伴う旅費請求に係る添付書類に関連しまして新たな疑義が生じていることにつきましては、大変遺憾に思っているところでございます。

次に、前回の委員会調査についてでございますが、前回の職員分限懲戒審査委員会におきましては、出張命令どおりの用務に従事した一方で、実際に宿泊したホテルとは別の宿泊施設の宿泊証明書を自作し、出張復命書に添付した事案について審議したものと理解してございます。

次に、懲戒審査委員会をやり直す考えについてでございますが、今回、百条委員会の中で、職員の宿泊を伴う旅費請求に係る添付書類に関連しまして新たな疑義が生じてございますので、当該職員から事実関係を確認した上で改めて職員分限懲戒審査委員会において審議し、対応してまいります。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、2点目の今回の複数の不適切請求を認めているが、教育長としてどう考えるかということについて答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、議員の御指摘もありますように、百条委員会で新たな事実が、複数疑義が生じているというのは存じ上げているところです。最近、懲戒委員会の記録で明らかになって、過去にも類似行為が見られたことは不適切な行為であったということで非常に残念であり、私も遺憾に思っているところです。当時の監督者として、これを重く受け止め、再発防止に向けた取組を進め、公正で信頼される行政運営の実現を目指したいというふうに考えているところです。

次に、2点目の前回の委員会調査は抜け穴だらけだが、何を調べたかの質問ですが、これは令和4年の11月29日、当時、懲戒委員会による調査については私自身も副委員長でおりました。本人からの聴取をして事実関係を中心に聞き取りをさせていただいて、関連する文書や証言を基にした判断を進められたというふうに考えているところです。

ただ、議員の御質問にありますように、当時の調査の透明性や網羅性、どこまで調査するかということが十分でなかったということは素直に認めざるを得ないというふうに思いますし、御指摘のとおりだというふうに考えているところです。今後は、当初から答弁いたしましたように、本件を契機として信頼性の向上を目指し、規程の整備や職員への教育など、再発防止策を検討することが非常に重要になってくるというふうに思っているところです。

3点目の懲戒審査委員会をやり直す考えについては、先ほど町長が答弁しましたように、新たな疑義が生じていますので、改めて職員分限懲戒審査委員会の審議ということが必要になるというふうに考えているところです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

前回の委員会の調査についてでございますが、町長のほうと答弁が重複するところもあるかと思いますが、教育長が本人から聞いたヒアリングと間違いないかというのを副町長と私で再度ヒアリングを行い、委員会を行いまして、出張の用務についてはきちんと従事していた。また、宿泊も行っており、その宿泊証明が再度提出されたというところと、その部分も含めて逐条解説等のほかの事例を検討した結果、その部分で審議を行ったというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございました。

先ほどの2番目になると思いますが、懲戒審査委員会です。これは本当に具体的にされたのかどうか、いまいちよく分かりません。具体的なお答えを頂かなかつたように聞こえますが、もう1回そこの点を細かくお願ひしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 当時、懲戒審査委員会の副委員長をしておりましたので、これは間違なく実施をされていますので、そういうふうに答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） それは実施はされるとでしょうね、こう今までの成り行きからいたら。私が問うているのはそうではなくて、具体的にどのようなことを調べられたのか、ないしは調査されたのか。この段階でもっと聞き取りをやっておかないといけなかつたんじゃないかなというふうなことを考えておりますが、そこら辺はいかがですか。もうちょっと詳しく御説明いただくと助かりますけれど、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、御質問にお答えしたいというふうに思います。

当日は私の記憶では、私文書及び公文書偽造に伴う処分規定がないということで、会議の中でいろいろと御質問を私もそういう立場でさせていただいた記憶はあります。

訓告処分というのはいかがなものかということの御指摘もあるし、軽い処分ではないのかといったところだろうというふうに思いますけれども、処分規定がなかったこと、あるいは宿泊事実があり実害がなかつたこと、そして過去に処分歴がない点といったようなことが調査でお聞きしましたから、そういうことも加味したことで私としては合理的な判断がなされているというふうに思いましたし、状況に応じた柔軟な対応がなされたというふうに思って私としてはその訓告

というのが適切だろと、そのときには当時は考えたところです。

先ほど言いましたように、それ以降の過去の分については確かに調査の収集方法や調査の範囲について抜け、漏れがあったというふうなことは指摘されておりますので、この点については抜け穴とみなされている原因というか、要因というふうに考えていますので、そこは不十分だったんではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 細かくありがとうございました。

ただ、よくよく考えてみると、この方はやはりいろいろ調査で分かったんですが、常習性とか習慣性みたいなのがございまして、何のためにこれをやっているのかというのがよく分からないんですね。言い方は悪いけれど、こそどろというような感じなんですよ。だから、そういう方であるというようなことは上司として全然感じられていなかつたのかどうか。そこをちょっとやっぱり聞かせていただかないとい、これから先は調査が進まないと思うんですよ。そこをもう一度、教育長、御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 当時、私も教育長となってちょうど1年たつか、たたないかの時期だったというふうに思います。彼が課長になったのが4月からでございましたので、それまでの仕事ぶり等々については私も詳しく存じ上げてはいませんでしたけれども、若いときの働き具合とか、そういったことを見て——こういうことを過去に行っていたということについては全く存じ上げていませんでしたし、信じて仕事を任せていたところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） はい、分かりました。

ちょっと町長に確認ですけれども、今回の懲罰審査委員会は、先ほどから話しておりますように、柴田教育長が副委員長をされております。自分の部下が裁かれるという言い方は悪いですけれども、議論されているのに何でそういう上司が、しかも副委員長になつたのか。どうも合点がいかないのですけれど、それはどういう考え方で指名されておるか、ちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

どうして副委員長に教育長が就任をしているのかという御質問かと思います。どうしてというのは私自身も分かりませんけれども、基本的にはその職員分限懲戒審査委員会の規定に基づき、

そういう人選で委員会が構成されているものというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっとそこはいかがなものかと。この紙に書いてあるから、そのとおりしたまでだよというような御答弁やに聞こえましたけれども、そこはやはりちゃんと町長として任命するわけでしょう。分限懲戒審査委員会、そういうことはお考えにならずに、ただ紙に書いてあるからしたというお話ですか。そこをもう一度お答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

議員御質問の件につきましては、大刀洗町職員分限懲戒審査委員会規程に定められておりまして、その中で「委員長は副町長をもって充てる。副委員長は教育長をもって充てる」というふうになってございますので、その規定に従ったまででございます。当然、例えば職員に非違行為等ございましたら、委員長である副町長にしても、それはもう全員の上司でありますので、その上司を外すという考えにはならないのではないかというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） どうもいまいちよく分からぬのですけれど、そこに書いてあるから、ただしたまでだと私には聞こえるんですよね。本来なら、そこはやっぱり町長が出て行くべきじゃなかつたのかなという気持ちもあります。まあ、お忙しかったから行かなかつたというなら知らないですけれど。

何でこういうことを言うかというと、自分の部下が裁かれるときに、自分の上司が委員長みたいなことをやつとったら、なるものもならないのではないかということも懸念されるわけですね。そういう点を踏まえてお尋ねをしようですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

今、古賀議員のほうから御指摘があった点については、当たらないというふうに私自身は考えてございます。これは自分の部下であったとしても、きちんと職責を持ってそれぞれの委員会で審査するものというふうに私自身は認識してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） だから、私はこういう状況であれば、町長が乗り出していってもよかつたんじゃないだろうかというふうに考えたところでございます。——はい、分かりました。じゃあ、そういうことで、次の質問に行きたいと思います。

（2）番目でございますが、当該課長は「令和5年1月から町が宿泊証明書以外の証明を認め、領収書はおろか請求書や復命書への記載のみで請求が認められる」と、この内規です。これは出

張旅費計算等に係る留意点でございますが、この変更を町が行ったということを強く主張されています。したがって、それに従ったまでだと、自分は間違っていないというようなことを強く主張されるとわけですね。

旅費に関する条例では、領収書とか宿泊証明書は添付が必要だ、書類に含まれるというふうな認識であったにもかからず、この内規の改変で宿泊に係る添付書類、すなわち領収書や宿泊証明書の添付が令和5年5月の決裁文書回避で大幅に緩和されております。ここに至った経緯と理由、これを教えてください。これは町長と、これを当時担当した前の総務課長にお願いをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 内規変更についての御質問でございます。

令和4年の5月までは出張旅費計算等に係る留意点として職員へ示したもののがございませんでしたので、職員が業務を実施する際に考慮すべき事項や注意すべきポイントを留意点として新たに作成したものでございます。

議員が御質問の留意点の改定につきましては、庁議において変更の提案がございまして、宿泊を伴う旅費の請求に係る添付書類に関して事務の簡素化の観点から、添付書類については領収書または宿泊証明書のどちらかでよいというふうに変更したものでございます。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

町長の答弁に重複する部分もあるかと思いますが、庁議の中で議論を行った上で、そういった形に改正したものと思っております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 町長の御答弁で、まだくだりがあったように理解しておりますけれど、その後の部分も全部お答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） もう一度御質問いただけますか。ちょっと質問の意味が、意図が分からなかつたので。失礼します。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 令和4年の5月でしたか、これが一発目で規定ができましたよね。その後、令和5年1月に改定がされていますね。このとき多分、御承知と思いますけれど、赤線で全部規定が変えられていますよね。そこをきちんと答弁していただかないと、ほかの人たちは何のことか分かりませんよ。そこをきちんとお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

議員の御質問は、改定の具体的な文言について今御質問されているんだと思いますが、私が答弁いたしましたのは、そこで改定したのは、それまで宿泊を伴う旅費の添付書類にはパックとかであればその領収書なんですけれども、パックとかではなくて交通費と別に宿泊を取ったものについては宿泊証明が必要だというふうなことになってございました。

庁議で、宿泊証明はもう必要ではないんじゃないかというふうな職員からの提案がございまして、それについて庁議あるいはその後の財政課との協議の中で、確かに宿泊証明は今取るのに結構ホテル等の様態が変わっておりまして、すぐに対応してもらえないホテル等もございますので、基本的には領収書があれば——旅費の精算の添付書類としてはその領収書でいいんではないかと。だから、宿泊証明を必ず取る必要はないんではないかということで、宿泊証明書または領収書の添付が必要だというふうに改定したものと理解してございます。

また、それ以外の分については、旅費については、その業務に向かう前に概算で旅費をもらう場合と出張した後に精算でもらう場合がございます。精算の旅費については、先ほど申し上げましたとおり、領収書または宿泊証明書が必要だと。概算で請求する場合には、当然領収書も宿泊証明書もございませんので、その時点では宿泊費が分かるようなものが必要だということで改定をしたものというふうに理解をしてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） えらい長々しく御説明いただきましてありがとうございました。

今回、令和4年の5月から令和5年の1月の改定におきましては、約5項目ほど変更されているんですよ。5項目。それは御存じですね。御存じでしょう。——はい、ありがとうございます。

まず、留意点の数というか、従来は紙面が用紙2ページでございました。今回は、その後は3ページになっております。そして、ポイントは赤で書いてあるところが全て改定されるとところでございます。町長、今頃見なくてもいいじゃないですか、バタバタして。私が説明していますので聞いてくださいよ、そこは。

それで、先ほど言われた今の問題ですけれど、領収書とか宿泊証明書のところは1件が削除され、同時に手記で3件が追加されております。これは一番のポイントは、従来は領収書を添付願いますというのがございまして、さらにそれをすれば宿泊証明書は不要ですというのが、令和4年5月での留意点の主な規定でございます。ところが、5年の1月になりますと、宿泊証明書を添付してくださいというところがもう消されているわけですね、完全に横棒で。

そして、領収書等の「等」がまた問題なんですけれど。必ずしも領収書でなくてもいいんです、「等」ですから。宿泊したことが分かる書類というふうになつとるんです、これは。だから今回、当該課長はここを強く主張されているんではなかろうかというふうに私は思うんですけど、い

かがですか。町長、そこはどのようにお考えですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって恐縮なのでございますが、いわゆる航空券とホテルの宿泊がセットになったパックの分については、従来から領収書が添付書類でありました。一方、航空券だけ取って、ホテル代はホテル代だけで取った場合については、それについては宿泊証明が必要というのがそれ以前の取扱いでございました。それをこの留意点の改定におきまして、精算時には宿泊証明ではなくても、領収書でも宿泊証明書でもいいですよと。

ここで書いてある見積書、請求書というのは概算旅費です。旅行に行く前に旅費を請求する場合には、そこは当然領収書も宿泊証明書もございませんので、それについては見積書、請求書でいいですよという趣旨で改定をしたところですが、その文言が読みづらいということで誤解があつた職員があつたということだろうと思います。なので、そこを今度は誤解がないようにまた再度改定をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何か今の町長の御説明は、かえって頭の中がこんがらがるようなことになってしまいますが、まだ改定されていないじゃないですか。令和5年1月のやつがあるんでしょう。今、行っとるんでしょう。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

12月議会を経まして、1月、2月、3月と検討いたしまして改定のほうは行っております。
以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今の御答弁は、改定はもう終わったんですか。私、全然見たことないんですけど。ただ書面だけが変わっただけで、皆さんにアナウンスされるとんですか。そこをちょっとお答えください。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 私のほうから提案いたしまして、一旦「案」という形で出させていただいて、その分を各課の職員のほうにどうかという意見、各課の課長から2月の時点で発言をしていただきました。それに対して、私のほうから3月に「Q&A」という形の正式なものではありませんけれど、回答という形でこれは3回議論した上で最終的な部分を決めたという形でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっとよう分からんのですけれど、実際にもう出されたんですか、文書として。私、見たことないんですけど、いかがですか。ほかの課長さんたちも、それを確認されているんですか。私は、できれば会計課長にお尋ねしたいんですけど、これは一番大事なところですから。会計課長、よければ改定されたかどうか、それをご覧になったかどうか、書面ですよ。お答えください。

○議長（高橋 直也） 案納会計課長。

○会計課長（案納 明枝） 御質問にお答えしたいと思います。

会計につきましては、3月の庁議で各課に周知が図られているというふうに思っております。ですので、令和7年の4月からにつきましては、新たな内規といいますか、そっちのほうで運用をさせていただいているところになっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっと申し訳ないんですけども、本当に改定された文章をご覧になって御答弁されているんででしょうね。そこを確認したかったんですよ。私どもは、そういうことはまだ出ていないというふうに理解しとったから質問したんですけど。それを見られて今、対応されるとということですね。そこだけお答えください。

○議長（高橋 直也） 文章で回ってきたか、文章があるのかという質問の意図だと思いますので、そこを明確にお答えください。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 紙にて配付を庁議の中で行っております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっと申し訳ないですけど、今でも私、その改定された紙をこの議会が終わった後にすぐ見られるんですかね。そこだけちょっとお答えください。見ますので。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 各課にて紙にて保存されているかと思います。見ることはすぐ可能だと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっとよう分からなければ。じゃあ、これが終わった後にすぐ確認させていただきます。もしかったときは、それなりに対応させていただきますので御了承ください。よろしいですか。——はい、ありがとうございます。

それでは次に、時間も大分過ぎましたので、（3）番目に行きたいと思います。

このたび問題になっております、内規変更の提案者と宿泊証明書を自作した人物とは同一の方

であるとの確認が取れています。町長の御見解をお受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 内規変更についての御質問でございます。

今、議員のほうから御説明がありましたとおり、そのように認識をしてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） その後の調査で、当時の総務課長と財政係担当が会計課に連絡せず、総務課のみでこの改変文書を発出していたということが判明をしております。なぜ、このようなルールで無視したやり方をされたのか、またはせざるを得なかったのか。その理由と根拠をもう一度お願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） これも内規変更についての御質問でございます。

大刀洗町職員の旅費に関する条例及び大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則につきましては、企画財政課が所管をしてございまして、庁議において提案がございましたので、会計課を含めた全課で協議をした上で改定したものというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今の町長の御答弁ではいまいちよく分からぬ点があるんですが、これは一等最初ですから令和4年の5月ですか。これが発行された時点では総務課と会計係、合同で——書面というのは了解の上で発出されたと、発出するというふうに聞いております。

何で今回だけ——先ほどの町長の御答弁ではいまいちよく分からなかつたんですけれども、全員が納得したような形でされたというふうな御答弁に聞こえましたけれども、実際には総務課の一部だけで出されるとのわけですね。何でかというのを私はお聞きしているところなんですけれど、もっとそこを分かりやすいように繰り返しじゃなくて新しい御説明をお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

大変申し訳ないんですが、重複した答弁になりますけれども、この旅費に関する条例及び規則の所管課は企画財政課でございまして、企画財政課のほうが庁議でこれは全課長も入ったところで構成される庁議の中で提案がございましたので、その審議に基づいて所管課のほうで改定をしたというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 繰り返しみたいでなかなか前に進まんのですけれど。ところが、文書は連名なんですよね。総務課と会計各課の連名なんですよ。会計課のほうは何も知らなかつた、

そんなことがあったこと自体という話なんですよね。今の町長の話じゃあ、何かもう総務課だけがやればできるという御答弁ですよね。そんなんいいんですか、どうなんですか。もう一度お答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

会計課も入った庁議の中で議論が行われ、条例規則の所管課である企画財政課のほうにおいて改定をされたものというふうに認識をしてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） これから先はいつまで言っても平行線でしうけれども、要は会計課長が知らなかつたというふうにおっしゃるんですよ。何で町長は総務課ばかりあれするんですかね。そこはフェアに見らないといけないのではないか、駄目なところは駄目と。みんながいたから、もう了解しとるからやつたんだよみたいな言い方ですけれど、それじゃ駄目じゃないですか、きちんとやらんと。そこなんですよ。そこはきちんとやってくださいよ、今後も。よろしいですか。

何か言いたそうな顔してあれですけれど、言いたそうなことがあれば言ってください。お願ひします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

本当に重複した答弁になって申し訳ないんですけども、庁議で提案があり、条例規則の所管課である企画財政課のほうにおいて改定をされたものと、私自身は認識してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 分かりました。もうこれ以上言っても堂々巡りになりますので、次に移りたいと思いますが、なかなかこういうことはきちんとやつとかないと後々禍根を残すということでございます。

それから、もう一つが、今回の内規変更の最終決裁は副町長であるということは御存じですね。ところが、決裁はされておりません。前回は副町長が決裁をされております。一般的に、上位職者の決裁がない書類あるいは文書は効力はないと言われておりますが、ただの紙切れじゃないですかね。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

これも内規変更についての御質問でございます。先ほども答弁いたしましたとおり、令和4年5月までは出張旅費計算等に係る留意点として職員に示したもののがございませんでしたので、職

員が業務を実施する際に考慮すべき事項や注意すべきポイントを留意点として新たに作成したものでございまして、これは会計課のほうからもそういうのを作つてほしいというふうなたしか意見があつて、企画財政課のほうで作ったものだと思います。

その他いわば最初、新たに作ったということで副町長まで決裁を取つたんだろうというふうに私自身は認識してございます。その後、序議において変更の提案がございまして、序議の協議結果を踏まえまして、町長、副町長にも意見を聞いた上で担当課において変更したものと理解をしてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございました。ただ、何で一等最初は副町長の決裁を取られて、今度は取られなかつたのか、そこがいまいちよく分からんのですけれど、そんなやり方でよろしいんですか。どうも一貫性がないような気がいたしますけれども、そこはどうなんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複しますけれども、当初は全くなかったので、新しく作るときに副町長まで決裁を取つたということだろうと思います。

その後、三役、全課長、会計課も含めたところの序議において提案がなされ、協議があつたので、それを踏まえて改定をされたということだと思います。ただ、一般論で申しますと、最初は文書で決裁を取つているので、そこはやっぱり文書で決裁を取るのが普通のやり方かなとは思いますけれども、今回はそういうことができていなかつたということだろうと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございました。

本来なら、決裁なしの文書というのは意味がないんですよね。だから、令和5年の1月に出たやつは紙切れなんですよ。だから、今でも一等最初の令和4年の5月でしたか、これが生きると考えるのが普通なんですよね。だから、改定するならば令和5年1月のやつを改定しても意味がないんですよ。令和4年5月のやつをやらなくては意味がないでしょう、だって紙切れですから。紙切れを改定しますか。副町長が決裁もしていないのを。そうしないと変なことが起こるんですよ。これが出回つたということは文書を捏造したということが考えられるんですよね。

これはまたこういうことになれば、当時の総務課長とか、あるいは係長ですか、これは厳しい処罰を受けるというようなことになるかもしれません、そこはいかがでしょうかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

先ほどから同じ答弁を重複して大変申し訳ないんですが、今回の改定については序議で提案があり、町長も副町長も当然入った序議において審議がなされ、改定の案について企画財政課のほうで案を作つて、こういう方向で改定をしますということで協議をした上で改定をしたものだというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 分かりました。時間も大分過ぎていますので、次、行きます。

続いて（6）番目ですが、議事録など記録の作成につきまして確認したいと思います。

懲戒審査委員会や序議などの重要な会議では、担当課で要点を記載した簡易的な記録を残すよう指導すると、町長は繰り返し御答弁をされております。まだ実施はされていないように感じますが、具体的にどうなつておるのか。また、やられていないなら、いつからやるのか。ここをきちんと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 記録を残すようにということの質問でございます。

本年3月議会の白根議員からの一般質問に対しまして、議会の議事録のような一言一句を記録した議事録の作成は難しいが、序議等の重要な会議については、担当課において要点を記載した簡易的な記録を残すよう指導してまいりたい旨を答弁したところでございます。

このため序議等の重要な会議では、要点を記録した簡易的な記録を残しているものと私自身は理解をしてございますが、議員が御指摘のような、まだ徹底されていないところがあれば改めて指導をしてまいりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 町長、大丈夫なんですかね、そんな御答弁で。徹底されていないようであれば、じゃあ一回も議事録は町長のところに上がってきたことはないということを、逆に言うとおっしゃっているようなもんじやないですかね。自分が指示したことは、自分の目でちゃんと確認するというのは当たり前のことじやないんですか。いかがですか、そこは。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

例えば、序議等があったときにそこの議事録というか、要点を記載した簡易的な記録について町長まで回覧するというふうな取扱いにはなっておりませんので、そういう記録を残すことと、残した記録を回覧することについてはまた別の考え方があろうかと思いますので、そこはまだ多分統一した考え方を持っていないのかもしれないで、そこについてはまた内部のほうで検討してまいりたいと思ってございます。

ただ、これまでそういう簡易的な記録なり、議事用紙について決裁というか、回覧をしてく

る職員もございます。ただ、そこが統一的な運用がなされていない、あるいはどれがそういうふうに上司まで回覧をするべき文書なのか、会議内容なのかというのは確かに一致した見解にはなっていないと思いますので、そこの辺は少し確認をしたいと思います。ただ、簡易的な記録を残すということは、そういうふうに私自身はしているものだと認識しておりますので、それがまだできていないところがあれば改めて指導をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございました。町長からもう一度、光る目できちんとらみを利かしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では、最後の（7）番目でございますが、いろいろ申し上げてきましたが、御承知のように、今までの調査で同様の不祥事や疑惑が浮上しておるということでございます。これらがきちんと確定すれば、町長はじめ教育長など、管理者トップの責任は免れないんじゃないかというふうに判断されます。町長、そして教育長の今後の身の振り方、いかがお考えか、御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 管理者の責任についての御質問でございます。

このたび、このような事態を招き、町長としての責任を痛感してございます。これまで職員に対して信用失追行為の禁止や法令等の遵守など、コンプライアンスの遵守や綱紀の厳正な保持について周知徹底してきたところでございますが、今後とも職員に必要な研修の実施を含め、職員の指導監督に努めてまいりたいと考えてございます。

併せて職員が安心して働くよう、各種ハラスメント対策の強化や相談体制の充実、風通しのよい職場環境の整備等にも取り組んでまいりたいと考えており、現時点で私自身の身の振り方については特に考えてございません。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 古賀議員御質問の管理者としての責任は免れないと判断すると、今後の身の振り方についてということですが、今回の件につきましては、御指摘を厳粛に受け止めております。

今後、懲戒委員会が開催された場合はその判断を尊重し、当時、管理監督者でもありましたし、懲戒委員会の副委員長もしておりますので、その責任については深く受け止め、適切に対応する覚悟を持っております。

ただ何よりも、教育長としては、私としては公正で透明性のある運営を、今後は教育要請として確保しながら、町民の皆様から信頼が得られるよう再発防止のために必要な措置を行うことが、最も重要であるのではないかというふうに考えているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） いろいろ御答弁ありがとうございました。前向きに進めるというごとでございますので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

以上をもちまして、私の1点目の質問を終わります。

続きまして、2点目の質問でございますが、大刀洗町の増え続ける空き屋対策につきましては、中山町長2期目の新たな挑戦として、不良空き屋の除却や空き屋利活用の一層の推進として取り上げられております。

一方、総務省の統計などによりますと、2年前の調査ではありますが、使用目的のない空き屋は全国で約385万戸もあるそうでございます。倒壊や環境への悪影響など問題が深刻する中で、国は対策を急いでいるということでございます。このような背景もございまして、当町では各課が協力し合い、今まで以上に前向きに取り組んでおられるとお聞きをしております。

その結果であります、令和3年度末の調査では町内に214戸のありました空き屋が、令和6年9月の時点では186戸と、28戸、率にして13%も減少しているとのことでございます。町の対応と努力に改めまして謝意を申し上げたいというふうに考えます。

ただ、今回は個別事案で非常に恐縮なんですが、これは以前、私が質問をしておりました下高橋の行政区で管理が全くされておらず、長年にわたり放置され隣近所や周辺に現在も悪影響を及ぼしております。倒壊寸前の放置空き屋についてでございます。改めてお尋ねをいたします。

まず、（1）の1番目でございますが、町は遠方にお住まいの放置空き屋の持ち主と定期的に連絡を取り、法や条例などに準じまして問題の解決に取り組まれているとお聞きをしておりますが、今までの成り行きと課題について述べてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、古賀議員御質問の倒壊寸前の放置空き屋のその後の対応について答弁をいたします。今までの成り行きと課題についての御質問でございます。

町では、適正に管理されていない空き屋については、空家等対策の推進に関する特別措置法や、大刀洗町空き家等の適切な管理に関する条例、大刀洗町空家等対策計画などに基づき対応することといたしております。

本件の空き屋の所有者には、これまで指導書、勧告書を出した後も緊急的に対策を講じるよう解体依頼通知を出したほか、空き屋所有者の管理責任の説明資料や町の除却補助事業の案内に加え、危険な状態が分かる写真を同封して複数回郵送し、所有者宛ファクスや所有者家族に電話連絡を定期的に繰り返してきたほか、所有者宅への訪問も行い、早急に解体を実施するよう指導を

行ってきたところでございます。

この点、所有者等におきましても、危険な空き屋であるということは認識してございまして、解体しないといけないという意思は確認してございますが、除却補助を利用して解体に係る費用が大きいことが大きな課題となってございます。

このため、早期解決を目指し解体が難しいのであれば、売却も含め検討するよう所有者、家族及び不動産業者と連絡を取ってきているところでございますが、所有者及び所有者の御家族の個人的な問題もございまして、いまだ解体をされていない状況でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 確かにおっしゃいましたように、この持ち主の方は聞くところによると関東地方のほうにおられるというお話を聞いて耳にしておりますが、そこまで担当の方は足を運んで直接お伺いをして、今、説明がありましたようなことをきちんとされたのかどうか、その辺をもう少し詳しくお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

私のほうと当時の課長と2人で、所有者と所有者の家族の方に直接訪問いたしましてお話をしてきております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 訪問は大変でしたでしょう。関東地方というふうに聞いておりましたけど、そちらのほうに行かれたんですか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 所有者の個人情報になりますので、場所はお答えできませんが、直接お会いし、その当時の家の状況等の資料もお持ちしまして、お話をきております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） そうですね、あまり個人情報は聞くわけにはいかないですけど、関東地方まで行かれたというのはみなみたらぬ御努力であったのではなかつたのかと、それはお察しいたします。

そこで具体的にどういうお話をされたか、本人たちはやはりきちんと更地にして売るとか、そういうやる気というんですか、お気持ちがあったのかどうか、その辺いかがですかね、もし答えられる範囲で結構ですけれども、お願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 古賀議員の御質問にお答えします。

訪問しまして、玄関口ではありましたが所有者の方と御家族の方に、写真と今の状況と、あと

このままだと緊急に危険で周囲に影響を及ぼすので損害賠償請求等のこともあります。あと補助金の御説明等を一通りいたしまして、それは早く解体しないといけないと思いますというふうにお答えされました。

ただ、「解体する費用が今ちょっとできないので」というふうに言われましたので、売却も視野に入れて考えてくださいということで、きちんと連絡が取れる連絡先を伺って帰ってまいりました。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御苦労さんでした。そこでちょっと細かいことをお聞きしたいんですが、昨年の9月の定例会で議案の第36号だと思うんですが、一般会計補正予算（第3号）で4款1項1目の衛生費というのがございまして、公害防止対策費委託料、空家等鑑定委託料40万円、これは計上されていたのですね。これ確認したところもうそのお金は使われているみたいですが、具体的にどのようにされたのか、そこをちょっとお尋ねしたいんですが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 古賀議員の御質問にお答えします。

令和6年度の補正予算で空き家の鑑定をいたしました。こちらは今後のどのように進めていくか、この空き家の解体についてどのように進めていくかということを検討するために鑑定をしていただいて、結果を出しております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございますが、40万円かけて鑑定をされたということでございますが、これ結果的にどうされるんですか、今後。これで終わりなんですかね、そうじゃないんでしょう、どうかするためにこうすることを鑑定されたんでしょうね。その後、今後どうするためにこういうようなことをされたかということをよければ御答弁いただくと助かるなと思ったんですけど、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

こちらの鑑定の結果につきましては、今後、町のほうもこの先の命令、今現在、勧告までしておりますので、この後のまた御質問にお答えする内容になってはくるんですが、この先の命令、その先の大執行に向けてという形で考えております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） もう時間も大分押してきましたので、次の2番目の質問ですが、この放置空き家を、いつ特定空き家に指定されたのか、そして現在は第7条の助言・指導・勧告と

いうようなことをおっしゃっていたように思いますが、命令などの措置がなっておるが具体的にいつごろこれされて、どの段階かというところをお答えください、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 特定空き家の指定についての御質問でございます。

本件空き家につきましては、関係法令や条例、計画等に基づきまして大刀洗町空家等対策推進本部で協議し、平成30年1月11日に特定空き家に認定したところでございます。

その後、平成30年に助言・指導を2回行いましたが、相当な猶予期限を定めても改善が見られず、このまま放置を続ければ倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であるため、令和元年11月に勧告をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございましたけど、今のところ令和元年の11月に勧告をされたということですね。そうすると、それからもう6年たっているわけですね。そうするともう命令しかないと思うんですが、3番目の質問に移ると思うんですが、今後、今までの諸課題とか問題点を踏まえて、町はどういうふうにいつ頃までにどのようにしようとお考えなのか、そこをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今後の対応についての御質問でございます。

当該空き家は大変危険な状態でございまして、早急な対応が必要と認識してございますが、所有者及び御家族の個人的な問題もあり、売却が前に進んでいない状況でございます。

このため、引き続き売却に向け所有者及び御家族と協議を進めますとともに、最終的には行政代執行も視野に協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございました。幸いにして町のほうでも空家対策につきましては、先ほどから御説明がありましたように、執行部では各部署が協力して精力的に取り組んでおられるようでございます。安心しております。特に来年からは空き家税ですか、新たに申請されるというふうに聞いておりまして、特定空家や管理不全空き家に指定されなくとも、これに指定されますと空き家税が発生するということで、固定資産税が4倍になるというような話も耳にしております。これは町としてもかなりの追い風になるんではないかというふうに判断しております。今後とも前向きに御対応をよろしくお願ひいたします。

これをもちまして、私の質問を終わりますありがとうございました。

.....

○議長（高橋 直也） ここでお昼の休憩をいたします。議場の時計で13時10分から再開いた

します。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時10分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、11番、野瀬繁隆議員、発言席からお願ひいたします。野瀬議員。

11番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. ごみ処理計画について
2. 地域振興について

○議員（11番 野瀬 繁隆） 11番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可をいたしましたので、通告に従いまして順次質問を行ってまいります。

今回、私は2問の質問を予定していますので簡潔な答弁をお願いいたします。

まず、1問目ですが、ごみ処理計画についてでございます。

ごみ問題については、前回の議会でも取り上げさせていただきましたが、質問通告の仕方が私が悪かったのか、ちょっと明記していかなかったこともございまして、今回、改めて質問をいたします。前回の質問と重複する点があるかも分かりませんけれども、ぜひとも答弁をお願いしたいというふうに思います。

前回もまた申し上げましたように、ごみ処理の基本というのは廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法と言われているものでございますけれども、その法を中心に生活環境の保全と公衆衛生の向上を目指して廃棄物行政は進められているというふうに考えております。

大量に発生し続ける廃棄物に関わる諸課題に対応するため、資源消費の抑制と環境負荷の低減が図られる循環型の社会の形成が強く求められておりまして、社会情勢の変化に応じてリサイクル法、関連法などが制定されまして、廃棄物を取り巻く行政というものは非常に複雑あるいは多様化しているものというふうに思っております。そこで改めて本町のごみ処理計画に関してお伺いをいたします。

廃棄物処理法第6条に、「市町村は一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」というふうに明確に規定をされております。そこで令和6年3月に、第2次の一般廃棄物処理基本計画が策定されているというふうに思いますが、そこで次の3点についてお尋ねをします。

1点は、計画策定の背景となっていることあるいは意義・目的というものは何々でしょうか、再度確認をお願いします。

2点目は、当初の計画を改定して、今回計画を再策定するに至った背景と主な改定点は何なのかということについて、まずお尋ねをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員御質問のごみ処理計画について答弁をいたします。

第2次一般廃棄物処理基本計画についての御質問でございます。

まず、計画策定の背景・意義と目的についてでございますが、本計画は廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき圏域共通の一般廃棄物処理計画として策定するものであり、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものでございます。

この点、甘木・朝倉・三井環境施設組合及び構成団体の朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町では、地域住民と行政の協働により廃棄物の減量化及び資源化を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を行うことにより、生活環境の保全や公衆衛生の向上及び廃棄物処理における循環型社会の構築を目指し、平成31年3月に計画期間が令和15年度までの一般廃棄物処理基本計画を策定したところでございます。

次に、計画策定の背景と主な改定点についてでございますが、今回の改定は令和5年度が当初計画の中間目標の年を迎えたことから、近年の社会情勢の変化や組合圏域の廃棄物処理情勢の変化を踏まえ計画の見直しを実施したものであり、当初計画策定後の食品ロスの削減の推進やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行など、今後は廃棄物の減量化及び資源化をさらに推進することが求められていることを踏まえ、改定したものでございます。

主な改定点は4点ございまして、1つは令和5年3月末の久留米市脱退に伴う計画区域の変更。

2つ目がごみ分別収集計画に本地域全域において、製品プラスチックの分別収集及び再商品化の実施予定を追加。

3点目が4市町ごとにごみ排出量・処理量等の令和4年度までの実績の推移と令和15年度までの目標値の見直し。

4点目として、ごみ処理に関する重点施策を見直してございます。

この点、大刀洗町では小型家電リサイクルの検討を推進に変更するとともに、製品プラスチックリサイクルの推進と、行政における減量・リサイクルの推進として、住民主体の資源回収ステーション事業を追加したところでございます。

○議長（高橋 直也） はい、野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと再質問させていただきます。この計画書を作るに当たって、多分、サン・ポートのほうで何か発注されたのかなと思うんですよね。あと、各町村のいろんな課題とか今後の展望といいますか、そういうものについては作業部会的なものを何か作られて策定されたのかなと思いますが、そこら辺の具体的な事をどうされたのかというのが、分かれれば教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理）　野瀬議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、令和5年度に策定委員会という形で4市町村の担当者の会議を行つておりまして、そこで各市町村のごみの状況や事業等の内容を検討し協議いたしました。

○議長（高橋　直也）　野瀬副議長。

○議員（11番　野瀬　繁隆）　あと詳しい内容は計画書に書かれているんだろうと思うんですが、先ほど大きく4点ほど変更しましたよという中に、背景となっている法律が、食品ロスの削減とかあるいはプラスチック、廃プラの課題とか、それとか産業廃物処理の基本方針というのが何か変わったんじゃないかなと思うんですよね。

当然、そういうのを見込んで計画を作られているというふうに思いますけど、そういう点がちょっと入っているかどうかというのを、途中で令和元年とか令和4年とか令和5年とかに改定されていきますので、これはたしか令和6年ぐらいの計画策定になっていますので、そういうのを踏まえて策定されたんだろうというふうに思うんですが、先ほどの大きく4点入っています、区域が違うとか、そういうことをおっしゃられましたけど、そういう点に、特にこういう点はきちんと入れていますよとかいうのがあれば、お願ひしたいと思います。

○議長（高橋　直也）　入江住民課長。

○住民課長（入江由香理）　野瀬議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったとおり、今回の第2次のごみ処理基本計画におきましては、製品プラスチックの分別収集及び再商品化ということを計画の中に新たに追加しております。特に、そこが今回変わった点でございます。

○議長（高橋　直也）　野瀬副議長。

○議員（11番　野瀬　繁隆）　廃プラスチックについては、ちょっと後でまた教えていただきたいという点がございますので、次にちょっと移ります。

産業廃棄物処理法では基本計画に定める項目というのが6項目、5項目きちつとうたわれています。その中にちょっと代表的なものを申し上げますと、1点目は一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み量と書いてありますけど、分かりやすく言えば現状がどうであって、どういうふうに見込んでいるのかということを教えていただければと思います。

2点目は、分別で収集するとした一般廃棄物の種類と区別の区分の現状がどうなつていて、それをどういうふうに変えていくんだという計画はどうなつてているのかということでございます。

3点目は、資源ごみの3R、いわゆるリデュース・リユース・リサイクルにおける現状と計画についてどう取り組んでいこうとされているのか、分かれば教えていただきたいというふうにお願いします。

○議長（高橋　直也）　答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 廃棄物処理法第6条で定める事項についての御質問でございます。

まず、一般廃棄物の発生量及び処理量の現状と計画量の見込みについてでございますが、令和4年度の実績で、ごみ発生量の現状は年間4,256トン、処理量の現状は年間3,675トンとなってございまして、現状のまま推移した場合、人口の減少に伴い排出量が減少する見込みですが、より一層のごみ排出量の削減を推進することにより令和15年度のごみの発生量の計画量は年間593トン削減した3,663トン、ごみ処理量の計画量は559トン削減した3,116トンまで削減することを目標としてございます。

次に、分別収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分の現状と計画についてでございますが、町の分別の現状はし尿、汚泥のほか一般廃棄物が13種類5区分となってございます。これは可燃ごみ、紙おむつ、不燃ごみ、ペットボトル、トレイ、容器包装プラスチック、製品プラスチック、飲食用缶、飲食用瓶、紙布、廃食油、小型家電、粗大ごみ、有害ごみの13種類でございまして、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの5区分となってございまして、計画では製品プラスチックの分別収集と再商品化を実施する予定となってございます。

次に、資源ごみの3Rにおける現状と計画についてでございますが、資源ごみのリサイクルの現状は、先ほどの13種類のうち10種類の資源をリサイクルしてございます。

具体的には、トレイはエフピコへ、紙と布は紙源センターへ、製品プラスチックはYKクリーンへ、廃食用油は東肥産業へ、小型家電は柴田産業へ、これらの6種類はそれぞれ直接資源化しているほか、ペットボトル、容器包装プラスチック、飲食用缶、飲食用瓶の4種類はサン・ポートで分別の上、リサイクル業者へ運んでおり、今後の計画では製品プラスチックのサン・ポートでのリサイクルと紙おむつのリサイクルが検討課題となってございます。

この点、紙をおむつにつきましては、平成29年4月から紙おむつ専用袋を作成し、燃えるごみの袋より低価格にし、使用済み紙おむつを分別収集することで、子育て世代や高齢者世代の負担軽減を図ってまいりましたが、紙おむつのリサイクル費用が高額なことから、これまでサン・ポートで消却処分してきたところでございます。

この点、資源ごみの3Rの推進の観点からは、紙おむつのリサイクルが望ましいことは言うまでもないこことではございますが、昨年度の調査でも運搬費をはじめ、リサイクルに係る費用が高額となる一方、アンケートでは利用者の継続希望が多く、子育て世代や高齢者世帯の負担軽減やリサイクルの啓発の観点からも、現状の分別収集を継続した上で、より安価な収集方法が実施できなかを含め、紙おむつのリサイクルを検討してまいりたいと考えてございます。併せてまして、今後ともごみの減量化や3Rの推進に対する意識の醸成に向け、資源回収ステーションの利用促進と広報・啓発に取り組んでまいります。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） いろいろ計画について御説明いただきました。

ちょっとごみの総量、人口が減少していくというのは人口ビジョンを見れば分かりますし、最近はごみの量も減って、うちの負担金、各構成団体の負担金は増えているということでどうなるかなというのはちょっとありますけど、そういう将来のごみの見込み、焼却量を見込んで、多分新しいサン・ポートの建設あたりもそこら辺は加味して考えて計画されるんだろうというふうに思いますし、今、プラスチックとの分別とか、そういうのも現状ではなかなか本当のリサイクルという意味では、焼却にかなり使われているというふうにお聞きしています。

以前、ちょっと大石議員も質問されて、ほとんどが燃やしたんじゃないのという話をされまして、本当に分別する意味合いというのが何なのかというのが、私もいろいろお話しさせていただいて、そうだよねという話をしているところでございましたけれども、目標といいますか、こういう計画の中で今おっしゃったように、ごみの減量化と分別の徹底というのは変わっていないような気がしますので、むしろそういうプラスチック製品をきちんと仕分けして再利用されるようないろんなことを考えていく、それは大刀洗町だけではないんでしょうけど、組合団体として町長がよく言われる出口をきちんと探して取り組んでいこうというような、そういうことをおっしゃっていましたので、そこについての考えを、将来も今の基本を維持しながらやっていくんだという所信を述べていただきたいというふうに思うんですが、言っている意味、分かりますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ごみの減量化を進めていかないといけないというのは議員おっしゃるとおりでございます。また、今のサン・ポートの施設規模が当初は久留米市等も含めた施設規模になっておりますので、今の施設規模に対して、ごみの搬入量が建設当時に考えた施設規模から比べると少なくなっていますので、非効率な部分もあり、処理費用がそれぞれの構成団体で高くなっている点はあろうかと思います。

新たな処理施設を作るに当たっては、当然そういう削減するんだということを人口減少以上に削減していくということで、構成団体間で協議をし、計画を作っていくものだというふうに、私自身は認識してございます。

また、議員のほうから御指摘がありました製品プラスチックの分別収集につきましても、これは、例えばサン・ポートの新施設、次期施設を建設するに当たって活用する予定の循環型社会形成推進交付金というのがございます。

ただ、この交付金を国から頂くに当たってプラスチック資源の分別収集及び再商品化の実施が条件となってございますので、当然、そこは構成団体間でしっかりと協議しながら、そういう方向に進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 分かりました。そうしたら、ちょっと同じようなことを聞くかも分かりませんけど、3問目というか、サン・ポート構成団体における共通課題についてというふうに通告していると思います。

その中で1点目は、やっぱり今後、いわゆる協働してしっかりと取り組むべき課題、これ幾つかあると思うんですが、そういうのは何かということと、またその課題に対する共有認識といいますか、そういうのがやっぱりしっかりとしておかないといかんということで、共通認識が必要ではないかというのが1点目でございます。

2点目は、課題の解決のためには構成団体とのより一層な連携強化が不可欠であり、問題解決へのロードマップの策定など、協働した取組が必要というふうに考えてございます。

多分、サン・ポートで事務レベルぐらいの会議が結構されているんだろうと思います。そこでいろんな問題を出しながら、こういう取組といいますか、そういうのもぜひとも議題に乗せながらやっていてほしいというのと、今この計画でされているのがどういうところに来ているのかとか、そういうのをしっかり踏まえながらやっていただきたいということを考えているんですけど、今申し上げたような1点目、2点目に対しての回答が得られれば、お願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） サン・ポート構成団体における共通課題についての御質問でございます。

まず、今後共同して取り組むべき課題と共通認識についてでございますが、サン・ポートの次の次期施設の整備に加え、リチウム蓄電池等のみを分別収集することの検討や、小型家電等製品プラスチックの分別収集とリサイクルの推進が、構成市町村の共通の課題と認識し、協議を進めているところでございます。

次に、ロードマップの策定など協働した取組についてでございますが、議員御指摘のとおり、これらの課題解決のためには構成団体間のより一層の連携強化が不可欠でございまして、それぞれの課題について定期的にサン・ポートの構成団体間の会議等でスケジュールを共有し、連携強化を図っているところでございます。

この点、サン・ポートの次の次期施設の整備につきましては、建設用地の選定の上、各種計画策定、調査、検討、事業者選定、建設工事までの全体のスケジュールを共有をしているところでございます。

また、小型家電と製品プラスチックの分別収集等につきましても、先ほど答弁いたしましたとおりサン・ポートの次の施設の整備に活用予定の循環型社会形成推進交付金の交付には、プラスチックの資源の分別収集及び再商品化の実施が条件となってございまして、本年度はサン・ポートでの製品プラスチックの分別収集等に向けたスケジュールを作成することとしてございます。

また、リチウム蓄電池、どうしても一緒に集めちゃうとショックで発火したり、危ない面がございますので、これのみの分別収集の検討についても情報収集や情報共有に努めるなど、今後ともさらなる廃棄物の減量化及び資源化の推進に向け、サン・ポートの構成団体間のより一層の連携強化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） せひとも、こういうごみ問題で地方独自の政策も大事かも分かりませんけど、せっかくこういう構成団体を組んでいますので、そういうものを、やっぱりうまく活用しながらいろんなまた課題が出てくるかも分かりませんので、協働して取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

それと、前回も申し上げましたように、ごみ処理に関しては、当然、自治体とか国とかの責務もあるんですけど、住民の責務っていうのも法の中にきちっとたわれていますよね。今、各校区センターに資源回収ステーションを置かれています。かなり分別して利用者がどうなっているのか分からぬけど、多分減ってはないと思います。増えているんだろうというふうに思っていますので、そういうものが、自分たちが一生懸命今やっていますよということが、どういうものにつながるのかとかいうのがよく、これは「どげんなりよるとな」と言わしやるとですよ。

そういうものを、先ほどの第2次計画でもいいんですけど、概要版的なものが各校区センターに置いておいて、分かりやすくそういうごみ問題も町民方々一人一人の自分ごとのじやないんですけど、そういうことが分かるように、分かりやすく自分たちがやっていることが、こういうことに役立っているんだとかいうのが分かれば、もっと広がりが持てるのかなあというのとあるような、ごみステーションの一つの目的でもあるかも分かりませんので、そこをせひともお願ひしたいと思いますし、担当課長さんでもいいんですけど、そういう概要版とかPRといいますかね、何かそういうものを広げていこうというような考え方があるかどうかというのを、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 野瀬議員の御質問にお答えします。

担当としましても、先ほど議員がおっしゃったように、もちろん町も計画に基づいてごみの削減やリサイクルを進めてまいりますし、それとともに住民の方も自分ごととしてごみの減量やリサイクルに取り組んでいけるよう、今、4校区センターと北山隈公民館で試行的に行っておりますが、資源回収ステーションにおきましても、今よりも住民の方に、この資源を分別することがリサイクルにどのように役に立っているのかですとか、あとは小学校や地域の方たちに町が取り組んでいるリサイクルやごみの削減を、なぜしないといけないかというところ等を周知・啓発を今後もさらに進めていきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ありがとうございます。そしたら2問目にちょっと移ります。

2問目は、地域振興ということについてでございます。

まず、最初は、これも大分前に質問したかと思いますけど、大刀洗研究所というものについてでございます。このみらい研究所については、1年くらい前になるときに質問をしたかと思います。その中の答弁で、大刀洗みらい研究所の何か目的みたいなんで、「大刀洗みらい共創プロジェクト」の開発とか、実践を行う研究所を設置して職員や地域で活動する方とか、連携する企業の社員などが研究員となって、大刀洗町に新規事業を提供するテーマを設定し、地域での実学を推進するとともに、どういう仕組みを構築している他自治体、これは幾つかあると思います。との広域連携にも取り組むというような答弁があったふうに記憶しております。

そこで、改めてお伺いすることになるのかも分かりませんけど、1点目の研究所の設置というものを、そもそもお決めになったきっかけといいますかね、そういうものが何だったのかなということと、その必要性あるいは目的を改めて教えていただければということを思います。

2点目は、各年度の研究員が2人か3人ずつおられると思いますけど、各年度の研究員の人数と研究のテーマが何だったのか、あまりにも遡ってもあれですけど、3年なら3年も結構ですけど、それを教えていただければと思います。

3点目が、こうした研究の成果が新たなまちづくり支援に果たした役割を、具体的にどういうふうに評価してあるのかということ。

4点目が、研究所の設置目的・成果、必要性、いろいろ申し上げますが、費用対効果を含めて、これが果たして本当に大刀洗の言葉はちょっと悪いんですが、身の丈に合ったような事業の内容になっているのかどうかというのを含めて、見直しなど検証すべきというふうに私は考えますけれども、それに対する所信をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員御質問の地域振興について答弁をいたします。

大刀洗みらい研究所についての御質問でございます。

まず、研究所設置のきっかけ必要性と目的についてでございますが、大刀洗町が進める対話のまちづくりや職員が頑張る仕組み、自分ごと会議などの町が進める施策に共感された慶應大学SFC研究所の玉村教授から、既に他市町村でも実績のあるSFC研究所と連携して、職員が真に必要と考える施策を研究し、実践する仕組みを大刀洗町でも作りませんかという話を受け、地域おこしに関する研究開発の連携協力協定を締結し、大刀洗みらい研究所を設置したものでございます。

次に、各年度の研究員の人数と研究テーマについてでございますが、令和3年度が4名、4年

度が7名、5年度が5名、昨年度が7名で、これまで子供の食育や足育、健康づくり地域での起業や企業連携、福祉、学力、特産品、居場所、コミュニティ、居場所づくり、環境、大刀洗高校企画国際交流等をテーマに研究に取り組んでいます。

次に、研究成果の評価についてでございますが、本年度は、より研究を深めるため大学院の修士課程へ出願する職員が出るなど、参加した職員の人材育成と能力開発に寄与しているほか、大刀洗みらい研究所での研究が実際の町の施策につながるものも出てきてございます。

例えば子供の健康づくりでは、企業と連携した保育園での食育、足育事業の創設や子供の特性を早期に把握し、子供とその家族を必要な支援につなげるための、5歳児健診等の実施につながってございます。

このほかにも町内企業の求人情報掲載事業や企業内の地産地消、子ども食道など企業が地域の一員となるための仕組みづくりの取組は、本年度一般社団法人シェアリングエコノミー協会が開催する全国シェアリングシティ大賞で、特別賞を受賞したところでございます。

次に、今後の所信についてでございますが、これまで答弁しましたとおり大刀洗みらい研究所の活動は、職員の人材育成と能力開発に資する取組と考えてございまして、議員御指摘の研究所の設置の目的や成果、必要性、費用対効果などを意識し、必要な見直しを繰り返しながら今後も継続してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今お答えをいただいたんですけども、目的のところに実学に役立てるというか、大刀洗町が抱えるいろいろなテーマというのは当然あると思うんですよね。そういうテーマに基づいて研究をされて、その研究成果がすぐに結びつくかどうかというのは私もよく分かりませんけれども、少なくとも課題の解決をしていく上で、もう身近な話題といいますかね、テーマといったらいかんんですけど、例えば慶應大学かどうか分かりませんけど、非常に農業振興とかそういうものが今課題になっているとすれば、そういう大刀洗町農産物のブランド化をしていくような研究とか、それが必ずしも慶應大学じゃなくてもいいと思うんだけど、佐賀大でもいいと思うんですけど、そういうところを大刀洗町が求めるそういう研究テーマに沿ったところと共同研究をやる。

だから、学校はそれを得意としているような学校あるいは農業施設であれば農協でもいいし、例えば県の農業試験場でもいいんですけど、そういうところとのやり取りが、私だけかも分かりませんけど、なかなか具体的に見えないんですよね。研究テーマで今いろいろおっしゃいましたけれども、それが中には役立っているのもあるのかも分かりませんけど、少なくとも研究、ちょっと言葉悪いかも分かりませんけど、研究のための研究はちょっとどうかなという感じがしますので、それにもう少し実学と結びつくような研究テーマを設定して、本当に我々大刀洗町が今困

っている課題というのをテーマにしながら、みんなでやっぱり考えていくというような、そういうやり方に少しシフトしていただきたいという、これそのものを私否定しているわけではないんですが、内容をもう少し身近なものといいますか、そういうものに変えていただければというような思いで、最後の質問をさせていただきました。

ぜひもっとみんなに周りの人々に話しても、「何しようってね」とおっしゃるけど、なかなか我々も説明できないんですよね。「それは要るとね」と言われるけど、先々はそういうのが必要になってくるかも分からぬけどというような質問に対する答えしかできていないような状況ですから、私たちももう少しそういうところを勉強しないといけないのかも分かりませんけど、非常にレベルがあまりにも高すぎるのかなという感じがしております。

だから、そういった面で、もっと身近なテーマとかそういうことを研究テーマに取り入れられて、いろんな団体の方も研究員になるということでやっていたらと思います。多分、役場の方の職員さんが中心になられているんだろうというふうに思いますけど、例えば農協の職員であったり、ほかの企業の方の研究員になったり、そういうふうにして、この連携のまちづくりを広げていくというのが私は大事かなというふうに思いますので、今申し上げたようなところで、何かあれば一言お願いしたいというふうに思うんですが。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬副議長の御質問にお答えいたします。

事業の中でもっと具体的な成果というか、実情というところでの御説明でございます。

まず、町長の答弁と若干重複しますけれども、子供の健康という点では、実際政策のほうに5歳児健診等が増えていったのと、あと町内の保育園に向けた足指からの健康というか、新しい政策等が生まれているところでございます。

あと、企業連携等に関しましては、研究の中で町内の企業を大刀洗町に法人格を持っている企業208社ほど回る調査も行っておりまして、その中で今1階に掲示しております求人広告がありますけれども、その求人に手を挙げて求人掲載に参加してくださった企業が24社ございまして、41件の求人を行っていることでございます。

その求人掲載をきっかけにしてつながった企業様7社に、それぞれの企業体さんの事業に合わせて町内の役場の中の、例えば食べ物を扱っている会社であればその会社に聞き取りをして、福祉関係で何か連携ができるのではないかと言わいたら福祉課そして農政課、健康課が一緒になってその会社に御訪問をするなどといった活動を、昨年度来7社行っておりまして、その中には運送業界がありましたり、農産物の業者もございましたり、食品加工業だったり昔から大刀洗で事業をなさってある企業様がいらっしゃったりとかしているおるところでございます。

そのように、今度はその企業様に地域の子供たちが企業の見学に行ったりなどといって、学校

と連携をして地域の企業様とつながっていくようなところが、今起きているところでございますが、副議長、先ほどおっしゃられましたように、こういった活動をもう少し広く町の方々にお知らせする機会というものがあまりなかったのかなというふうに反省をしておりますので、その点に関しては、今後も発信のほうに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 私だけが考えているのかも分かりませんけど、少なくとも産学官連携事業という形でいろいろやられている面があると思うんです。どうしても大学は慶應大学というのがあるんでしょうけど、官は役場なんでしょうけど、民間、産業界の「産」が実際はいろんなことを研究開発して、最終的にはそこが例えればいろんなことを広げていっていかないと、あるいは実用化していかないと成果がなかなか上がらないというのが一般的な見方なんですね。私もそういうふうな見方をしよるから、なんか途中で止まったんじゃないかなとか、非常にこう動いている範囲が狭いなっていう、逆に言えばそういう感じがしなくでもないです。

ですから、必ずしもその大刀洗町の経済の発展というか、それも大事なんですけど、研究成果がやっぱりいろんな広がりをもって実用化をしていくということのほうが、大刀洗の地域振興になるのかなというふうに、私は考えていますので、ぜひ何かそういう議論することがあったら、そういうのも踏まえて今後どうしたらいいのかというのを考えていきたいということをお願いして、次の質問に入りたいと思います。

次が、これは非常に逆に身近な話題でなってしまって申し訳ないんですが、いわゆる校区センターの管理運営についてということです。各校区センターというのは各種地域団体の活動の場としては、今は全然なくてはならない施設というふうになっているというふうに思います。だから地域内住民の参画による人づくりですとか、コミュニティに大きな役割を果たしているものというふうに私は考えております。

そこで、最近いろいろと校区センターとのいろんな会議とか集まりに私ができるだけ顔を出している中でちょっとどうなのかなと思うのは、一つは、校区センターの中におられる、いわゆる校区センターの管理運営の大きな役割を担って活動されておりますけれども、その中の1点目は、センター長というのがおられるんですね。センター長及び事務員の方、非常に頑張ってあって地域づくりを支援してあるような気がします。

だから、ただどこの条例を見ても、センター長の位置づけとかそういうのがないんですよね。センター長さんにどう思うって聞いたら、何か辞令をもらってあるんですよ。センター長の辞令を町から頂いておりますとこういわれたから、どういう位置づけになっておるのかなというのはちょっとよく分かりませんでした。

だから、そういうセンター長とか事務員の位置づけ等、業務内容は何なのかとか、事務員の人数が何名なのかとか、そういう法的な根拠といいますかね、それが何かきちっと整理されているのかなというのがちょっと疑問に感じましたので、1点目はそういうことをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

2点目は、先ほどちらっと申し上げました、集落支援員というのがおられます。集落支援員の活動とセンター長さんというのは、もう同じような仕事をしているのかどうか分かりませんけど、集落支援は要項がたしかあったと思います。一枚紙ぐらいに要項が書いてあって、業務内容が、読み換えればセンター長の業務内容かなというぐらいの内容になっていまして、これが、いわゆる集落支援員さんとセンター長の関連というのは、どういうふうな法的な関連性を持っているのかというのを教えていただければというふうに思います。

それと、3点目でございますけれども、3点目は、各校区センターに管理運営委員会というのが、これはどこでもだろうと思うんですが、組織をされていまして、会則というものが定められています。

この町は、この管理委員会というものをどういうふうに位置づけてあるのかというのが、ちょっと私も明確でなくて、そこで一生懸命みんな活動してあるから、例えばそこの事務員、そこの私はもうセンター長がそこの事務関係なんかやっていますといったら、誰がそういうお金の管理とか任命とか、そういう人事関係とかそういうのが非常に曖昧になっているようなものはありませんので、町がこの委員会をどういうふうに位置づけているのかというのをお伺いしたいと思います。

4点目でございますけれども、地域づくり補助金というものが各管理運営委員会へ一律に300万円、このほかにも何かごみ関係というんですかね、あれで50万円くらいいっているし、あと別に補助金が何万かいっていますので、実際は350何万かくらいになっているんじゃないかなと思います。

そういう、これは多分そういう任意団体から補助金要求があって、それをちゃんと査定して補助金を付けてあるのかなというふうに、流れ的にはそういう流れなのかなと思いますので、改めてそういう算定根拠とか、そういうものが伺えればと思います。

5点目は、補助金等の会計の事務、いわゆる300万円から350万円ですか、かなり事務している方はきっと領収書も帳簿もしっかりつけてあるんですよね。それだけでも非常に大変かなと思うんです。その方はいつ誰が見られてもいいというような形でもしっかりと管理としていますということで、「ただ非常に怖いです」と言わっしゃるんです。自分の位置づけがよく分からなくて、どこまできちつとしていいのかなというのがよく分からないので、非常に怖い面もあるけど、せっかくそういうふうに頑張ってあれば、そういう位置づけと言いますか、それをしっか

りしてあげたほうが私はいいのかなというふうに思います。

5点目は、補助金等の会計の事務とか、事務員の方の雇用形態というのはどういうふうになつてているのかなというのがちょっと疑問に思いましたので。

以上、5点はちょっとまとめて申し上げるんですけれど、教えていただければというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 校区センターの管理・運営についての御質問でございます。

まず、センター長及び事務員の位置づけと業務内容、人数などの根拠となる規定についてでございますが、センター長につきましては、地域のほうで選出いただいた方を集落支援員として町から各校区1名を委嘱してございまして、大刀洗町集落支援員設置要項におきまして、地域の実情に応じた集落の維持及び活性化対策に関するここと、校区センターの維持管理・運営に関するここと、校区センター活動、自治活動の調整及び支援に関することのほか、集落支援事業の推進に関することを任務と位置づけてございます。

また、事務員につきましては、各校区センターの管理・運営委員会規約等に基づき、地域づくり補助金なども活用して、各校区で雇用をいただいているところでございます。

次に、集落支援員の活動と校区センターとの法的関連についてですが、今、答弁しましたとおり、大刀洗町集落支援員設置要項におきまして、集落支援員の任務に校区センターの維持・管理運営に関するここと及び校区センター活動、自治活動の調整及び支援に関することを位置づけているところでございます。

次に、管理・運営委員会の位置づけについてでございますが、各校区センターにつきましては、これはもう建設当初から町で校区センターを整備する一方、その管理・運営は地元で行っていただいてきたところでございます。

このため、それぞれ憩いの大堰交流センター管理・運営委員会会則、本郷地域づくり委員会規約、大刀洗町南部コミュニティセンター管理・運営委員会規約、菊池校区コミュニティ推進委員会規約におきまして、目的・組織等について規定がされておりまして、各校区センターの建物については町の直営でございますが、管理・運営委員会にその維持管理の一部と地域づくり活動を担っていただいているものと認識をしてございます。

次に、地域づくり補助金の算定根拠についてでございますが、この補助金につきましては、大刀洗町校区センター活動助成事業費交付要項に基づきまして、地域のネットワークづくり活動、健康推進、高齢者福祉、健全育成活動、ボランティア活動、センター管理活動、その他、まちづくり活動に要した経費を対象としまして、当該年度の予算の定めるところにより交付をしているものでございます。

これは当初、管理運営委員会助成金、地域づくり推進助成金、清掃委託費の計60万円に加えまして、センター長事務系スタッフ、管理スタッフの人物費300万円の合計360万円を、各校区の実態に合わせて活用ができる一括交付金として交付してきたものに由来してございまして、その後、センター長の人物費を集落支援員として、町からの直接雇用に変更し、現在の形になっているものと認識してございます。

次に、会計事務及び事務員の雇用形態についてでございますが、各校区センターの管理運営委員会規約等に基づきまして、それぞれ雇用されているところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今、答弁いただいたものを簡単に要約すると、センター長と集落支援員というのは同じだということですかね。そうすれば、センター長に辞令を出してあるでしょう。センター長としての辞令がたしかあったと思うんだけど。（発言する者あり）ありません。私の記憶違ひだったらごめんなさい。センター長の辞令が出ていて、集落支援員は委嘱状を出してあるんです。だから違うのかなと思うんですよね。まずその点をはっきりさせてもらいたいと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬副議長の御質問にお答えいたします。

集落支援員は委嘱状のほうを交付しております、交付状によって支援員として委嘱をしております。

一方、校区センター長という文言に関しては通称名と解釈しておりますが、雇用しておりますので、雇用しているところの呼称のところに交付センター長という表記があるというふうに認識をしております。雇用の給与のほうの関係書類のほうに校区センター長という表記があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） よく分からんんですけど、雇用形態は、いわゆる管理委員会、大堰やったら管理運営委員会の会長が雇用していると。だけど、集落支援員もセンター長も、いわゆる会計年度任用職員ですよね、たしか。センター長がそうなっているのか、集落支援がそうなっているのか分かりませんけど、会計年度任用職員ですから、町の職員さんですよね。

そして集落支援員というのは、本来は役場において各校区のいろんな問題を調査したり、研究したりして、地域づくりに役立てていくような、そういう規約、要領になっているんですよ。これはちょっと私、読んだときに、これが本来のセンター長の業務かなと思ったものですから、集落支援員を調べましたら、間違っていたらごめんなさい。令和5年度とか6年度、年度によって

大刀洗町の集落支援員というのが違うんですよ、人数が。4名になったり3名になったりしているんですよ。

ということは、センター長がいないのか、あるいは集落支援員は特別交付金みたいなのを使ってあると思うんですよね。その対象職員じゃないというふうにしてあるのかどうかは分かりませんけど、非常にそこら辺が曖昧ですよね。でなければ運営費300万円の中から手当てというのかな、給料を払うような形になるから、非常にきついんですね、多分その中から払うならば。いわゆる300万円、一律にやるのがいいのかどうか分かりませんけど、少なくともいっぱい活動をして、もっとしたいというところは事務員さんというかお手伝いをする方とかが、物すごくいるような気がするんですね。特に私のところ大堰は、まともにしたら人件費だけではほとんどお金がなくなりますとおっしゃるんですよ。それだけ活動してあると思うし活発に動いてあると思う。

それはやっぱり全体の運営費というか管理運営に要する費用というのは、例えば人件費を別で査定していただくとか、いわゆる活動をするには必ずやっぱりその事務員さんのいろんなお手伝いが必要なんですよ。だからそういうことを各校区ももう一回きちっと活動状況を調べて、人數とかあるいはそこに与える交付金とか、いわゆる交付金は補助金交付要領、それに基づいて要求があったものに対して満額出すか出さないかという、いわゆる助成金ですから、多分そういうことだろうと思うんですね。本来は400万円くらいやっているんだけど300万円以内で活動してくださいって。

私はそうじゃなくて、本当に各校区センターが400万円の仕事をするならば、それを一生懸命やってくださいと言うべきだろうと思うんですね。それだけやっぱり地域の人が頑張ってコミュニティづくりとか人づくりに頑張ってあるし、特に大堰は人が少なくなるよりから、そういう活動をする人が一致団結してみんな頑張ってあるんですね。

だから、ほかがしてないと私は言いませんけど、やっぱり頑張っているところは頑張っているなりの要求があれば、それはそれにやっぱり応えていただきたい。そして住民が非常に必要ということであればその位置づけをもっとしっかりしていただきたいというのと、先ほど何点か質問しました。私も斜め読みでよく分かりませんけど、せっかく頑張ってある中で、そういう問題が何より指摘されないようにしていただきないと、中で頑張っている人たちが非常につらい思いをしないように、ぜひともお願いしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（高橋 直也） ここで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で14時25分から再開いたし

ます。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に、10番、白根美穂議員、発言席からお願ひいたします。白根議員。

10番 白根 美穂議員 質問事項

1. 高齢者を取り巻く環境について問う

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根美穂です。私からは、高齢者を取り巻く環境について質問いたします。よろしくお願ひいたします。

2025年問題、団塊世代の全員が75歳以上となり、国民の5人に1人が後期高齢者に、日本が超高齢化社会に突入し様々な社会問題が起こるとされていた2025年、今までにそのときを迎えました。

社会学者が予測したとおりに医療・介護の人材不足、社会保障への負担増、労働力不足、経済成長の鈍化という結果になっています。国も2025年問題の対策として医療・介護の人材確保強化、またサービスの効率化、社会保障制度の改革、少子化対策、デジタル技術を積極的に活用し業務の効率化を図るDX推進などの取組を行ってきてはいるものの、地方における高齢化社会問題は深刻であり、自治会という小さなコミュニティにも大きく影響を及ぼし、自治会の在り方についても今までどおりには運営できない状況になってきています。

高齢者の方々が元気に活動でき、安心して暮らしていくまちづくりを大刀洗町ではどのように行っているのか。また高齢者を取り巻く環境はどのようにになっているのか、介護、虐待の現状を中心に通告に従い、小項目ごとに質問いたします。

まず（1）大刀洗町の高齢化社会に対して、町はどのような方針で取り組んでいるのかについて、町長に御答弁願います。

○議長（高橋 直也） 答弁を願います。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、白根議員御質問の高齢者を取り巻く環境について答弁をいたします。

町の方針についての御質問でございます。

大刀洗町では、高齢者が役割や生きがいを持ち、いつまでも住みなれた地域で暮らすことを目標に、地域で支え合う仕組みづくりや、高齢になっても元気で住み続けられる地域づくり、多職種協働による在宅医療、介護連携の各種施策に取り組むこととしてござります。

この点、福祉課では、いつまでも住みなれた地域でいきいきと自分らしく生活できるよう、校

区体操教室などの介護予防教室や音楽サロンなどの認知症予防のための教室を実施をするとともに、民生委員の皆様による小地域協議会等での活動支援をはじめ、シニアクラブや通いの場への支援など、地域コミュニティの支援に取り組んできたところでございます。

また介護が必要になった場合には、速やかに必要な介護保険サービスを受けることができるよう、相談体制を整備するとともに、介護保険制度や包括支援センターの周知に努めてございます。

高齢者虐待につきましては、高齢者の尊厳を守ることを第一に、虐待の通報や相談には速やかに事実確認を行い、環境調整や一時保護など必要な措置を講じるとともに、虐待防止のための啓発活動に取り組んでいるところでございます。

また、健康課では、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について令和2年度から高齢者の保健事業として、介護予防事業や国民健康保険の保健事業を一体的継続的に実施しているほか、健診後の訪問や面談、口腔身体的フレイル予防事業、レセプトシステムを活用した健康状態不明者の訪問を実施し、疾病の重症化予防事業に積極的に展開をしてございます。

また、後期高齢者の健診・医療・介護の状況分析を実施し、今後の施策の展開や事業評価指標とし、福祉課、健康課や社会福祉協議会で情報共有をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 次に、（2）本町の高齢者の現状について、細かく質問していきたいと思います。

①から⑩で通告に書かせていただいたおりますが、①から1つずつ質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 執行部よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（高橋 直也） ありがとうございます。それでは①から順番に許可しますので、質問を続けてください。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございます。

まず、本町の高齢者の現状について。

65歳以上が高齢者と位置づけされますが、①高齢者数・高齢者のいる世帯数・単独世帯数を御回答ください。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 本町の高齢者についての質問でございます。

高齢者数・高齢者のいる世帯数・単独世帯数についてでございますが、本年3月末現在で高齢

者数は4,558人、高齢者単独世帯数は743世帯でございますが、高齢者のいる世帯数は把握ができていないところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 次に、②見守りが必要な高齢者数についてお伺いします。要支援者数と要介護者数を回答願います。

まず、要支援者とは要介護者となる可能性があり、身支度や家事などの日常生活に支障が必要な65歳以上のもののこと、そのうち要支援1、一人で日常生活を送る能力はあるが、入浴や片足での立位保持など複雑な動作に支援を必要とする状態。

次に、要支援2、日常生活の基本的な動作が一人で行えるものの、部分的に周囲の手助けや世話が必要な状態と、要支援1と2を別々に御回答願います。

○議長（高橋 直也） 答弁願います。中山町長。

○町長（中山 哲志） 見守りが必要な高齢者数についての質問でございます。

見守りが必要な高齢者のいる世帯数については把握はできてございませんが、議員御質問の要支援者数・要介護者数につきましては、本年3月末現在で要支援1が130名、要支援2が109名となってございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 次に、要介護者数をお伺いします。要介護とは、既に介護が必要な状態である者、1から5までの区分があります。

要介護1、基本的な動作は一人で行えるが、要支援2と比べて運動能力や思考力の低下がみられる状態。

要介護2、排せつや食事など日常生活の基本的な動作でもサポートが必要な状態。

要介護3、日常生活において全面的な介護が必要な状態。

要介護4、全面的な介護が必要で、要介護3に比べて理解力や思考力の低下が顕著な状態。

要介護5、意志の疎通が難しく介護がないと生活できない状態。と1から5段階別に回答をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 要介護者数についての御質問でございます。本年3月末現在で要介護1が157人、要介護2が102人、要介護3が90人、要介護4が122人、要介護5が68人となってございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございました。近隣の市町村に比べ見守りが必要な高齢者は、認定者数なんですが多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） 白根議員の御質問にお答えいたします。

要支援者の数ということですけれども、今、白根議員がおっしゃっていただいた定義に当てはまるといいますか、先ほど町長のほうから答弁がありました数は、介護保険の認定者数でございます。それがそのまま、今おっしゃっていただいた状態に当てはまる状況とは、ちょっと言いづらいところもあります。

その上でお話をさせていただきましたが、要支援1、要支援2という認定数が近年で言いますと少し増加をしています。昨年から今年にかけては少し増加をしているところではございます。

ただ、例年、割と近隣の市町村よりは少なめのところで経過をたどっているような状況でございました。直近の状況についてはちょっと把握はできていませんので、これで回答に代えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 要介護者も同じような推移で減っては来ているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） 減ってきてているのかということですかね。すみません、そこのはつきりとした確認はできていませんけれども、減るということはそうそうないのかなあというふうには思います。介護者、要介護状態というのは徐々に増えているというような状況でございます。

○議長（高橋 直也） 近隣の市町村と比べての回答をお願いいたします。

○福祉課長（渡邊 章子） 失礼いたしました。近隣の状況については、私のほうで今把握できていませんので、こちらは後ほどの回答ということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございます。私たちは要支援、要介護にならないためにも食事の管理や運動など、日頃から自己管理をしていかなければなりませんが、個人での活動には限界もあります。

そこで質問です。③町民が要支援・要介護にならないために町で取り組んでいる事業はありますか。またその事業でどのくらいの効果が出ていますか。御回答をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 要支援・要介護にならないために町で取り組んでいる事業についての御質問でございます。

校区の健康教室、分館体操、男性の体操教室、プラチナ教室、音楽サロンなどの教室を開催するとともに、社会福祉協議会によるミニデイ事業や住民主体で介護予防に取り組む組織などに必要な経費の一部を補助する通いの場の支援に加えまして、補聴器の購入に要する費用の一部を助

成する事業などに取り組んでございます。

その効果につきましては、運動習慣のある高齢者や介護予防事業への参加者が増えると、要介護認定率が下がるという考え方もあるところではございますが、要支援・要介護になる要因は様々でございまして、これらの事業効果を正確に検証することは困難でございます。

しかしながら、例えば校区の健康教室、分館体操、男性の健康体操では、年に一度体力測定を実施してございまして、昨年度は片足立位など幾つかの項目で向上が見られ、全身のバランス機能の向上や筋力の維持・向上の効果があつたものと評価してございます。

また先ほどの場合の、白根議員の質問とも少し関連しますけれども、大刀洗町の介護保険の認定率は、昨年度末現在で16.34%と全国平均の19%に比べて低うございまして、経年的に見ましても全国平均より低い水準を維持してございます。介護予防に一定程度寄与しているのではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） しっかり取組がされているようで安心をいたしました。事業に参加者が増えるような取組周知をしていただきたいと思います。

次に、④セルフ・ネグレクトについて質問いたします。

セルフ・ネグレクトとは、ごみ屋敷や多頭飼育などによる極端な家屋の不衛生、本人の著しく不潔な状態、医療やサービスを繰り返して拒否することにより、健康に悪影響を及ぼす状態に陥った状態のことですが、セルフ・ネグレクトは本町にはございますでしょうか。あるとすれば、その対策はどのように行っているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） セルフ・ネグレクトについての質問でございます。

セルフ・ネグレクトとは、今、議員のほうから御紹介がありましたように、自分の生活や健康管理を放棄し、生活環境の悪化や健康問題が深刻化する状態のことで、食事をとらない、家を片づけない、入浴をしない、医療や介護のサービスを拒否するなどの状態を指し、本町にもこのような状態の高齢者の方はいらっしゃいます。

この点、独り暮らしで周囲から孤立しているケースや、認知症や精神疾患が進行しているケース、経済的な問題を抱えているケースなど、その要因は様々でございまして、適切なサービスや治療につなぎ、安定した生活を送っていただくよう支援に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、多くの場合本人の意思が固く、セルフ・ネグレクトの状態からの脱却が難しいのが現状でございまして、さらなる孤立化を防ぐよう民生委員の皆さんや近隣の皆様にも見守りをお願いするとともに、本人との信頼関係の構築と家族など周囲への支援に努めているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） セルフ・ネグレクトの情報は、先ほど民生委員とか地域の方といふお言葉がありましたが、そちらのほうから情報を収集されているものでしょうか。

○議長（高橋 直也） 渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） 白根議員の質問にお答えいたします。

セルフ・ネグレクトの情報がどこから上がってくるかという御質問かと思います。近年上がってきてているものとしましては、虐待の通報の中にそのようなセルフ・ネグレクトの状態の方が含まれているということがあります。

それから、やはり民生委員さん、地域の方、御近所の方、そういった小地域協議会の中でこういった方がいらっしゃるというお話が上がって来て、町のほうに入ってくるという状況。それからサービス事業所さん、介護保険ですか障害福祉サービスの事業所のほうからそういった情報が上がってくるというようなこともございました。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございます。しっかりと連携をしていただいて、早めの対策を取っていただければと思います。

次に、⑤高齢者緊急支援事業についての質問です。

3月の特別予算委員会におきまして、高齢者緊急支援事業委託料が増額になっているとの報告がありました。そこで、まず高齢者緊急支援事業とは何か御説明をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高齢者緊急支援事業についての御質問でございます。

この事業は、虐待を受けた高齢者等を緊急に保護するため、高齢者施設等において一時保護する事業でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 委託料が増えているとのことでしたが、その理由はなぜでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 委託料の増額の理由についての御質問でございます。

昨年度の事業の利用者は1名でございましたが、一時保護の期間が長引き費用が増大をいたしました。昨年度のように一時保護期間が長くなる場合もあることから、予算を増額したものでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ⑦の委託料は毎年どのくらいの割合で増えているのでしょうかという質問を通告させていただいておりますが、先ほどの答弁だとそこまでは増えてはいないということになりますか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 次の7番の質問と理解してよろしいですか。委託料の推移についての御質問でございます。

令和4年度が18万4,000円、令和5年度は支出はなく、令和6年度は54万3,212円となってございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 3月の予算特別委員会での説明では、虐待が増えているためとの報告がございましたが、実際には増えてはいるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 虐待の件数という御質問でございます。

ここ数年の虐待の認定件数は年2件から3件で推移してございまして、虐待の種別として身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護放棄のうちどのような虐待が増えているかという傾向がはっきりしておりますが、認定件数はおおむね2件から3件で推移してございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ⑧のところまで答えていただいたようなことですかね。令和5年の国の調査結果になりますが、先ほども町長説明されましたけど、虐待件数は全国的に見て過去最多の1万8,000件、9割以上が家族や親族による虐待でした。

また虐待の種類別だと、1位が身体的、2位が心理的、3位が経済的ということで、また虐待を行う続柄は1位が息子、2位が息子の配偶者、3位が配偶者となっています。できればどのような虐待が増えているのか把握していただいて、対応していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

先ほどちょっと先走って回答しましたが、この大刀洗町におきましては、認定件数が年間2件から3件なので、どのような種別の虐待が増えているかというふうな、そういうふうな経年的な傾向というのが、まだはっきりしていないところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 9番は、虐待が増えている原因をどのように分析していますかという質問なんですけども、ここがちょっと増えているとは言いがたいということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをいたします。

本町の虐待の認定件数は、おおむね2件から3件で推移しておりますので、それだけを捉えると増えているということにはならないかと思って、本町においてございます。

ただ、9番でよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ただ虐待の原因を、なぜ虐待になってしまうのか、どのように分析をしているのかお答え願います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 虐待の原因についての御質問でございます。

虐待を受けていらっしゃる高齢者は、認知症であることが多いという特徴がございます。認知症による言動の混乱や身体的自立度の低さなどにより、御自分の要望をうまく伝えられないことが、結果として介護に過度な負担を与え、介護疲れの結果虐待が起こることも多いものと思われております。

また少子化、核家族化、高齢者のみ世帯の増加など、世帯人数の少なさが介護者に係る負担を増大させている事や、その介護者自身が病気や障害を抱えているケースや経済的な問題を抱えるなど、複合的に課題を抱えているケースも多く、このような課題を抱える方々が地域の中で孤立し、閉鎖された空間で虐待が起こっているのではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 様々な要因あって、虐待という結果になってしまふのでしょうか、私は何より高齢者の身体的、心理的変化や認知症等への認識不足が根底にあるのではないかと思います。

今は核家族化が増え、家庭内で子供のころからおじいちゃん、おばあちゃんの変化を身近に見てきたという体験も減ってきています。そのような中で、親が年老いて体が不自由になってから同居することも多く、同居と同時に介護が始まるケースがほとんどではないでしょうか。

そのような中で、特に認知症においては本人の人格をも変えてしまうこともあり、以前の良好な関係が保てなくなるケース、一番身近で介護をしてくれている人に暴言を吐いたり泥棒扱いをしてしまったりと、献身的に介護をしている者にとっては理解しがたい、また寛容できない状況に陥ります。さらに身内のことであるがゆえに外部の人に相談できず、家庭内だけで処理しようと/orしてしまい、社会から孤立してしまうことも起こっています。

そこで私からの提案ですが、町には子育て支援として「パパママ学級」があり、子育てについての勉強会や情報交換が行われています。それと同じように、高齢者的心身についてや、認知症

についての勉強会や講演会の開催、介護に特化した勉強会、介護者同士で語り合うサロンの開催、なぜ虐待が起きてしまうのかを考える機会をつくることが必須ではないでしょうか。パンフレットや電子での情報提供だけではなく、安心して話せる・聞ける・尋ねることができる環境整備も必要であると感じます。

包括支援センターや社協がその役目を担っているかとは思いますが、専門知識を有する者的人材確保や人材の育成、時間的余裕など課題も多くあり、またプライベートなことで難しいこともあるかと思います。まずは、まだ若い世代や介護を経験したことがない人が、高齢者や認知症について知る、理解する機会をもっと作るべきではないかと考えます。

また、元気な高齢者には今まで生きてきた中で身につけてきたスキルを発揮してもらう場所、例えば災害時のボランティア登録、元調理人であるならば、災害時の炊き出しのメンバーとして、趣味でキャンプが好きな方も災害時に生かせる知識や技術をお持ちかと思います。主婦業だけしか経験がなくても掃除や料理、子育てのスキルをお持ちだと思います。人は自分のためだけに生きるより、人の役に立つ生き方のほうが寿命を延ばすという研究結果もあります。

私は今まで6回引っ越しをしてきておりましたが、今、大刀洗町に腰を据え生活をしています。今まで生活をしてきたどこの町よりも、大刀洗町は町を愛する人が多い町だと肌で感じております。だからこそ高齢になっても活躍できるスキルを発揮できる場所や取組を政策として取り組めないでしょうか。以上2点提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁をお願いいたします。中山町長。

○町長（中山 哲志） 確認ですけれども、⑩の質問の前に、今の質問があるという理解でよろしいでしょうか。

○議員（10番 白根 美穂） はい。

○町長（中山 哲志） ちょっと今の御質問通告になかったのであれなんですか、「パパママ学級」のような取組を高齢者向けにもしてはどうかというのと、高齢者の方がその能力というか、今まで培ったスキルを生かせるような場を作ってはどうかという御提案に対する所感という理解でよろしいですか。

まず、高齢者につきましては、冒頭回答しましたように、町としましては高齢者の皆様が役割や生きがいを持ち、いつまでも住みなれた地域で暮らすこと目標にして、地域で支え合う仕組みづくりや、高齢者になっても元気で住み続けられる地域づくり、多職種協働による在宅医療、介護連携の各種施策に取り組むこととしてございます。

その中で、今、議員から御提案がありましたような事例についても、例えば高齢者の皆さんがそういうスキルを生かせるような場というのは、まさしくこれからの高齢化社会においては必要なことだろうと思ってございます。

なので、それがどういう支援が町としてできるのか、あるいは住民主体でされている活動に対してどういう支援ができるのかというのは、それはこれからも考えていきたいと思ってございます。

また、介護をしている方なりの情報の交換できる場というのもあったほうがいいというのはそのとおりだろうと思ってございます。ただ、どういう形でできるかというのは、そこはまた担当課のほうにおいて少し近隣のやり方も含めて、調査研究をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） まだ介護をしたことのない方への勉強会や講演会の開催などについては、取組はできないものでしょうか。

○議長（高橋 直也） 渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） 白根議員の提案について回答させていただきます。

講演会や教室というものについてですけれども、今までといいますか随分以前には介護方法を学ぶ教室ですとか、そういうものを介護保険が始まるころ、大分前になりますがそういうものを定期的にやっておりました。

そういう中から介護者同士でグループができて、介護について話す場になったり、そういうこともあった時代はありました。そういう中でだんだん参加者が少なくなっていくというような状況もありますし、今は未来の介護者ということで、小中学生の学校の授業の一環に入れさせていただきまして、認知症サポーター養成講座をさせていただいています。こちらも10年近くなる取組ではないかと思います。

こういった中で、子供さん方からは、すごくしっかりした感想が得られておりまして、この取組自体は今後も進めていきたいと考えているところです。今のところはそういうところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございます。ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

最後の10番になります。高齢者を取り巻く環境の改善に町はどのような対策をとっているのか。今後取り組んでいく新たな事業があればお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 町の対策についての御質問でございます。

これまで答弁しましたとおり、高齢者のみ世帯や高齢者単独世帯の増加、地域のつながりを希薄化による高齢者の孤立化が進んでございまして、虐待や孤独死などを防ぐためにも地域での見守り機能の強化が重要と考えてございます。

このため現在、社会福祉協議会、民生委員の皆様を中心として支援が必要な高齢者を地域で見守っていくため、行政区ごとに小地域協議会を開催をいただいているところでございます。

また、昨年度認知症の症状、早期発見の重要性、認知症の人との接し方や認知症の人やその家族が、いつどこでどのような医療や介護サービスが受けられるのか。認知症の状態に応じたサービス提供の流れや相談窓口を掲載しましたパンフレット「大刀洗町認知症ケアパス」を改定したところでございまして、このパンフレットも様々な機会を捉えまして周知し、そういう認知症等に対する理解を深めていきたいという考え方でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 本年度の高齢者福祉の予算は6,770万余の予算がつけられております。この予算を生かした取組を期待しております。高齢者が住みやすい環境とはと調べましたところ、自宅を中心とした近隣に医療機関や介護を受けられる施設があり、日々の生活を送る上で交通の便がよく買い出しがしやすいこと、また病気やけがをしたときに支えてくれたり、困ったときに相談に乗ってくれたり様々な支援をしてくれる地域のつながりがあることありました。

九州、沖縄で幸福度ランキング1位になった大刀洗町ですが、住み続けたい町ランキングでは100位以内にも入っておりません。また大刀洗町人口が増えたということですが、ならばなおさら大刀洗町を選んでくれた方々にも、今後住み続けていただきたい、高齢になっても安心して住み続けられるまちづくりに、今以上に取り組んでいただくことを強く願い、私の質問を終わります。分かりにくく質問になったにも関わらず、丁寧に御答弁いただきありがとうございました。

（拍手）

○議長（高橋 直也） これで白根美穂議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時01分

令和7年 第10回 大刀洗町議会定例会会議録(第3日)
令和7年6月11日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和7年6月11日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	渡邊 章子	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	西村 智道
建設課長	黒岩 雄二	住民課長	入江由香理
会計課長	案納 明枝	財政係長	福岡 信義
人事係長	西隈 佳菜		

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。また、町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和7年第10回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております1番、松本照行議員、発言席からお願ひいたします。

なお、松本議員より資料の配付の申出がありましたので、許可をしております。しばらくお待ちください。議員各位はタブレットを御確認ください。

[資料配付]

○議長（高橋 直也） それでは、松本照行議員、よろしくお願ひいたします。

1番 松本 照行議員 質問事項

1. 子ども・子育て支援計画等について
2. 世帯主名簿の不貸与と地域活動について

○議員（1番 松本 照行） おはようございます。議席番号1番、松本照行でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い順次質問してまいります。

質問は、大項目として、第3期子ども・子育て支援計画——事業計画等について、及び世帯主名簿と地域活動について、小項目ごとに質問してまいります。

それでは、大項目1の子ども・子育て支援事業計画等についてです。

今後、5年間にわたる子ども・子育て支援に関する計画、第3期大刀洗町子ども・子育て支援事業計画が、令和7年3月に策定されました。それが一応この冊子となっております。

これから子供の子育て支援の様々な事業が記載され、保護者等の子育て支援に活用されるものと考えております。この計画にある事業等が広く町民に周知されることが最も重要なことだと考えております。

そこで、小項目の第1の質問でございます。

第1点目は、誰を対象として計画されたものなのか。つまり誰にこれを計画書を知らせてもらいたいのか。

2点目は、どのような形、方法で計画を周知していくのか。

3点目は、子ども・子育て事業の概要を一覧して示すようなものは、作成されていないのか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、松本議員御質問の子ども・子育て支援事業計画等についての答弁をさせていただきます。

まずその前に、第3期子ども・子育て支援計画が策定されるまでの経緯について、少し説明をさせていただきたいと思います。

まず、この本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定されている計画です。5年を1期として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めているものです。

本町では、平成27年度に第1期の事業計画を策定し、令和2年度から第2期、そして本年度、令和7年度から令和11年度までの5年間を第3期として計画を今回策定したところでございます。

まず、この推進においては、時代の社会を担う子供たちが伸び伸びと育つことができるよう、子供たちの幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子供の健やかな成長を見守る取組を推進していくことが必要とされているところです。

それでは、議員御質問1点目の計画は誰を対象としているかの御質問ですが、全ての子供と子育てに関わる個人や団体となりますけれども、学童期までの子供や子育て家庭等を主たる対象としています。特に保育や教育、生活支援を必要とする家庭を重点的に考慮しているところでございます。

この計画を誰に知らせるかということの御質問の意図もあったかと思いますので、先ほどの中に説明していますように、子供を育てる保護者、あるいはその関係の団体等々にも含めて知っていただくということが、非常に大事になってくるのではないかなどというふうに考えているところです。

次に、計画の周知をどのような形で周知をしているのかという御質問ですけれども、方法としては、町のホームページへの掲載のほか、町内保育園や学童保育所、小中学校などの関係団体への配布や、こども家庭センターにて配布するように、今、しておるところでございます。

最後に3点目の事業概要の一覧についてですが、計画には、保育所の整備、子育て相談事業、学童保育所の充実、そして地域ぐるみでの子育て支援など、多岐にわたる事業が含まれております。

子育てに関する事業に関しましては、「たちあらいきらきら子育て便利帳」と言いますけれども、これを配付して、子育てに必要な病院や子育て支援センター、保育園等の情報のほか、医

療助成や各種支援事業についての情報を掲載していますので、これを乳幼児全戸訪問等を通じて配付し、周知しているところでございます。

また、先ほどの議員が示された計画は、大変厚いものでございますので、概要版というのも併せて配付させていただきながら周知を図っているところでございます。

以上で、松本議員の質問に対する答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） ただいま答弁にありましたように、第1点の誰に対しての計画かといふのは、もう保護者または町民ということで、この計画では子育て中の保護者の対象としていくということは当然なことだと理解しております。

そこで、問題にしたいのは、2点では、策定しただけでは何も役に立たない。こういった資料といふのはたくさんあります。誰にどういう形で知ってもらうか、それがやっぱり重要だと私は思っております。子育てに関する悩みの相談、子供の健康、養育する保護者の不安の解消などについて、様々な相談窓口や事業があることをやはり広く住民の方々に知ってもらう、活用してもらうということが大事ではないかと考えておるところです。

発行されたこの子ども・子育て支援事業計画の冊子は、各関係者への配付のみとなって、保護者等には配られていないようにお聞きしています。

なお、先ほどおっしゃったように、確かにホームページには、検索すると載っております。しかしながら、トータルとして情報を本当に必要とする人には、簡単に情報が届いているのか、そういうところを少し疑問に思っているところです。

そして、さらには、ただこの冊子を配付しただけしても、実際にどれだけ読んでいただけるのか、見てもらえるかの判断は、非常に難しいものがあることは承知しているところでございます。

そのような意味から、3点目については、令和6年3月の6年度の予算委員会で、教育長にお尋ねした件です。それは、子ども行政について様々な事業が取り組まれていますが、それをトータルとして一覧できるようなものを作ったらいかがでしょうかという御質問をさせていただきました。

その際、教育長は、各自治体でそのような一覧表が作られている部分もあると思うので、大刀洗町でもまた研究して取組を進めてみたいと、そういうふうに答弁されたところです。

今回、子ども・子育て支援計画が策定した折には、一覧表——概要はあるということでございますけど、一覧表などが作成されるのではないかと少し期待しておりましたけど、残念ながらありませんでした。

そこでお配りしたのが、参考資料として、子ども・子育て支援事業の概要は、私がイメージとしてどうなのかということでお作りしたものです。これは、この事業計画に記載のある事業を総

括的に一覧表にしたということでございます。

これ、文字が小さくなってしまっており、申し訳ないし、色分けは単に見やすくしただけのことで、何の意味もございませんけれど、内容についても多々修正が必要な箇所もあるかとは思います。

資料の視点——それで私が何をこれを予算委員会で言ったのかというの、これは、この資料としては、やはり保護者の方が、子育てのとき、悩みなどで相談したいと思ったとき、子育て中の子供の年齢、適齢期に、学齢期にどのような子育て事業が取り組まれているのか、まず知りたい。その上で詳細な事業を調べていくということから、取つかかりとして年齢を軸にして事業を一覧が必要と考えたからです。私の知る限り、総括的な概要の一覧表は作成されていないようです。

そこで質問ですけれど、6年度予算委員会で答弁された、また大刀洗町でもまた研究して取組を進めていきたいとは、どの程度進められているのか。進められていなければ、それはそれで構いませんけれど、私のイメージとしては、こういうイメージだったということを御理解いただいて、現在、そのような取組が進められているのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 松本議員の御質問にお答えいたします。

3月の予算委員会のときに御提案いただいた部分については、まだまだ進んでいない状況でございます。

今回、松本議員のほうに作っていただいた、この年齢で分かる事業の部分につきましては、新しく今、作っております、このきらきら子育て便利帳の中に事業等が載っておりますので、これに加えまして、こういう年齢のものを入れられないかどうかを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、答弁がありましたけれど、やはり何らかの形で、そういう分かりやすい、住民というか、そういう保護者の方々に理解していただく。もう一覧して見えるというようなものがやはり必要ということでしたわけです。

あえてこれは補足ですけど、これ、教育長も入れていたんですけど、それは——ごめんなさい。首長も入れていたんですけど、これは福祉関係、下も一緒にさせております。

だから、両方の子育て、そういった支援、それは両方にまたがって、昨日の答弁でもありましたけれど、会議を開いてしているとかいう話がございますけれど、やはり全体がこう見えるような、もっとほかにあればぜひ加えてほしいんですけど、ぜひそのきらきらですかね、そういうつたものの中にでも、ぜひ入れてほしいと思います。

この子ども・子育て支援事業計画は、町としてかなりの労力を費やして作成されたこととは思います。私はその計画そのものについて疑義があるわけではありません。先ほど言いましたように、保護者の目線に立った事業計画が必要である、そのことが望まれているのではないかと思っております。

今後、概要なり、概要はできているということなんですかけれど、一覧表なりお示ししていただけることを期待しております。

そこで、小項目2の質間に移ります。

子ども・子育て支援計画の内容として、地域子ども・子育て支援事業の中で、令和7年から11までの期間の見込量というのがこの事業の中で示されております。その示された内容というのが、それぞれの事業ごとにあるんですけど、見込量、要するに需要と供給のを差し引いて、じゃあどんだけ必要か、あと必要かという見込みについては、全てがゼロということになってございます。

このゼロというのをどのように理解したらいいのか。将来の子供たちの推計人口が横ばいという判断でございます。だから端的には将来の施設、職員体制で——将来も施設や職員体制で十分であるということなのか。これについては確認の意味でお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、御質問の事業の見込量と、確保策の過不足が全て事業でゼロの意味についての御質問ですけれども、この件につきましては、こども課長が答弁させていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） それでは、お答えさせていただきます。

全ての事業でゼロの意味についてでございます。

教育・保育や各種支援事業の見込量につきましては、国が示している標準的な算出方法に基づき、推計児童数、現在の利用状況及び今後の利用希望から、必要な事業量の見込みを算出しております。

また、確保策につきましては、その事業についての受入量を示しています。つまり事業の見込量と確保策の過不足が全ての事業でゼロという意味は、大刀洗町では全ての事業において見込量を上回る受入れ体制が整っているということを意味しております。今後も引き続き適切に事業量を見込むとともに、確保策の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） その件については分かりました。この質問は、次の第3項目との関

連で確認したものでございます。

それでは、次の小項目3の子ども・子育て支援計画にある放課後児童健全育成事業について質問させていただきます。

放課後健全育成事業、すなわち学童保育。御承知のとおり保護者が働いていて帰宅しても家庭に保護者がいないと。おられない。そういった小学生に対して、保護者の帰宅時間まで学校の空き教室や学童保育所などをを利用して、遊びなどを通しながら健全な子供たちを健全な育成を図るものとなってございます。

私は、人間形成など大きく影響されると思われる多感な児童期において、学童保育の環境が将来においてもきっちと確保され、きっちと保障されることが重要であると考えております。

それで、学童保育の現状と将来の見込みと対策について質問していきます。

第1点は、学童保育の現状についてです。令和2年度から令和6年度までの小学生数と学童保育利用者数、及び7年度の見込みについて。

2点目は、将来の学童保育の見込量はどのように考えておられるのか。また、将来推計から対策はどう考えてあるのをお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 学童保育の現状と将来の計画についての御質問でございます。

今、議員が申されましたように、学童保育の必要性については、私自身も認識しているところでございます。

2点の質問については、こども課長に答弁させていただきます。

○議長（高橋 直也） こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の学童保育の現状についてですが、大刀洗町では、町内4つの小学校全てに学童保育所を設置しております。利用児童数は、令和5年度251人、令和6年は291人、令和7年度は327名と年々増加傾向にあり、菊池学童は今年度、小学校の余裕教室を使って学童保育所を増設し、利用児童の増加に対応しているところでございます。

次に、将来の見込みと対策についてですが、現在、学童保育所において待機児童のほうはいませんが、菊池小学校のほうでは、今後も利用児童の増加が見込まれることから、学童支援員の確保や、新たな学童保育所の建設の必要性について検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 答弁をいただきましたけれど、少しだけ付け加えさせていただきますと、1点目について、頂いた資料によると、2年度から6年度までの学童保育につきましては、

合計児童数で利用率が20%台——子供に対しての学童利用率が20%台の数値で、徐々におっしゃったように増加してきています。7年度においては、その数が30%台に上がってきているという状況になっております。

そして、現状では、学童保育施設4校区8施設、合計435人に対して——定数の435人に對して利用者数が327、率で75.2。まだ少し余裕があるかなと思えますが、ここの施設で見ると、90%を超えるような、やはり少しちょっと増えたらもう大変だというようなところもあるようございます。

それから2点目については、子ども・子育て支援計画において、学童保育の見込数は7年度315人、11年度で325人と推計されております。しかしながら、7年度、既に327人となっており、既に11年度の見込みを上回っている状況にございます。

これは、支援計画のアンケートにも書いてありましたけれど、就労中の保護者は小学生の場合89.4%に及ぶと。また、今後さらに増えることが予想され、放課後の過ごし方として、低学年は75%、高学年に至っては41.7%が、学童保育の利用を希望しているということでございます。このことから、保護者の就業率も高まるなど、社会を取り巻く環境の変化により、学童保育の需要がより高まつてくるものと思います。

しかし、学童保育は、他の校区の学童施設を利用するることは考えられません。そうなると、例えば、先ほどおっしゃったように、菊池小学校のように若い人たちの転入が増加している校区では、より多くの学童保育の需要が高まり、現在計画にある過不足がゼロというのが、マイナスになることは十分想定できます。

隨時対応を考えていくという御答弁でしたけれど、そうなった場合、空き教室を利用してというのが前面にやや私は聞こえたんですけど、それは利用できればいいんですけど、菊池小学校そのものは教室が足りないから、昨年増築したはずなのに、空き教室対応ができるのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

新しく造った校舎につきましては、6教室を新規に増築いたしまして、今現在、6年生と5年生の合わせて4クラスが入っております、2つが空き教室となっているところでございます。

そのうちの1つを今回学童として利用をしているところでございますが、先ほどおっしゃったように、菊池校区につきましては、宅地の造成等が進んでおりまして、児童数が増加する見込みでございます。それに伴いまして、児童数が増えれば、教室が、現在2クラスですけども、3クラスになる可能性もございますので、基本的には新しい学童を建設方向で進めて、今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、答弁いただいたとおりなんですね。今、たまたま2教室空いていると。でも、それは今年とか、去年入った子がたくさん80人以上おるからということで準備してある。行く行くはなくなる。

だから、私が申し上げたいのは、学童保育事業は重要なやっぱり子育て、先ほど言いました事業の1つです。特に施設については、学校敷地や施設の問題、支援員の確保、そういうしたものも絡んできますので、すぐにはできないと十分認識しておりますけれど、早急に将来計画を立ててきっちり対応していただきたい。これについては要望しておきます。

続いて、4項目めの質間に移ります。

子ども・子育て支援計画とは少し離れるかとは思いますけれど、教育長だよりに、書かれて話されている骨太学力について。先日もある校長からこの骨太のことについてはお聞きしたところもございますけれど、この中に、特に非認知能力、要するに学力では測れない、いろんなそういった何というか、意欲とか協調性とかといったもの、そういった非認知能力について質問させていただきます。

骨太の学力の説明では、単に知識や技能を習得する認知能力だけでなく、思考力、判断力、表現力など、いわゆる非認知能力を伸ばす必要があると書かれておりますし、言われております。

そこで質問です。

第1点目は、非認知能力とは何を指すのか。

第2点は、非認知能力の向上のためにはどのような対応が行われているのか。

3点目は、非認知能力の評価はどのようにされているのか。3点をお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、松本議員御質問の骨太の学力について答弁いたします。

まず、非認知能力とはについてですけれども、本町では認知能力と非認知能力を骨太の学力と総称して取り組んでいるところです。

まず、認知能力とは、主に知識や知性を指し、テストで測定可能なスキルを含むのに対して、非認知能力は、先ほど議員おっしゃいましたように、意欲や忍耐、共感力など、社会的な、情動的なスキルに焦点を当てた概念でございます。

大刀洗町では、この非認知能力を3つの観点で、今、捉えているところです。

1つ目は、目標達成の力、つまり目当てに向かって努力しようとする力。2つ目は、他者と協働する力、友達と一緒に活動しようとする力。3つ目は、情動の制御、これは自己肯定感や有用感、あるいは自己調整力と言われる力を指しています。

これらの力の向上を図ることは、次代を担う子ども育成を目指しているところです。これは子ども支援計画そもそもの背景に、やはりあるということを理解していただきたいというふうに思っているところです。

次に、非認知能力の向上についてですが、この非認知能力を高めることは、子供たちの将来の可能性を広げ、変化の激しい社会を生き抜くための力を育む点で非常に重要だというふうに考えているところです。

具体的な本町での取組は、東京大学名誉教授市川先生が提唱されています「教えて考えさせる授業」と、鳴門教育大学の久我教授が提唱されている「効果の指導」の理論を基に、知育・德育・体育の授業づくりと学級経営を重点として、さらには日常的に1人1台端末の効果的な活用に取り組みながら、この認知能力と非認知能力の育成、両面から育成を目指した教育活動を、今、展開をしているところです。

3点目のこの非認知能力の評価についてですが、これは現在、全国学力・学習状況調査で実施されている学習生活状況調査や、福岡県が実施している子供の非認知能力に関するアンケートや、子供行動観察を通じて学校生活や社会活動の中で成長状況を確認しているところです。これにより、教育方針の改善に役立つデータを収集しながら、子供たち一人一人が成長できる環境づくりを目指しているところです。

子供たちの心も、そして知識も育てるこのアプローチというのは、非常に重要だというふうに考えて取組を進めさせていただいているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） まず1点目は、答弁をいただきましたように、目標の力、協働の力とか、そういう大刀洗町として、そういう5つの骨子というか、そういう形で進められている。ただ、いろんな意味で非認知能力は数値で測ることが難しく、学力とは異なる能力と言われております。説明あったように、大人社会においても、社会で生き抜く重要な要素がこの時代に育てられる、育成されるということは、本当に大切なことだというふうに認識しております。

そこで、2点目、3点目ですが、ある資料によると、非認知能力を高める5つの力として、挨拶・礼儀、リーダーシップ、協調性、自己管理力、課題解決力と書いてありました。非認知能力を向上させること、それは先生方にとっても本当に大変なことだと思っております。教えればいいじゃなくて、やっぱり態度で示さなきやいけない場合もありましょうし、いろんな人によってケースも違うと思います。それは本当に苦労されているかとは思います。私自身が考えてもどうやって向上させるのかというのは、なかなか即答できないというのが現実です。

また、子供たちの内面に関わる評価——能力が伸びたかどうかの程度は当然のこと、日々の行

動、言動、細やかにやっぱり観察しなければならず、評価そのものも大変難しいところにあるのではないかと思います。

そういう難しいと言われる非認知能力を今度からやっぱり向上させる。先ほど言ったように、そして評価する。まずは向上するということが大事かと思いますけど、非認知能力の向上は、学校であれ、放課後の学童保育であれ、様々な場面において、子供たち同士の遊びなどのつながりの中で、より醸成されていくものではないかと私は考えております。

その意味から、以前、質問した地域における遊び場の整備について、やはり児童公園とかじやなくて、学校のグラウンドでもようございますし、身近な場所に新たな遊び場を整備する必要があると強く申し上げましたけれど、こういう非認知能力の育成において、その遊び場、この点についてはいかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） これは以前も答弁させていただきました。遊びについての重要性ということ。そして、今、議員おっしゃられますように、遊びは非認知能力の育成に一つ効果的な在り方の取組ではないかということでございます。

もちろんそれについては、議員おっしゃられるとおりだというふうに思いますので、学校のほうでも、地域のほうでも、やはりその遊びを奨励するということについては、私も、先生方あるいは保護者のほうに啓発しながら取組を主張するのではないかと思っているところでございます。

ただ、遊び場の設置につきましては、今、それぞれ児童公園等があつたり、それから地域の中のそばでこう何といいますか、児童遊園とかあつたりしますので、そこをどういうふうにこう有效地に活用するかということについては、やはりこれが今後の課題ではないかなと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 1番目の大項目を終わり、2番目の大項目、世帯主名簿の不貸与と地域活動についての質問に移らせていただきます。

それでは、大項目2の質問でございますけど、私は、今年度、令和7年度から、区長に貸与されていた世帯主名簿が貸与されなくなったことについて、ある区長さんから、「ないと困る。町の行事等にはなかなか協力しがたい。そういうものがないのに」というお話を聞き、なぜ貸与されなくなったか等の点について、質問、または併せてそういった絡む地域の振興策への所信を最後に求めたいと思っております。

なお、前にも申し上げましたけど、私自身、平成31年の4月から4年間、北鵜木の区長を経験したということもございまして、区長への名簿の貸与は、基本的に必要であると考えております。ただ、各行政区には居住人口、それから世帯数、居住環境、それぞれ区ごとに大きく違って

おりますので、私の質問、意見とは異なる面があることを十分承知しながら質問いたします。

そこで、質問ですけれど、第1点は、以前、区長に貸与されていた名簿貸与の経緯について。

2点目は貸与していた名簿の内容について。お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員御質問の世帯主名簿不貸与と地域活動について答弁をいたします。

世帯主名簿等の貸与の経緯等についての御質問でございます。昨年度までは、区長の皆様に対し、年度初めの区長会議の際に、世帯主の氏名、住所、生年月日を記載した一覧表をお渡しするとともに、毎月の異動情報については、特定記録郵便にて郵送し、貸与及び郵送した帳票を翌年度の区長会議において回収をしてきたところでございます。

しかしながら、本年度から個人情報保護を強化する観点から、提供情報を世帯主の氏名と住所へ変更するとともに、必要な情報をその目的ごとに担当課の決裁を取った上で、閲覧もしくは2週間の期限を区切って貸与することと変更したところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 答弁のとおり、平成30年度までは、全員、全世帯が記載された世帯名簿が貸与されておりました。そして、平成31年度から世帯主のみの名簿、世帯主名簿が貸与されてきました。また6年度から、今、おっしゃった答弁とちょっと違うかもしれませんけれど、月1回の異動通知、これについてが出されていないということは、私、その話の中で聞いたわけですけれど、そして世帯主名簿の内容については、もうおっしゃったとおり、住所、氏名、生年月日、性別とか個人情報そのものであったというふうには考えております。

次に、2項目めの質問に移ります。

第1点として、個人情報保護法により、本人の同意なしに提供できない個人情報をなぜ貸与してきたのか。できたのか。

2点目は、なぜ7年度から不貸与としたのか。お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 不貸与とした理由についての御質問でございます。

区長の皆様には、大刀洗町行政区の設置に関する規定第6条に定める委嘱業務等、本当に多くのたくさんの大切な業務を担っていただいてございまして、これらの業務を円滑に遂行していくだく、そういう観点から、守秘義務も規定した協定書を区長の皆様と取り交わした上で、世帯主の氏名、住所、生年月日を記載した一覧表をお渡ししてきたところでございます。

それが、先ほども答弁しましたとおり、個人情報保護を強化する観点から、本年度から、提供情報を世帯主の氏名と住所へ変更するとともに、必要な情報をその目的ごとに担当課の決裁を取

った上で、閲覧もしくは2週間の期限を区切って貸与することとしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 1点目につきましては、昨年度まで貸与していた世帯主名簿、個人情報等の観点から、本人の同意なしに名簿の貸与はしないほうがいい、できないということは当然の考え方だと思います。

しかし、地域活動を推進するためには、区長業務の中で最低必要な、また必要と思われる個人情報については、特例か何か分かりませんけれど、貸与してきた、されたものというふうに私自身認識しています。

2点目につきましては、不貸与にした理由は、事前に町が地域への事業参加の要請とか、例えば体育祭にメンバーを出してくれとか、そういうことに対してもきちんと事前に整理された上で、区長のみならず、全ての関係者に対して厳正な個人情報の取扱いを行うのであれば、まだ納得はします。

しかし、御承知のとおり、報道されたように、ある区長さんの死去、死亡によって、世帯主一覧が回収不能になった。予期しない事故と言えばそうですけれど、そういうのが原因で、適切な管理や運用の見直し、再発防止をすることでの措置が、いきなり不貸与。地域であれば、その地域の事情その他、その判断措置について非常に疑問を感じます。

さらに、先ほど答弁にございましたけれど、2週間はその必要な部分をピックアップして閲覧なりリストを出すということ。結局、貸与する期間の長短であって、個人情報の保護から考えれば、本人の確認を取るわけでもなし、何ら以前とやり方は変わっていないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複して恐縮ではございますが、個人情報の保護を強化する観点から、本年度から、その地域活動に必要な目的ごとに、担当課においてその決裁を取った上で、必要な情報を閲覧もしくは2週間の期限を区切って貸与する取扱いにしたところでございます。

要は、網羅的な情報を1年間そのまま、守秘義務がある、協定書があるからということでお渡しするのではなくて、その地域活動に必要な情報ごとに、それを役場のほうで、何というんですか、層としてというか、集めて、それを担当課で、それは必要なんだということを決裁を取った上で、今のような取扱いに変えさせていただいているということでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） おっしゃっていることは大変よく分かるんですけど、例えば、閲覧という形をおっしゃいましたけど、手で写すんですかねというのを、そんな大変な労力を区長

さん方にさせていいものかということも、本当に区長の成り手も、今、いらっしゃらないというのが現実なんですね。だからそういう中で、やはりなるべく地域にというか、区長さんに寄り添った形での判断、そういうのが必要じゃなかつたかなと私は思っております。

と言いながら、民生委員さんには、任期の当初に、世帯主名簿より詳しい世帯全員が記載された世帯名簿が貸与されています。貸与されている理由及び今回その措置は、この区長への不貸与、名簿の不貸与と絡んで何か対応をされるのかどうか、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えします。

まず、民生委員さんへの名簿の貸与につきましては、すみません。今、ちょっと正確に資料を持参しておりませんので正確ではないかもしれませんけれども、民生委員さんの根拠法令等が区長さん方と違いまして、その根拠法令等に基づき民生委員さんのはうには名簿を提供しているというふうに理解してございます。福祉課のはうでもしその辺が分かれば答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） 民生委員さんへの名簿の貸与についてですけれども、根拠法令のところについては、ちょっとすみませんが、今、詳しく分からんんですけども、民生委員さんの活動に必要だというところで貸与をしております。

しかも、中にはやはり個人情報を持つことを恐れるといいますか、その責任の重さを感じられる方もいらっしゃって、希望者において貸与するということになっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 唐突に聞いて申し訳なかったんですけど、民生委員さんの身分が特別公務員、こういう関係から業務に必要な部分については、法令上同意を得ることなく、それをデータは持つとってもいい、出してもいいというふうなのがございます。だからそれについては、今回の部分と変更が生じるのかどうかのことをちょっと尋ねたところです。

次に、3問目の質問、地域活動における世帯主名簿の役割について質問します。

区長さんは、様々な地域活動を受け持っておられます。それは町長と区長との、先ほどおっしゃいましたけど、協定書に掲げる業務、プラスの各区の独自で行われる事業に分かれますけれど、その中で、世帯主名簿は、体育大会におけるメンバーの選出、嘱託員の依頼、あるいは敬老会対象者の確認など、地域については大いに役立っている、そのように感じております。

そこで、第1点目は、世帯主名簿が地域での活用についてどう理解されているのか。

2点目は、今後、区における住民の動向は何をもって把握すればよいと考えてあるのか。

3点目は、情報管理は協定書により確保されている、そう思っております。以上のどのように確保されているかどうかという点については、どう思われているのか。以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 地域活動における世帯名簿の役割についての御質問でございます。

先ほども答弁いたしましたとおり、区長の皆様には、地域の大切な地域活動を担っていただきており、これらの業務を円滑に遂行していただく観点から、世帯主の氏名、住所、生年月日を記載した一覧表をお渡ししてきたところでございますが、個人情報保護を強化する観点から、本年度から必要な情報をその目的ごとに担当課の決裁を取った上で、閲覧もしくは2週間の期限を区切って貸与することとしたところでございます。

この際、区長の皆様が、業務上知り得た情報は、議員御指摘のとおり協定書により確保されるものと考えてございますが、個人情報保護を強化する観点から、区長の皆様方が地域活動に必要な情報については、当該地域活動に必要な情報を役場のほうで抽出し、閲覧もしくは2週間の期限を区切って貸与することとしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 第1点目、第2点目については、区長は町からのそういういろんなメンバーとか、民生委員の推薦、それから直接関係はないんですけど、消防団の推薦など要請されます。

地域の事業として、ほかには健全育成、委員の推薦とか、敬老会対象、先ほど言いましたけど、そういうふうな確認が挙げられます。

しかし、体育大会など、区によってはメンバーがいないから出ない。事業をやめるべきだというふうな意見もあることは御存じだと思いますけれど、それに追い打ちをかけるように、選考の依頼や参考となる名簿を廃止して、はい、メンバーを候補者を出しなさいでは、ちょっと納得できないんじゃないかなと。実際に対応が区長さんとしては難しいと思います。

特に消防団の募集については、多くの区長さんが毎年頭を悩ませている状況にあります。例えば、これは事例としてですけれど、北鵜木の場合1,900人、そして800世帯を超える区なので、名簿なしには、全然本当に誰がどこに住んで、どういうことをされているか分からないということが現実なんです。

だから、そういうところ、個人保護も大事だし、それでそういうことを考えると、第3点に言った協定書、正式には大刀洗町行政区長業務及び報酬に関する協定、今も取り交わされていると思います。その中に第2条、守秘義務、第3条には情報管理及び目的外禁止がちゃんとうたわれているわけです。

これに沿って世帯主名簿の個人情報はきちんと管理されているはずですし、これに管理されていないとでもう判断されているのか。決してそれは私の言い過ぎかもしれませんけど、信頼されていないのかと思われて仕方ありません。全ての区長さんが厳重な管理の下に大事に取り扱っている事実が無視されているのではないか。本当に大事な名簿だと私は心から思っております。

それで、第4項目めの質問です。今回の措置は、地域活動に影響を及ぼすことも考えられます。先ほど申し上げた事例を含めて制度の見直しは——これに及ばず制度の見直し、そういったものについては、区長や関係者と十分協議すべきと考えますけれど、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 事前の関係者との協議についての御質問でございます。

先ほどから答弁いたしましておりますとおり、今回の変更は、個人情報保護を強化する観点から、区長の皆様が地域活動に必要な情報については、当該地域活動に必要な情報を抽出し、閲覧もしくは2週間の期限を区切って貸与するよう変更したものでございます。

現在、個人情報の取扱いにつきましては、利用目的の厳格化や情報管理の徹底、定期的な見直しが求められてございまして、今回の変更は、行政の判断で変更したところでございますが、議員御指摘のように地域活動と個人情報保護の間で、どのようにバランスを取って運用していくことが望ましいのかにつきましては、今後とも区長の皆様や関係者の皆様の意見も伺いながら、国や他自治体の動向も踏まえ、検討をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今の回答の中に、行政としては、今後どのようにその行政の個人保護のことと地域の地域活動がどうなるか、今後検討していくというふうなお答えですので、それはそれで結構なんですが、先ほど申しましたように、事前にやはりそういったものは不貸与をいきなり町で決めたと、区長さんは守ってねじやちょっとといかんのじゃないかなというのが、もう本当心から思っております。

そういう町の判断で運用がなされるもので、やっぱり直接住民に大きな影響を及ぼすような制度の見直しは、町としても十分検討された、今回は判断されたと思いますが、地域の実情を踏まえる判断であったのかという点については、疑問です。

この世帯主名簿の不貸与については、今後どうされるかは、町の判断に委ねることになります。最初に言いましたけど、各行政区の人口世帯数を置かれている地理的な条件・環境など様々です。だから地域の振興を進める上で、もっと地域の実情を肌で感じ、住民の声を聞いているのか。忙しくて現場に出向くこともないのではないか。何をもって地域振興事業と言われるのか。私は、内に向かった、つまり地域における事業をもっと進めるべきじゃないかと思っております。

昨日、野瀬議員の質問に関連しますけれど、私も具体的に目に見える身近な課題に向き合った地域振興を講じるべきだというふうに信じております。

町長は、今回、世帯主名簿の不貸与を発言されましたが、このことは一例として、第3期大刀洗よかまちプロジェクトにおけるつながりの希薄化、コミュニティの弱体化などを記載されている課題に、さらに拍車をかけるのではないか。コミュニティのそういったものは、より深刻になっていくと想定されます。

コミュニティの活性化については、校区センターの事業などの充実などを挙げていらっしゃいます。実際に。ただ、町は、具体的にその事業というか、地域を特化した議論が、なかなか切り込んでいかれた議論というのがなされていないように感じます。

本来、行政区の中で人と人をどうつないでいくか、そういうのが重要だと思っておりますし、区長さん方もその点が一番苦労されていると思っております。

最後に、関連する質問になりますけれど、町長は、地域コミュニティの活性化など地域振興について、今後、具体的にどのように進めていこうと考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

今後、どのように地域コミュニティの事業を進めていこうか、具体的にというふうな御質問でございますが、やはり大刀洗町にとって、先ほど議員のほうからいろいろ御指摘がございましたけれども、やはりまちづくり、地域づくりを進めていく上で、地域の皆さんのがんなりつながりというのは、大変大切だというふうに思ってございます。

また、大刀洗町のよさというのは、本当にそういうそこにお住まいの皆さん一人一人のよさの集まりなんだろうと思ってございます。なので、具体的にというのは今すぐ申し上げられませんけれども、やはりそういう地域のつながりであるとか、地域の活動をなかなか難しくなっている現状はありますけれども、今後もそういうのを大切にした行政を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） もう最後のやつですけど、当たり前ですけれど、予算の原資というのは、税金。これを払っているのは町民ですよね。だから外向けばかり——これ言い過ぎかもしれませんけれど、外向けばかりの上滑りの事業でなく、地域にきちんと根づいた地域振興策を期待しております。

これをもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で10時45分から再開いたし

ます。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願ひいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. マイナ保険証について
2. 大刀洗マルシェ「かてて」の運営について
3. 旅費の不正請求について
4. 行政の正常化について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従って質問させていただきます。初当選以来、100何回目かの質問になります。よろしくお願ひいたします。

1問目です。本当は半年以上前にこの質問をしておかなければならなかつたのですが、直近でも新しい問題や流れが生じつつあるようですので、それも含めて質問いたします。

政府は、健康保険証をマイナ保険証に一本化しようとして、従来の保険証の新規発行を停止しました。しかしながら、皆さんも御承知のとおり、マイナンバーカードは任意だと言いながら強引に一本化を進めたため、医療現場でも行政手続でも混乱が続いています。医療現場で誤った情報や、保険証の情報が認識できないなどの問題が発生すれば、それは直ちに住民の生命や健康に影響を及ぼすような重大な事態です。

こうした問題を受けて、各地の医療機関や行政機関、議会などがマイナ保険証の一本化に反対したり、紙の保険証を残すべきとの意見書、署名を政府宛てに提出しています。

また、政府自身も、75歳以上の後期高齢者医療については、対象者全員に資格確認書を送付するなど、対応を修正しています。しかしながら、一般の被保険者に対しては、いまだ紙の保険証を廃止したままで、マイナ保険証への一本化が推し進められています。

- そこで質問ですが、1、当町でのマイナ保険証の利用状況はいかがでしょうか。
2、全国的に、医療現場での問題や混乱が頻発していますが、町行政はこれらの課題を把握しているいらっしゃるでしょうか。
3、マイナ保険証は強制ではなく、紙の保険証や資格確認書も有効のはずですが、当町の方針や周知はいかがだったでしょうか。

以上3点につき、答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問のマイナ保険証について答弁をいたします。

まず、当町での利用状況についてでございますが、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方のうち、マイナ保険証を登録をしている方の割合は、国民健康保険が令和7年3月現在で64.4%、後期高齢者医療保険が令和7年1月現在で64.8%となってございます。

また、全ての外来レセプト件数のうち、マイナ保険証利用件数の割合につきましては、国民健康保険で43.7%、後期高齢者医療保険で38.9%となってございまして、これは全国平均の国民健康保険の31.5%、後期高齢者医療保険の30.7%を上回っている状況でございます。

次に、医療現場での問題や混乱についてでございますが、全国的にはマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れていて、保険証として利用できない、あるいは顔認証付きのカードリーダーで顔認証ができない方がいる、氏名や住所に旧字が含まれているため、文字が黒丸で表示されるなどの報告がございまして、国におきまして、これらの事象に対して解決に向けた取組を行うとともに、医療機関向けのポータルサイトやマイナ保険証利用問合せフリーダイヤルを設け、対応をされてございます。

この点、大刀洗町では、今までのところ、医療現場でのマイナ保険証に関するトラブルについて、特に相談等はあっていないところでございます。

次に、当町の方針や周知についてでございますが、昨年12月2日から、これまでの健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証利用を基本とする仕組みに移行しております。この際、昨年12月1日以前に発行されております健康保険証は、有効期限が記載されているものはその有効期限まで、有効期限が記載されていないものは、本年12月1日まで従来どおり利用できることとなってございます。

また、後期高齢者医療保険につきましては、先ほど議員のほうから御指摘、御紹介もありましたとおり、加入者全員に来年7月末まで有効の資格確認書を本年7月末に交付するほか、12月2日以降に転入された方など、大刀洗町の健康保険証をお持ちでない方で、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、資格確認書を交付をいたします。

なお、マイナンバーカードを紛失等した方や、要介護の高齢者や障害をお持ちの方などで、医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方につきましては、申請により資格確認書を交付してございます。

これらのことにつきましては、広報やホームページ、年度更新時に配布するチラシ等により周知をしてまいります。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問させていただきます。

報道によれば、全国半数近くの医療機関で、マイナ保険証によるトラブルがあった。あるいは、

医療機関の個別の問題ではなく、そのシステム上のトラブルでマイナ保険証が実用できないといったトラブルが報告されています。今、御答弁では、医療機関に関する町内のトラブルは認知していないというお話ですが、とりわけこの制度は、障害者の方、寝たきりの人などへの影響が大きいと思われますので、トラブルによって、それが即、住民の生命や健康に係る大問題だと思います。

そうしますと、先ほどの数字では、全体として、これだけ政府がマイナ保険証を推進したにもかかわらず、その登録が64%に過ぎず、実際には43%程度しか使われていないと。マイナ保険証のほうが面倒でトラブルが多い。しかも、紙の保険証であり得なかつたトラブルがマイナ保険証によって新たに発生する。これでは何のためのマイナ保険証か分からぬのは当然の話であります。

政府の言うメリットなども、現行のおくすり手帳など、従来の制度で全てカバーできるので、道理がありません。ぜひ町におかれでは、マイナ保険証を今後も強制することのないようお願いしたいと思います。

一つは、町内の医療機関あるいは医師会に対して、このトラブルや対処法についての協議などを行っていることはありますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

本町からのほうで協議等は行ってはおりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 被保険者からの御相談がないといつても、この報道の数字を見る限り、町内、あるいは三井小郡医師会において、トラブルがゼロということはあり得ないはずなんです。

当然、町としては、どのようなトラブルがあつてゐるのか。それによって住民の健康が脅かされるようなことがないかを、当然、調査したり意見交換して対応を検討していくべきだと思いますが、今後についていかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

本町からのほうも、医療機関のほうに聞き取りという形ではしております。その際に、先ほど町長のほうが答弁しましたとおり、電子証明書の有効期限が切れているとか、そういうこと。それから、マイナンバーカードに反映されている限度区分が違っている方がいるというような、こういったことが実際発生しているということでは把握しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるとおり、住民からの相談はないけど、医療機関では、いわゆる町内、近隣の医療機関ではそのようなトラブルが発生しているというわけですね。

そうなると、マイナ保険証によって住民の生命や健康が守れないという重大な事態に即してまいりますので、今後とも、それに対して具体的にどのような対応を行っていらっしゃるのか、まずはお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

具体的な対策ということでございますけれども、国の方で対策の方をやっておられるというふうに承知しておりますので、町の方が独自で何か対応をしておるということは、今のところございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 一つは、こうした問題を踏まえて国等に行政の長としてしっかり意見を上げていくことや、これ以上、法に基づかないマイナ保険証の強制を行わないこと、これがまず二つ大事だと思いますが、町長として御見解はいかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員から御紹介があったように、マイナ保険証の利用に関して、当初いろんな事案が発生しているというふうには認識しております。ですので、先ほど担当課長からも答弁しましたとおり、今、国において、これらの事案に対して解決に向けた取組を行われているところでございます。そのように認識しております。

町からこれに対して、これだけを取り上げて国の方に直接どうこうというのはございませんけれども、当然、住民の皆様が不安に思わないような制度設計なり取組については、それは町村委会等を通じて、きちんとした制度設計をということを申し上げているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 政府に言われて多大な予算を投入して、せっかくマイナ保険証をつくった方が、町民の方がマイナ保険証をつくったことによって、逆に生命や健康が脅かされるということが1件も起きないように、今後とも責任者としてしかるべき対応をしていただきたいと、このように強く求めたいと思います。

3に關係しますが、特に、先ほどありましたように、今後、大きな問題が発生するのは、マイ

ナ保険証の更新切れトラブルだと思います。

しんぶん赤旗によれば、電子証明書の更新を迎えるマイナンバーカードが、今年度は2,780万枚に上るとされています。保団連の調査によれば、医療機関の3割で有効期限切れのトラブルがあり、これは昨年から倍増をしています。紙の保険証の有効期限とマイナンバーカードの有効期限が切れる時期が、今年重複しますよね。だからトラブル多発が懸念されますが、その認識と対応についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

国のはうから、今回、マイナ保険証の電子証明書の切替え等の時期が来るということで、これについては追ってまたお示しをするということで、先日、通知のはうが来ておりまますので、今、通知を待っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これもまた、更新切れによって受診ができない、あるいは10割負担を強制されると、大変な問題が今年から一気に発生することが予想されます。

現行の保険証は、期限が来れば新しい保険証が自動的に送られてくるんですよね。当然、遅滞なく保険証を届けることは、国と保険者の責任だからです。しかし、マイナ保険証では、それが被保険者の責任にされてしまい、更新漏れに対する対応がありません。結局のところ、政府が言う行政の効率化とは全く逆のドタバタで、結局自治体や国民がひどい目に遭っていますよね。

そこで、東京の世田谷区や渋谷区では、国保の被保険者全員に資格確認書を発送することを決めました。大きなニュースになったと思います。これに対し、政府は当初、渋谷区、世田谷区等の対応は法に合致しない旨の答弁でしたが、直近6日になって、厚生労働大臣は、これは自治事務であるので、最終的には自治体が判断することになると答弁し、事実上、自治体による全対象者への資格確認書送付を容認しました。

今年度のマイナンバーカード期限切れ問題への対策を考えるならば、当町としても、国保の全加入者に対し、資格確認書を送付することが最も道理ある対策と考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員のはうから御紹介がありました、東京都の世田谷区等で行われた国保加入者に対する資格確認書を全員に交付するという取組について、現時点では予定してございません。

これにつきましては、先ほど担当課長からも答弁がありましたように、国において、どのよう

にこの問題について対応するのかというふうな通知なり示されると思われますので、それを受け判断してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 政府がかなりもう流れを見ると、政府はこのマイナ保険証の立てつけの問題を認めて、次々と本来の本則になかった自治体独自の手当や資格確認書の送付を認めているというのが流れですよね。そこの全体的な流れについては御承知いただけますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

後期高齢者医療等について、そのような変更があったというのは承知してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ので、その国の判断を待つのではなく、こういう独自の判断を行っている自治体もあります。それはひとえに、町長が責任を持つ自治体の住民の健康と生命を守るという立場からの施策でございます。

ぜひその立場に立って、政府の判断を待たず、法律の範囲内でできることは、あらゆる手を打っていただきたいと思います。その点についても強く求めたいと思います。

もう一つの重大な問題が、滞納なさっている方への対応と10割負担の問題だと思います。これまで紙の保険証の場合、国保税の滞納があった場合は、まず3か月有効の短期保険証、最後に資格証明書ということで、できる限り保険証を発行して滞納の事情をお聞きし、実情に応じた対策が可能だったと思います。マイナ保険証となった場合、滞納への対応はどうなりますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

滞納者への対応でございますけれども、弁明の機会等を与えまして、相当な期間を経過した後、去年の切替えにおきましては、短期証のほうを42世帯、資格証明書のほうを23世帯のほうに送っておりますが、12月2日のマイナ保険証への移行に伴いまして、短期証につきましては、通常証のほうを送らせていただいております。資格証明書の方につきましては、滞納等が解消した方がございますので、10世帯程度の資格証明書ということで発送をしておるところでございます。

資格証のほうが、今後は、資格確認書の特別療養費の支給というような形に変わりまして、令和7年、今年の8月の切替えから1年以上国保税のほうを滞納されている方につきましては、資格確認書特別療養費という、10割医療を受けられた場合、10割の負担となるような資格確認書をお送りするような手はずになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 繼続的に問題提起しておりますように、国保税というのは、協会けんぽから比べてもほぼ2倍の保険料で、払いたくても払えない方が多く、滞納が2割に及んでいます。

この現状に対して、例えば、マイナ保険証で滞納して10割負担という処分が下された場合、幾ら滞納額を払えば3割負担に戻るんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

特別療養費の支給の方が、通常証に戻るのはどれぐらいかという御質問かと思いますけれども、滞納額を全額払っていただければ、当然のごとく通常証のほうに切り替わるということで、あと滞納保険税額の著しい減少があると認めるときというところで、大体滞納税額の半額程度をお支払いいただくと、通常証のほうに切り替えていくような感じで運用しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 自営業の方の話を聞いては、もう滞納が滞納を呼んで払えない、複数年度にわたって滞納が続いている方がいらっしゃいます。そういう方に対して滞納額の半分を払えば3割に戻しましょうという制度設計ですよね。払えないと思います。

そうすると、その方は永久に10割負担から逃れられない。国民介護保険制度を破壊させる暴挙だと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

先ほど3割の通常証に切り替わるというところで、滞納額の半分程度というふうに御説明申し上げましたけれども、税務課のほうで納税相談をしていただきまして、分納の制約等を出していただければ、その時点で通常証のほうに切り替えるというような手はずも整えるようにしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 実施に当たっては、少なくともおっしゃったような複数回にわたる丁寧な納税相談、生活相談を法的に義務づけることや、本当に支払い能力がない方に対しては滞納処分など、お金が払えず、病院にかかりせず、亡くなったり重症化することのないような対応を求めます。本当に一体どこの国の時代、どこの国どの時代かと疑いたくなるような話です。

今後もマイナ保険証の強制をやめさせることや、資格確認書の全戸全件配付、親身な滞納相談などを求めてまいります。1点目はこれで終わります。

2点目、大刀洗マルシェ「かてて」の運営についてです。

まず最初に申し上げますと、3月の定例会の初日で、町長が挨拶の中で「安定的な行政運営のためには職員が安心して働く職場環境が必要です」とおっしゃいました。私も全く同感であります。

こうした職場、誠実に働いている方が、法律に基づいて住民福祉の向上のために、心、気兼ねなく働く町役場、その実現を目指して私どもも頑張っているつもりです。しかし、実際にはそうならないのではないか。その立場で不正常をただし、大多数の職員の皆さんができるだけ働く町、行政への再構築を求める立場から質問いたします。

5月の議会全員協議会において、町側から、今年度から「かてて」の運営を改善したという報告がありました。第一に、制度の制度設計に当たっての経緯はどのようなものだったでしょうか。特に法務面での検討。

2つ目に、町長は、5月の全員協議会における担当課の説明及び資料を了承していましたでしょうか。

3点目に、6年度以前の運営について、問題点の認識や事後処理の具体化はいかがでしょうか。
以上、3点、お願いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の大刀洗マルシェ「かてて」の運営について答弁をいたします。

まず、新制度の制度設計の経緯についてでございますが、大刀洗マルシェ「かてて」、旧さくら市場につきましては、平成22年度に緊急雇用創出事業を活用し、町が町内の求職者を販売拡大員として雇用して、大刀洗町のPRと農産物等の特産品の販売に取り組むことを通じて、高齢者の皆様が生きがいを持って農作業などに従事していただくことを目的に開始したものでございまして、当初は、筑前町立の大刀洗平和記念館や大分自動車道の井上パーキングエリアなどで、大刀洗町のPRと、農作物や手芸品等の販売に取り組むとともに、町内特産品の開発や販路調査、販売促進に取り組んでいただいたところでございます。

この際、出店に際しまして、駐車場代や出店料、販売に伴う消耗品等が必要になることから、出店者の皆様と協議して、販売代金の1割をそれらの諸費用に充てることとしたものと認識しております。

この点、これまでの議会の決算特別委員会の審議におきましても、そのような会計処理についていろいろ御指摘をいただき、今後もこういう方針でやっていきたい旨を御説明し、決算認定を

いただいてきたものと認識してございます。

しかしながら、この「かてて」、旧さくら市場につきましては、内部規定に不備な点もございましたので、今般の議会からの御指摘も踏まえ、外部の有識者から御助言もいただきながら、新たに大刀洗町地域活性化協議会を立ち上げ、必要な要綱や各種様式等の整備をしたところでございます。

次に、5月の全員協議会における担当課の説明及び資料についてでございますが、担当課からは、全員協議会において新たに設立する地域活性化協議会について説明する旨の説明を受けてございます。

次に、6年度以前の運営の問題点の認識や事後処理についてでございますが、今後、税理士等外部の有識者とも協議の上、必要であれば必要な対応をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次、再質問させていただきます。

第1点目です。税理士さんが入るというお話なんんですけど、税理士さんというのは組織内部のお金を見るという意味だと思うんですけど、そもそも任意団体をつくるのであれば、それに対して、町からの任意団体に対する委託や、委託の制度設計や人材派遣、それから委託に関する入札など、まず制度の立てつけが必要なのであって、議会でもそのことを再三指摘しているんだろうと思います。

ですから、現在のこの「かてて」の改善に必要なのは、税理士さんじゃなくて、行政が実施する制度の基本的な設計をできる人、それから公認会計士など、町の公金の支出を含めた判断ができる人だと思うんですが、そういう人というのは有識者に入っていたのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、税理士さんというのは、やっぱりその税金のことがメインですから、地方自治制度なり、地方の会計ですね、監査制度等に精通された方の意見を御助言をいただいて制度設計をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それで、これ2点目に関係します。5月の議会全員協議会で新たな制度にしたと報告にありました。しかし、この資料、当日配付された資料によれば、協議会として、JAみいや大刀洗町商工会の団体が入っています。

しかし、協議会の代表は町の課長であるかたですし、予算の内容はというと、従来の「かてて」に関する運営費用らしきもののみで、協議会とは銘打っていても、実際にはこの役場の代表

者が従来どおり「かてて」の業務を行い、他の2団体は町のアリバイづくりのために、もう名前が利用されているという迷惑なお話だと思うんですが、資料からそうとしか読み取れないんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

これにつきましては、JAみい、あるいは商工会のほうと協議をさせていただいて、御賛同をいただいて、こういう協議会を立ち上げたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 資料を見て、ほとんどの議員がもうあきれたというか、首をひねったのは、実質的な事業は「かてて」なのに、あたかも他団体と共同して様々な事業を実施するかのようなことが、同じページに列挙、事業計画という形で列挙されているということですね。どんなだけソフトに申し上げても、稚拙以外の言葉が見つかりません。

議員のほとんども、あまりの稚拙な資料と説明に驚き果てて、再度の詳細な説明を求めて閉会したのでありますが、改めてこの事実に対し、町長の受け止めはどうか。

そもそも協議会をするということは、町の事業を特定の団体に実施させるという形になるわけで、直営よりもさらに厳密な制度設計、入札・委託等の制度設計が必要になると思うけど、それも何もやっていらっしゃらないんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まず、今回の協議会については、スタート時点ではこういうスタートということでございます。今後についてはまた構成団体のJAさん、あるいは商工会とも協議を進めながら、今後の在り方については検討をしてまいりたいと考えてございます。

これ、例えば一つにはまだあれですけれども、例えば道の駅等を建設が進むに当たって、その出店団体というか、集会の在り方とか、いろんなことを考えるに当たって、少し幅広な構えをつくっていたほうがいいんではないかという思いもございます。

まだスタート時点では、当然、今、現行の「かてて」の事業というのが、議員御指摘のとおりほとんどでございますけれども、今後についてはまた検討してまいりたいと考えてございます。

また、行政のいろんな事業をそういう協議会なり、そういう任意団体というか、今回正式な協議会ですけれども、のほうに委託をして、あるいは実行委員会方式等でやるというのは、これは従前からどこの団体でも行っているところでございまして、通常のやり方をきちんと制度設計をした上で、そういう形でやらせていただきたいということで、今回改正をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、3点目です。あらゆる町の資料や町長マニフェストを見ても、町直営の立てつけなんですよね。そうですよね。町長マニフェストも直営の販売事業と書いてありますよね。よね。（「そうです」と呼ぶ者あり）町長マニフェストに町直営大刀洗町「かてて」と書いてある。そのとおりですね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

直営という定義によるんだと思います。いわゆる全て直営で町が「かてて」を運営しているわけではございませんで、直営というのは、販売員のスタッフ等を直営で町で雇用をしてやっていると。実際はその「かてて」、あるいは旧さくら市場というふうな任意団体の中で、そこの商品等の販売なり会計は行われてきたというふうに、私自身は認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長の解釈は、今、お聞きいたしました。ただ、一般的な法律の立てつけは町直営なんだけど、それにもかかわらず、条例もなしに任意団体になる者が手数料を取ったり、別通帳をつくったり、売上げをプールしたり、その中から自由に物品を購入したり、手数料を町の債に戻さなかつたり、さらにはそれを証明する帳簿も領収書もないという。いろんな法律に抵触しますよね、これね。

まずは手数料の返還や損害賠償、被害者への謝罪、税法に基づく納付税、追加税の納付などが発生する可能性があります。百条の結論を待たず、できるだけ自主的に問題を明らかにし、速やかに被害弁償等の処理が必要だと思いますが、最後に町長の御見解はいかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員とちょっと「かてて」に対する認識が基本的なところで違っているのかもしれません、これは、町が応援している任意団体の中で会計処理等が行われてきているということでございます。

また、その余ったというか、収益については、最終的に町のほうに雑入ということで入れているという形でございます。なので、そこで扱われているのが公金という認識ではございませんので、あくまでもそういう任意団体の中での会計処理というふうに認識してございます。

ただ、議会からの御指摘もありましたように、この「かてて」、さくら市場については、その会計処理に当たっての規定等に不備がございましたので、そこについては、今回、既に改めて有識者の意見も踏まえて、必要な要綱なり様式の整備等を行っているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 人件費もこれに係る、事業に係る人件費も100%町から出ていますね。町の一般会計から。それから需用費、必要な需用費も全部100%町の一般会計から出ている。それでいて任意団体というのは成り立たないんですよ。でも、見解の違いじゃなくてですね。

そういう直営、100%町の予算が出ているものの中で、1円でも使途不明金があればこれは事件なんだと。で、領収書もない、帳簿もない、何に幾ら使われたかも分からないと。これもう全部使途不明金なんですね。だから、そこら辺はよく御理解ください。これについては以上で終わります。

3点目、旅費の不正請求についてです。

昨日も別の議員が質問しました。やや重複しますが、昨日の町長答弁も参考にしながら質問させていただきます。

この件は、ただ、1名の特定の町職員に関する旅費の不正請求、それに係る制度設計の問題です。

これまで百条委員会において、会計担当者や同行の係長、そして偽造したとされる本人の証人喚問を行い、同一人物による複数の書類偽造、不正請求が明らかになりつつあります。

そこでお尋ねしますが、1、百条委員会での元会計管理者の証言によれば、会計管理者に対する同一人物からの出金の圧力が複数回あったとされています。町長はこれらの行為を認識していましたでしょうか。また、どのように対応したでしょうか。

2点目、旅費の不正請求を防止するために、どのような対策が必要と考えますでしょうか。

3点目、職員が宿泊証明書を捏造したと証言した複数の宿泊施設、これはつまり本人が泊まっていない宿泊施設も含めて、町長や教育長、当該職員は迷惑をかけたことを謝罪したでしょうか。

4点目、昨日も触れられました旅費の請求に関する留意点、この改変について、現在の運用や対策はいかがでしょうか。改めて尋ねます。

以上、4点お願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の旅費の不正請求について答弁をいたします。

まず、会計管理者に対する出金の圧力についてでございますが、まず冒頭申し上げますが、百条委員会での会計管理者に対する出金の圧力が複数回あったという、その百条委員会の内容が私自身把握できございませんので、それについては正確な答弁にならないと思います。

ただ、山田前会計課長からは、職員の宿泊を伴う旅費請求に係る添付書類に関連して、見積書でよいと言っている職員がいるというふうな相談がございましたので、私のほうからは、領収書または宿泊証明書の添付が必要と回答するとともに、庁議においてその旨を企画財政課から周知

徹底したところでございます。

○議長（高橋 直也） 町長、入金の。お願ひします。中山町長。

○町長（中山 哲志） 次に、必要な対策についてでございますが、旅費制度への職員の理解を深めるとともに、請求時におけるチェックの徹底のほか、今後、国の旅費規程の改定を踏まえ、必要な条例改正や規則の見直しを実施をしてまいります。

次に、宿泊施設への謝罪についてでございますが、謝罪は行ってございません。

次に、旅費の請求に関する留意点の現在の運用や対策についてでございますが、職員の宿泊を伴う旅費請求に係る添付書類には、領収書又は宿泊証明書を添付する取扱いとしてございます。

また、先ほども答弁しましたとおり、国の旅費規程の改定を踏まえ、今後必要な条例改正や規則の見直しを実施してまいります。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 順次、再質問します。

1点目、実際、会計管理者からそのような相談があったと、これは非常に重大なヒントですね。それに対して、じゃあ何でその請求者は要らんだろうと言っているのか。その根拠は何なのか。その根拠がおかしいとすれば、それを改善させる町長の指導が、指示が必要だったと思うんですが、その辺はなさっていないんですか。何が根拠でそんなことを要らないと言っているのか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員が御指摘があったように、何でそういうふうに言っているのかというところで、旅費の留意点の改定ということであったので、そこが、いわゆる誤解を招くような、分かりづらい表現になっていた部分がございましたので、そこのその部分を誰が見ても分かるように改定をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 結局しかしその改定の審議、改定の議論というのは、昨年12月に議会において、この問題について指摘があるまで何かなされていたのでしょうか。議会の指摘をもって、初めてそのような議論がなされたのではありませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。はい。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

これについては、庁議において、今の留意点について変更してはどうかというふうな提案があり、それについて庁議の中でも議論をしましたし、各課に、今の旅費制度の中でどういう点に支障があるのかというのを企画財政課のほうでまとめた上で、改定をしてきているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 当時、多分その相談があった時点で、具体的な対応ができないないんだと思います。

昨日から、町長は、再三誤解と、誤解を招くようなというお話がありました。しかし、この百条等の経緯を見ても明らかに故意なんですよ。この偽造した人物が、この留意点の改変を求めて、その改変後の文書に基づいて、文書偽造者は領収書も宿泊証明書も要らないだろうがということで再三出金を求めた。その事実は御存じでしょう。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

再三求めたかどうかというのは、私自身把握できておりませんけれども、会計課長から、その当該人物なのかどうかは分かりませんが、そういうふうな相談があったということがございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、百条の議事録を速やかに決裁しておりますが、これを見れば、本人のもう既に証言もしております。

だから本人は、昨日から町長は、領収書又は宿泊証明書が要るんだというのが誤解されていたと言っているんだけど、その府議の中で緩和を求めた偽造者本人が、領収書も宿泊証明書も要らんだろうが、そういうふうにしなさいと言って、そのとおりになって、それに基づいて領収書も宿泊証明書も出さずに出金を求めることが複数回あったということです。それを御存じないのか、それともわざととぼけているらっしゃるのか、どっちですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

それについては、後から了知しましたけれども、当時は存じ上げてございません。

また、当該職員がどういう思いで、そういうふうに理解して言ったかというのは、今の時点では把握はできてございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それは責任者として職務怠慢だと思います。ここまで我々に手間をかけさせて調査させておきながら、その内容も知らずに、故意に知らないふりをしているのか、本当に理解もしていないのか、もう一回、どっちですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 質問の意図が分からぬんですけど、もう一度御質問いただけますか。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 昨日の御答弁の中で、この令和5年1月の留意点の改変は、府議の

中でより具体化が必要だからということで、旅費領収書又は宿泊証明書の添付が必要だというふうに改定したものだと理解していらっしゃったんですよね。そこは間違いない。

でも、実際は、このこれまでの百条の流れを見ると、その提案した者は、領収書も宿泊証明書も要らないだろうがと。つまり証拠なしに出金できるだろうがと要求して、それに対して、あなた方は決裁も議事録もなしに決裁文書を改ざんして、それに基づいて、その偽造者は要らんだろうが、これで出せよという話を再三なさっていた。それを御存じなのか、御存じでわざとそんなことを言っていらっしゃるのか、本当にそういう流れ 자체を御存じなしにそこに座っていらっしゃるのか、どっちですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

庁議において、そういう宿泊証明書の添付が必要ではないんではないかというふうに提案した職員が、その職員とその提案について、いや、それは領収書又は宿泊証明書が必要なんだというふうに、それは私もそう指示しましたし、財政部門でもそのように認識をして改定をしているところです。

ただ、それが当該職員が、その改定の内容をそのように受け止めていなかつたということなんだろうと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） となると、じゃあそこは誤解があったと言うけれども、当該職員の要求により、当該職員の要求どおりの改変がなされているではありませんか。誤解とかじゃないですよ。

一般的に義務教育を受けた人間が読めば、これは領収書も宿泊証明書も要らない。証拠なしに出金ができる。だからこそ本人は、じやらんのスクリーンショットを持ってこれで出せや、あるいはもう末期になれば、何も付けずに出せと言い出しているわけです。それをそれがその根拠は令和5年1月の改変なんですよ。そういう重大な改変をなさつたという御認識はありますか。それによって不正が発生してるわけです。この改変によって不正が発生してる。その認識と、あなたの責任を問います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、言われたことは、全く認識が違います。改定については、あくまでも、これまで宿泊を伴う分については宿泊証明書が必要だったのを、領収書、または宿泊証明書でいいですよというふうに改定したものでございます。見積書と言われるのは、そこは概算旅費において、請求時点において、そこは見積書っていうことでございます。もともと本町の旅費制度っていうのは、宿泊

に伴う、宿泊は当然、従前もそうでしたけれども、定額支給です。宿泊、あるいは旅行雑費っていうのは定額支給でございますので、実際に泊まった宿泊施設が5,000円だろうが、2万円だろうが、1万900円を払うっていうふうな制度になってございます。

なので、昔については、宿泊については、領収書も宿泊証明書も必要なかったんすけれども、議会からそれじゃおかしいんではないかというふうな御指摘があったので、平成29年度、ちょっと正確じゃないですけれども、宿泊証明書を宿泊した場合には添付する取扱いに変更をしたところです。だから、領収書も宿泊に関しては必要なくて、宿泊証明書だけが必要だったわけです。ただ、今のホテルの状況とか見ると、宿泊証明書を取るのがかなり手続的に面倒な面もありますので、事務の簡素化の観点から宿泊証明書じゃなくても領収書、あるいは宿泊証明書でいいですよというのを変更したというのが改定の中身でございます。

そこを表現上問題があったのかもしれないですけれども、十分理解せずに言われている職員がいたというので、そこが誤解がないように再度、改定をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 本人が、百条の証言の中で、領収書も、精算払いに当たっても、領収書も宿泊証明書も要らないはずだったと。だからそれを求めたんだと言っているんですよ、本人がもう。それに基づいて改変されているんですね。読んでみてください。領収書等、宿泊したことが分かる書類（例、見積書、請求書、行程表、復命書に宿泊場所記載、宿泊証明書）。これは、私だってじゃあ証拠書類要らないの、復命書に自分がここ泊まったって書けば、精算でも、精算時にでしょ。お持ちですか、そこに。書類、お持ちですか。どこまでおとぼけになるつもりですかね。誰がどう読んだって、これ証拠書類が要らないふうに改変されているんですよ、精算時に。それに基づいて、この偽造者は何も出さずに、出せ、出せと言っているんです。そのことを言っているんです、我々は。だから、領収書がちゃんとついていれば、我々は何の問題にしませんよ、当たり前の話です。ところが領収書も要らない、宿泊証明書も要らない。自分がここに泊まっただけで金を出すという。それで出せ、出せと言っているのが本人です。そういう事件なんですよ、これは。

もう、ここで、あとはもうとぼけられても時間がなくなるので先、行きますが、この令和5年1月改変したのに、府議の議事録もなければ、当初の決裁文書、決裁もしていない。これによって重大なこのような犯罪、不正を招くような効果が生じている。この責任はどなたにありますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

昨日も答弁しましたとおり、この留意点というのが、令和4年5月までは、そういう留意点として職員に示したもののがなかったため、職員が業務を実施する際に考慮すべき事項や注意すべき

ポイントを、留意点として新たに作成し、示していたものでございます。これが序議において変更の提案があり、全ての課長が入っている序議の中で協議を複数回重ねた上で、この旅費等に関する条例、規則の所管課である企画財政課のほうで改定をしたものと理解してございます。

また、ちょっと議員のほうとは理解が違うかもしれませんけれども、改定のポイントは先ほどから申し上げてますとおり、宿泊を伴う添付資料としては領収書または宿泊証明書のどちらかでよいというふうに変更したところでございまして、その点については序議だったか、その後の財政との協議だったかで覚えておりませんけれども、その中で、私のほうからもそのように、財政のほうに指示をして、その方向で改定をしたものというふうに私自身は認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） その認識が全く違っているというのは、もうその後の事実が表してあるんですよ、もう。その改定要求者がそうやって、もう領収書も宿泊証明書につけんでいいだろうかと言って、つけてないんだから。もうそれが全て表してるじゃないですか。どう読んだって要らないんですよ、これは、証拠書類。

それで、しかも、こういう不正を招くような重大な改変を行っているのに、その場での協議の議事録もなければ、当初の決裁文書を決裁もしていない。いや、この責任は誰ですか。つまり、当初の令和4年には副町長は決裁しているわけですよね。それを決裁もなしにこれを改変して、これによって犯罪が起きた。そうすれば、責任者は誰ですか。その決裁文書を勝手に決裁もせずに出して、そこで不正が起きたとしたら、その責任者は誰ですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって恐縮ですけれども、今回の改定については、ここの文言の書き方についてはありますけれども、改定内容については、町長まで内容について確認をした上で、条例規則の所管課のほうで改定したものというふうに認識してございます。そのときに、議員、議会のほうから御指摘がありますように、その決裁、書面での確認をしてなかった、決裁をしてなかったというのは、これは一般的に言うと、通常はするものだろうと思ってございますが、改正のポイントについては事前に協議があり、それを承認した上で改定をしたものと私自身は認識をしてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そもそも、この序議がどのようなものなのか。だから何度も申し上げますけど、何の議事録も取っていない、決議も取っていない。それで勝手に副町長の決裁文書を改定する。これは何の集団ですか、あなた方は一体。文書の意味がないじゃないですか。決裁の意味もない。文書に何の意味も発生しない。そうしますと、令和5年1月に決裁文書、何の決

裁も決議もなしに改定した令和5年1月のこの改ざん、もう改ざんと言っていいと思う。これを文書自体は、当初から何の意味もない文書だと思いますが、どうですか。つまり、令和4年7月の当初の副町長決裁文書が有効なままのはずですが、どうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮でございますが、この改定については、庁議のほうで複数回協議を重ね、その後、財政のほうと方針について協議をして、その方針を了解した上で、あとは財政の権限の中で各職員に周知をしたものだと思ってございますし、これは改ざんとかではなくて、そういうふうな認識は全く持ってございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、決裁文書を決裁もなしに、何の議事録もなしに改定するわけだから、もう改ざんとしか言いようがないんです。手続は何もできないじゃないですか、あなた方。じゃあ、当初の決裁文書は何なんですかって話になりますよ、勝手に決裁もなしに決裁文書が改ざんされるようになったら、何もここに法律が存在しないことになるのではないか。

それで、もう1つは、その協議の場においても、確かにその偽造した人物からこれを緩和すべきだと、要らないはずだと言い出して、それに基づいて当時の総務課長や財政係が改定したと言っています。しかし、複数のそこの場に同席した課長級の人物からは、複数の職員、課長からは、あの協議において、この旅費の改定が合意されたとは思っていないという証言が複数ございます。だから、何の証拠にも、合意形成も至っていない。それに基づいて決裁文書は改ざんされたということになる。どうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員から御指摘がございましたように、当初、その庁議において、宿泊証明の添付書類に宿泊証明書が必要ではないんではないかというふうな提案がございまして、その場の庁議では結論は出なかったものと私自身も認識しております。

ただ、その後の財政との協議や、あるいはそれ以降の庁議等で、それは必要だということをお示しをして、改定をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、とにかくここは法律が機能していないから、まず文書の管理とか、決裁文書の管理とか、そういう議事録を残すとか、町長を含め、まず三役管理職がまず初任者研修を受けなさいと、この前、申し上げたとおりです。それができないんだ。我々が突っ込んだって、立てつけがおかしいから、中ぐっちゃぐちゃって当たり前の話なんですよ。どこか

ら突っ込んだらしいんですね、この話は。

それからこの前、昨日の答弁で、3月に何かこれを改正したと言いますが、それは全体周知で
きるよう、例えば文書管理は当然、載ってますね。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） こちらのほうは紙での配付という形にさせていただいております。

ただ、文書管理に載せなかった理由というのは、今、百条中ですので、そういった中で、その
文を消して新たなものを載せるのに、私自身が躊躇したというところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私どものほうから一刻も早い改善については調査を待たずに改善を
やってくれと言っているのに、それは理由にならない。

だから結局、また同じことの繰り返し。今度、3月に改定したときに、その議事録が取りまし
たか、決議取りましたか、それから決裁取ってますか、どうですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） まず、12月に総務課のほうから提案があったときから1月、そ
して各課への意見聴取、3月には最終的なQ&Aという形、そして3月の町長答弁にもありました
ように、そこできちんと3月の分で行うという形としております。

○議員（7番 平山 賢治） 答えになっていない。決裁文書で決裁をまた取ったのかという質問
に対しても、答弁を願います。

○企画財政課長（松元 治美） 決裁という形ではなく、庁議の中で3回話し合ったものを取りま
とめ、各課に下ろしていったという形でございます。

○議員（7番 平山 賢治） 議事録は残していたかという質問にも答えてください。

○企画財政課長（松元 治美） 正式な議事録は先日、町長も言われたとおり、残しておりません
けれども、簡易的な部分に対しては、私自身は残しております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何も改善してないですよね。決裁していない文書をさらにまた決裁も
なしに、議事録もなしに残して、文書管理にも載せていない。悪化してません、何か。どうした
らしいんでしょうかね。どこから持ち上げたらいいのか。困りましたね、とにかく一からやり直
してくださいとしか言いようがないですね。

先ほど申し上げましたように、令和5年1月のこのいわゆる、もう何の証明書も要らないんだ
と、自己申告でいいんだという改変。これは、まず無効であります。無効であります。一般的に
は、決裁文書を改定するときは決裁を取るでしょう。そういう御証言があったと思う。それを何
もせずに、しかも議事録も取らずに、合意形成も取らずに、勝手に緩和している、要らないよう

に。これは、もう地方財政法にも反するような決定だと思うんですね。だから、これ自体が無効だから、こんな意味のない、令和5年1月の無効文書をさらに改定しようと、さらに無効が無効を呼ぶだけなんですよ。だから、令和5年1月に発布したこの何の決裁もしていない、よく分からぬ文書は、これは誤りですと。無効です。令和4年7月最初の副町長決裁の文書が正確であり、これが正式なので、これを再度、掲示の上、これから改善を図るという、改正を図っていくというのが当然あるべき姿だと思いますが、再度いかがですか。

○議長（高橋 直也） 無効か、有効かについて答えてもらえばよろしいでしょうか。

○議員（7番 平山 賢治） 流れについてお願ひします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

何度も同じ、重複した答弁になって恐縮なんですけれども、これについては府議の中で、修正の変更の提案があり、その後、複数回府議の中で協議をした上で、町長まで方針について確認をとって変更をしたものというふうに認識してございます。

行政の意思決定のやり方というのは、当然、いろんな方針について、方針伺いは文書でやる場合と直接話してやる場合とございます。今回の場合は、その府議の中での議論を踏まえて、最終的に財政のほうからこういう方針でということで、私もこういう方針でということで申し上げたところです。

ただ、言われるように、実際の、何て言うんですかね、最終的な変更する部分の書類としての決裁というのを取っていなかったというのは、一般的なやり方で考えると、通常は取ったほうが当然いいだろうというふうに、それは私自身も思います。

○議長（高橋 直也） 町長、この5月1日の改変は有効か、無効かを答えていただければ、端的に。中山町長。

○町長（中山 哲志） 私自身は、この変更は有効だというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そのようにお聞きしておきます。

要するに、証拠は議事録もない、合意形成もない、決裁もない。町長が今、答弁しているのは、全部自称なんです。何の根拠もないんです、それを裏づける。だからそれをちゃんとつくってくださいと言っている。

よその議会見ると、ちゃんと府議規定って、ちゃんと議事録残すこととか、これを決議するとか、当たり前に決まっているんです、そういう意思決定するんであれば。こういうのをつくらないんですかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

庁議規定については、今、議員のほうから御提案がございましたので、他の自治体の事例も参考にしながら、どういうふうな規定をつくったほうがいいかというの、担当課のほうで検討をさせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。

すいません、4点目です。行政の正常化です。

行政の正常化の不正を正すためには、内部通報の1日も早い整備を求めると思いますが、3月でもよその自治体を見るという答弁にとどまっています。その後の経過、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の、行政の正常化について答弁をいたします。

内部通報制度についての御質問でございます。現時点では公益通報の処理に関する規定や通報窓口は未成立でございますが、現在、総務課において近隣自治体を始め、他団体の要項等を調査中であり、今後とも本町に適した制度を調査検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） お時間ですので、ここで、平山賢治議員の一般質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（高橋 直也） ここで、昼の休憩をいたします。議場の時計で13時10分より再開いたします。

休憩 午前11時47分

.....

再開 午後1時10分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、6番、安丸眞一郎議員、発言席からお願ひいたします。

6番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 行政区や隣組への加入の現状と組織率低下などに伴う地域コミュニティへの影響などについて
2. 大刀洗町消防団の現状と課題について
3. 来年度から始まる「こども誰でも通園制度」について

○議員（6番 安丸眞一郎） 議席番号6番の安丸眞一郎です。許可を得ましたので、通告のとおり、1点目が、行政区や隣組への加入の現状と組織率低下などに伴う地域コミュニティへの影響などについて。2点目が、大刀洗町消防団の現状と課題について。それから3点目が、来年度か

ら始まります「こども誰でも通園制度」について。以上、大項目3点について、安全安心のまちづくりの観点から、それぞれ小項目ごとに質問を行ってまいりたいと思います。

まず、大項目1点目の、行政区や隣組への加入の現状と組織率の低下などに伴う地域コミュニティへの影響などについて、小項目ごとに3点について問うものであります。まず小項目1点目は、行政区や隣組の組織率の現状について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の、行政区や隣組への加入の現状と組織率低下などに伴う地域コミュニティへの影響について、答弁をいたします。

行政区や隣組の組織率、答弁をいたします。令和7年4月1日現在の大刀洗町の行政区の組織率は94.7%となってございまして、平成27年4月1日現在と比べて0.6%低下をしてございます。この点、年度は異なりますが、全国平均は令和2年の町内会の組織率の全国平均は71.7%であり、平成22年の78%から6.3%を低下するなど、年々減少傾向にありますが、本町の行政区の組織率は全国平均よりも高く、減少も全国平均より緩やかとなってございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 今、答弁にあつた分は、行政区の組織率ということでございます。

まず質問も、隣組の組織率もお尋ねをしておりますから、よろしければ隣組の分についても併せて答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 失礼しました。これは、本年4月1日現在しか持ってございませんが、隣組の加入率は86.6%となってございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 町内25の行政区がございますけども、まずお尋ねしたいのが、先ほど町長の答弁にありました、町全体の行政区の組織率は94.7ということですけども、行政区ごとにはいろいろお尋ねすると課題もあろうかと思いますので、校区別にでも御答弁いただきたいんですが、そこら辺りは大丈夫でしょう。できれば校区別の、まず行政区の加入率をお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

行政区ごとの区の加入率、校区ごとの区の加入率の平均でよろしゅうございますか。大刀洗町における4校区別の行政区の加入率につきましては、大堰校区が98.5%、本郷校区が96.6%、大刀洗校区が90.0%、菊池校区が94.6%となってございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。

実は、この質問については平成30年の6月議会でも一度、現状についてお尋ねしたことがあります、その際は、町全体で90.66%ということで、大刀洗町的には全国の平均よりもかなり組織率がいいなというのを実感しております。

それから校区別を見てみましても、先ほど答弁がありました大堰が現在98.5でございますが、以前は94.9%、7年ほど前が。それから本郷が現在96.6ですけども93.9、それから大刀洗においては若干7年前より1.5ポイントぐらい下がって現在が90.0、平成30年の段階で91.5ということになっています。一方、菊池のほうも現在94.6%ですけども、平成30年の段階では86.2というふうに、かなり、私なりに考えると、菊池のほうがかなり下がったのかなというふうに認識したんですけども、これ、かなりポイントが上がった、組織率が上がったというのは担当課としてどういった要因というか、それぞれの行政区の区長さんの努力もあろうかと思いますけど、担当課として何か組織率の現状について分析等あれば、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 安丸議員の御質問にお答えします。

住民課のほうでは、転入される住民の方には、窓口のほうで行政区と隣組の加入のほうはさせていただいております、皆さんです。そして区長さんと後、ごみの集積所の御案内等させていただいている状況であります。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。行政区そのものは任意団体でございますけども、やはり地域づくり、まちづくりの観点からも、やはり組織率が下がっていくということは町としても大変なことになろうかというふうに思っております。そういうことで、できるだけ100%に近づける取組というか、努力は行政のほうもしていただきたいと思います。

それで、申し上げたいと後のほうにもなりますけども、その前に、分析の中で、すいません、漏らしておりましたけども、隣組の組織率を答弁いただいた中で、特にちょっと気になったのが、行政区には、例えば菊池校区なんか94.6%の方がお入りになっているけど、隣組にはあまり入られていない。平均しますと80.2%という数値が出ております。本来でしたら、行政区の加入イコール隣組の加入というのが本来の姿だろうというふうに思います。しかし、行政区なり、隣組に入るメリットとか、そういったところのいろんな問題、時間的制約とか、いわゆるその休みのときにいろんな行事に出られないかんとか、そういったデメリットばっかりが表面に出て、メリットの分が弱いんじゃないかなというふうに思っております。やはり以前は隣組なり、行政区に入るのは当たり前という時代から、いろんな任意団体ということから、加入率が下がってきて

いる現状がございます。そういうことで、やはり町としてもしっかりと組織率向上に向けた支援をするべきではないかというふうに思っております。

そういうことで、小項目2点目の質問に移っていきますが、組織率低下に伴うまちづくりなど、地域コミュニティへの影響についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 組織率低下に伴うまちづくりなど、地域コミュニティへの影響についての御質問でございます。

これまで行政区におきましては、地域での見守り活動をはじめ防災、安全や福祉、教育、環境衛生など、多くの分野でまちづくりや地域コミュニティを支えていただいてまいりましたが、少子高齢化や都市化が進展する中、地域活動の担い手の減少と行政区や隣組への加入率低下に伴い、地域の連帯感の低下と住民同士の交流の減少などが課題となってございまして、今後のまちづくりなど、地域コミュニティへの影響が懸念をされているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 今、答弁にありますように、やはりまちづくりへの影響が組織率低下によって心配されるということですから、それに向けてどう町として取り組むかというのが今後の取組になろうかと思います。

そういうことで、3点目の質間に移りますけれども、組織率低下とか課題がありますけれども、そういった課題解決に向けた町としての対応対策についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 課題解決に向けた町の対応、対策についての御質問でございます。

町として行政区や隣組への加入を強制することはできませんが、行政区での活動の意義や地域コミュニティの重要性を理解いただけるよう、広報啓発活動に取り組みますとともに、町主催のイベントや校区行事などの機会を捉えて、地域活動への参加を促してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。もちろん広報等での啓発も必要になろうかと思います。

調べてみると、全国的には強制化にはもちろんできません。しかしながら、自治体として、あるいは地域活性化推進条例、あるいはコミュニティ推進条例等の中で、行政区への加入を促す。そういった取組もされている自治体もあるようですけども、そこら辺りは町長のほうはどんなですか。そういった自治体もあるということは認識されておりますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えします。

行政区等、町内会への加入を推進するような独自の条例をつくって、行政区への加入を参加を促されている自治体があるのを承知しているかという御質問でございます。個々具体的に、どの自治体がどのような条例をつくっているかというところまでは承知いたしておりませんけれども、そういうふうな自治体もあるという話は聞いたことはございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そういった全国でもいろんな先進的な条例をつくりながら加入促進を推進しているというか、コミュニティ活性化に向けた条例制定をされているところもございますから、ぜひ調査、研究も含めて取り組んでいただきたいというふうに思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

そういう行政区への加入を推進するような条例を町として制定してはどうかというふうな御質問でございますが、直ちに今、そういった議員が御提案があった条例をつくるというふうな考えはございませんけれども、いずれにしても、そういう行政区への参加については、これまでどおり参加を促してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。第5次5か年計画の中にも、地域コミュニティの推進活性化について、やはりメリット等をしっかりと示しながら推進を進めていくというふうにうたってあります。ぜひともそこら辺を踏まえて、地域コミュニティの活性化に向けて行政区、あるいは隣組の組織立候補に向けた取組を進めていただきたいというふうに考えているところです。

それでは大項目2点目の質間に移っていきたいと思います。

2点目については、大刀洗町消防団の現状と課題について、小項目3点について、それぞれお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず1点目は、消防団員の現状についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の、大刀洗町消防団の現状と課題について答弁をいたします。

消防団員の現状についての御質問でございます。議員御承知のとおり、平成25年度までは団長1名、副団長1名、第1から第4分団それぞれに22名の90名体制でございましたが、平成26年度に新たに本部分団10名を設置するとともに、令和2年に新たに副団長1名と機能別分

団員9名を増員し、110名の定数となってございます。これに対し、実員が現在106名で、充足率は96.4%となってございまして、これは、筑後地区では広川町に次いで高い充足率となってございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 現在の定数と実団員数については答弁の中で分かりましたが、定数110名の中に機能別団員として現在9名の方が、確か団本部所属というふうになっておりますけれども、具体的に、例えはどういった方々が機能別団員として所属されているんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 機能別団員につきましてですけれども、今現在9名となっております。男性が6名、女性が3名という形で、団本部に所属するような形になっております。そのうち9名のうちですけれども、本部分団のOBの方が5名、そして残り第2、第3、第4分団のほうからのOBの方につきまして4名の方に機能別団員となっていたらいいいる次第でございます。
以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 確認ですけれども、そうしますと、機能別の9名の方は本部分団OBが5名と、それぞれの分団OBの方4名を加えて9名で組織されているということですかね。各分団のOBは、それぞれの所属、以前、所属しとった分団に所属じゃなくて、機能別として全て本部分団に所属という形で活動されているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 各分団のOBの方につきまして、先ほど言いました機能別団員につきましては、各分団ではなく団本部の団長以下、団長の配属下という形になります。
以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そうなりますと、実際の活動面は具体的にどういった活動。例えば、私なりに想像するところは、女性の機能別団員の方が、例えば人工呼吸への救急措置の学校に出向いたりとか、そういうこともあろうかと思いますけども、具体的な活動内容をよろしければお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 機能別団員の活動内容でございますけど、先ほど議員おっしゃられたとおり、女性団員におきましては救命救急講習の補助的な部分に入っていただくような形とか、あと男性におきましては、日中の火災等におきましては、その緊急の場合についての助っ人という形で入っていくようなものとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。やはりそれぞれ1分団から4分団に所属されている方については、それぞれの仕事をお持ちで、日中は町外に勤務されている方がかなり多いんじゃないかなというふうに思うところです。そのために本部分団が組織されたというふうに理解しておりますけども、できるだけそういった各分団の活動をカバーする意味で、機能別、いわゆる各分団のO Bの組織化、そういったことを意識的にしていただくことで各分団の欠員、特に私の校区の4分団の欠員が多いんじゃないかなというふうに思うところですけども、やはり住民の人数だけじゃなくて、イコール分団が必ずしも充足するかということではないものですから、やはり全体でカバーする体制といいますか、そういったことで機能別団員の人数の拡大といいますか、そういったことも担当課として取り組んでいただきたいと思っておりますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 各分団、今のところ定員が22名となっておりまして、分団という形となっておりますけども、まだこれは事務局というか担当課のほうでもう試案の試案という本当、まだ案ではございませんけども、22名中各分団で2名程度の機能別団員がいらっしゃったならば、日中の火災でどうしても機械員とかが出動できない場合につきましては、そういうO Bの方が機能別団員として各分団2名程でいらっしゃったら緊急的な今度、火災とかになった場合は、そういう機能別団員がいらっしゃったのが、そういう現場のほうに出向いてもらえるというメリットがあるのでなかろうかというふうに思っておりますので、そういう点につきましては、団長以下、今後、協議を進めて、今後の機能別団員の在り方、定員数等につきましても幹部会議等を含めながら協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひそういう検討をしていただきたいと思います。そうしないと、前、聞いたことがあるんですが、やはり消防ポンプ車を動かすのに少なくとも3名以上、最低でも3名ないと消火活動ができないような話も聞いております。ですから、そのためにもやはりカバーする体制づくりを全町的に考えていただきたいというふうに思っているところです。

関連して、団員確保の関係でございますけども、小項目2点目は、団員確保のための企業等への働きかけなどの取組について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 団員確保の取組についての御質問でございます。

団員確保につきましては、各校区の区長の皆様をはじめ、地域の役員の皆様に大変御苦労をおかけしておりますが、平成29年度以降は欠員が生じている状況でございます。このため大刀洗町では現在、若い世代が入団しやすいよう、操法訓練の簡素化や準中型自動車免許の取得費用に対する補助、これまでの消防団の慣習の見直し、報酬や費用弁償の支払い方法の見直しなど、消防団改革にも取り組んできているところでございます。

また、団員確保のためには団員候補者だけではなく、その家族や勤め先の事業所等にも、近年の大雨など自然災害が激甚化、多発化する中、消防団の役割やその重要性を理解いただくことが必要不可欠と考えてございます。

このため毎年1月から3月を消防団員入団促進キャンペーンと位置づけ、消防団員加入促進に関するポスターを各分団の車庫や町の施設や掲示板などに掲示するとともに、町の広報紙やホームページを通じて、消防団活動の広報啓発活動に取り組むほか、町内の各事業所に対し消防団協力事業所表示制度の再周知を図り、従業員の方の消防団への入団に御理解と御協力をお願いをしてございます。この点、町内の数社が消防団協力事業所として御協力をいただいているところでございまして、特にJAみいは多くの職員に消防団員になっていただいているほか、慈愛会では職員の中から常時1名を消防団員に選出をいただいてございます。また中長期的な観点からは、子供の頃から消防団の役割や必要性を理解いただくことが重要と考えてございまして、菊池チャレンジ教室やドリームまつりにおいて、消防ポンプ車の乗車体験や放水体験などを通じてPRしているところであり、今後も小中学校での広報啓発活動にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。

今、答弁がありましたように、町内の事業所で数社、JAみいさんであったり、慈愛会は特に常時1名の方を分団員として出していただいているという、本当に感謝したいというふうに思っております。

以前の協力事業所への取組の中で、確か例えば建設業界等に協力いただいた場合には加点をするとか、入札のときに点数を加点するとかいうふうな国・県の指導もあったかというふうに思っておりますけども、具体的に町内事業所数社ということが答弁にありましたが、そういった業界、具体的な協力事業所というのは何社になりますか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 大刀洗町消防団協力事業所でございますけど、今現在4業者でございますけども、昨日ですけども、また1社ですけども、会社が持つ機械ですね、 Yunboとか資材等を災害時当につきましては提供いたしますというような申請もあっておりますので、トータル

5社になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） やはりこういった消防団協力事業所が増えていくことということが、団員確保の継続的な取組につながるというふうに思っておりますけども、先ほど申し上げましたけども、入札のときへの加点というのは実際、大刀洗町では現在、実施されているんでしょうか。そこら辺りはどうなんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 協力事業所について、経審に対して加点をするかということだと思いますが、本町におきましては今、そのほうは行っておりませんで、県のほうが行っていたと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 分かりました。町としてはそういったことへの方向性といいますか、入札業者への加点、そういったところはたしか以前は今後、検討していくようなことも話があつたように記憶しておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） その件につきましては、財政課等とも含めて経営審査の関係もございますので、それについては今後、協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひよろしくお願ひしておきたいというふうに思います。

それでは3点目のほうに移っていきたいというふうに思います。小項目3点目でございます。消防団報酬の見直しの考え方についてお尋ねをするものです。この件について、町長からの答弁を求めると思います。

これはたしか令和4年の3月に総務省からの通達も含めて、一般団員の報酬の見直し等もあつてあるかというふうには理解しておりますけども、それを踏また上での今後の見直しの考え方も含めて、町長に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 消防団員報酬の見直しの考え方についての御質問でございます。

大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、議員から御紹介がありましたとおり令和4年4月1日から消防団員の年額報酬を国基準額の3万6,500円

に引き上げてございます。また火災や水害訓練などの出動報酬について、これまでまとめて各分団に支払っていたものを団員個人に支給するよう変更をしたところでございます。

この点、議員御質問の点ですけれども、現時点で直ちに消防団員報酬を見直す考えはございませんが、住民の生命と安全と財産を守っていただいております消防団員の処遇につきましては、今後とも県内及び周辺自治体の状況も勘案しながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 大刀洗町の場合は、県内のそれぞれの自治体の消防団員の報酬を見てみましても、かなり上位に位置するというふうには理解はしております。

しかし、ただ市と町村の部分のかなりの報酬の差もございます。これは私たち議員の報酬にしてもしかりでございますけれども、やはり町民の財産と生命を守っていただいているという、そして、しかもなりわいを持ちながらの消防団活動でございますから、かなりゆっくりしたいときに消防団活動の訓練や火災出動に従事していただいておりますから、ぜひともそこら辺りは環境改善に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先ほどの定数の中でも紹介がありました機能別団員について、これは特別非常勤の報酬条例を見てみましても、機能別消防団員についての報酬額が一般団員までしか条例の中にはうたってありませんけれども、具体的に機能別団員の報酬はおいくらになっているのかをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 機能別団員の報酬でございますけれども、議員おっしゃるとおり、特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例には計上しておりませんけれども、別むねの要項を設置しております、その中で本町におきましては1万円という形の機能別団員につきまして年額報酬をお支払いしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。報酬の面での措置はしっかりされて、要項等でも明記されているということで、理解ができたところです。

ただ、町内の各分団の御意見なりお伺いする中で、やはり報酬の見直しも、分団長を含めて御意見が上がっているところです。

そういう中で、実際の火災等発生した場合に、やはりいろんな団員それぞれの仕事の状況があって、やはり極端に言えば4分団エリア、菊池校区が火災でも、大堰とか大刀洗からの駆けつけがしっかりとカバーしていただいているという事情はありますから、そういったところへの同一額

ではやはり若干の不満があるじゃないか。だから報酬だけじゃなくて、そういった火災出動のときの出動手当、そういったやつを少し見直してもいいんじゃないかなというふうに考えておりますけども、今現在がたしか1日で火災出動8,000円、それから半日で4,000円、2時間未満で2,800円ということになっております。ほかの自治体も確認してみると、大体1日当たりの出動手当8,000円が多いようですけども、半日以下でくくられて、大刀洗町みたいに2時間でくくりはありません。

ですから、何を言いたいかというと、やはりあの出動とか訓練とかというのは、拘束時間がかなりあろうかと思いますから、そこら辺も加味した形で訓練手当、あるいはあの火災出動手当等の見直しも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますけど、そこら辺りいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 議員おっしゃることにつきましては、恐らく仮に訓練がある場合にも事前に早めに来て、集合して、最後撤収するまでですから、拘束時間が2時間の訓練でも3時間かかりますよ、ですので、それに合った分の報酬を払うべきではなかろうかという趣旨かと思っております。

こちらとしましては、やはり実動された活動時間の2時間、4時間、4時間以上という形で今のところ、この報酬の見直しを行った分について、今のところこの体制でやっていきたいというふうに思ってございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 現在は実稼働時間と言いますか、そういったことでの運用されているということで理解しますけども、私が言いましたように、やはり例えば訓練であれば1時間の訓練でも朝早く2時間前ぐらいから、やはり詰所に集まって、それぞれ準備して会場に行ったり。その後も後処理等ありますから、かなり拘束される時間が、実際の訓練時間よりも倍なり、3倍なりというか、そういったことになっているんじゃないかなというふうに思っております。ですから、そこらあたりは少し運用の見直しも必要になるんじゃないかなというふうに考えて質問したわけですけども、その点について再度の答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 最初の町長答弁でありましたとおり、近隣自治体等状況ですね、この分について先ほどございました、実際の火災出動につきまして、先ほど議員おっしゃったとおり4時間を境に4,000円と8,000円ということになっているようでございますので、こちらでもちょっと再度、県内の自治体の状況等ちょっと確認しまして、必要ありましたら、また

必要に応じて検討をさせて、もし必要ならば改正を行っていくような形で進めさせていただきた
いと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ゼひ定期的な幹部会等も開催されているというふうに思っておりま
すから、そういった中で各分団長なり消防団幹部の方の意見を聞いていただきて、ゼひとも前向
きに検討をしていただきたいというふうに考えておるところです。

それでは大項目3点目のほうに移っていきたいと思います。

3点目は御案内のとおり、来年度から全国の自治体で始まります「こども誰でも通園制度」に
ついて、小項目ごと3点についてお尋ねをいたします。

乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」は、子ども・子育て支援法の改正によるもので、
全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するた
め、月一定時間までの利用可能枠での就労要件を問わず、保育所等に通っていない生後半年から
3歳未満までの乳幼児を対象として、時間単位で柔軟に通わせることができるというもので、こ
れは令和5年度からモデル事業として始まったというふうに聞いておりますし、九州では5県
12の自治体が先行実施をされているというふうに聞いております。来年度からは申し上げま
したように、全国の自治体で実施するようになっているようです。

そこで、小項目1点目の質問になりますけれども、対象となる児童数と利用見込み数をお尋ね
をするところです。通告では児童数という表現しております。ただし、子供の定義がいろいろ法
の上位法によって定義が変わっております。ここでは事業名が「乳児等」というふうになってお
りますから、児童数のところは乳幼児数というふうに置き換えて質問をさせていただきたいと思
います。

そういうことで、対象となる乳幼児の数と利用見込み数についてお答えをいただきたいと思
います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは安丸議員御質問の、来年度から始まる「こども誰でも通園制
度」について答弁いたします。

まず、対象となる乳幼児数及び利用見込み数についての御質問です。

まず「こども誰でも通園制度」については、先ほど議員が御説明、御紹介ありましたように、
ゼロ歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供、いわゆる未就園児を対象として、
親の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となっています。本格実施が
予定される令和8年度の本町における対象者、いわゆる未就園児ですけれども、約91名という

ことで見込んでいます。

また利用見込み数は、国の手引き等から算出しまして、令和8年度はゼロ歳から2歳児の利用が毎日1人ずつ、合計1日3人の利用を見込んでいるところでございます。

以上で安丸議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 利用見込み数が91名という答弁だったかと思いますけど、これはそうしますと、生後半年から3歳未満の保育所に通っていない乳幼児の数は、この数にはイコールにならないんでしょう。要は、対象となる乳幼児が91名で、利用見込みも91名なのか、利用見込み数が91名と町として考えてあるのか、そこら辺り再度の答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたしたいと思います。

現在、幼稚園、あと保育園等に通っていないお子様の数が約91名というふうに見込んでおりますので、対象者とそれはイコールというところで今回は出しております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 分かりました。要は、対象となる生後半年から3歳未満児で保育所等に通っていない乳児数が91名。それで、要は「こども誰でも通園制度」を利用される方はもちろん全ての方が利用されるというふうに町は判断しているんでしょうか。それとも、具体的に申しますと、よその自治体では大体1割ぐらいが利用されるんじゃないとかいう報道もあっておりますけども、そこら辺り担当課としてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

町としましては、現在、どこにも通っていない未就園児全てを対象者というところで見込んでおります。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そうなりますと、かなり受入れ体制の問題が、上限は一応月10時間以内というふうになっておりますけども、この時間数はそれぞれの自治体によって、例えば月30時間であったり、40時間であったりというふうなことも自治体によってあるようでございますけども、要は乳幼児の現在の数が91名、イコール全ての方が利用されるんじゃないかということになりますと、受入れ側の園のほうの体制もかなり厳しい状態もあるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、具体的な協議状況について移っていきたいというふうに思いますけども、2点目の質問になりますが、この「こども誰でも通園制度」の制度導入に向けた保育園との協議状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは2点目、制度導入に向けた保育園との協議状況について、こども課長のほうが答弁させていただきます。

○議長（高橋 直也） こども課長。

○こども課長（早川 正一） それでは私のほうから答弁させていただきます。

「こども誰でも通園制度」に関する国や県から提供される制度の内容情報などにつきましては、各園長会や主任保育士会を通じて数回ほど説明を行うとともに、保育園の現状や受入れの可否について検討をお願いしているところですが、現在、保育園におきましては待機児童対策として、定員を超えた児童の受入れ、それと保育士の確保が難しいという理由などから、現時点においては本制度の実施を希望している保育園はございません。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 保育園との協議状況なり現状は今、答弁で分かりましたが、しかし、町としては来年度から全国的に本格実施という方向性なんで、町としては今現在、町内の保育園は受入れ体制は整ってないというふうに理解したわけですけども、そういうことになりますと、この事業的にはかなり厳しいというふうに、今の答弁では私は解釈するわけですけども、そうなりますと、今現在、町内の保育園は確かに今、課長の答弁の中にありましたように、1割なり、2割の定員を奪って、それぞれ園児を、保育をされているという現状は分かっております。

しかし、そうなりますと、3点目との絡みになりますが、やはり保育士確保の問題が一番の課題ではないかなというふうに思っているわけですね。町としてもそういった、この事業推進に向けた、事業推進をするために、やはり保育士確保とか、そういった支援が必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますけども。ちょっと3点目の質問でございます、このあたりの考え方をお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは3点目の、保育士確保などの町としての支援の考え方についてでございます。

「こども誰でも通園制度」につきましては、地域の子育て支援の充実は重要な課題であるというふうに認識しております。しかしながら、現時点では先ほど課長が答弁しましたように、本制度の実施を希望する保育園はございませんし、本町の保育所の規模や保育士の確保状況などから、

制度の導入には課題があると考えております。

具体的には、十分な保育士を確保するためには予算の拡充や勤務環境の改善が必要であり、それに伴う教育訓練の時間も求められます。また、現在の保育所の施設規模では、制度導入後の利用希望者の増加に対応することが難しい状況です。今後、保育所、地域の声をしっかりと伺いながら、これらの課題を一つ一つ解決し、よりよい子育て環境の実現に向けた努力を続けてまいりたいというふうに考えているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 町内保育園の現状も踏まえて、ただいま教育長から、この事業についてはかなり現時点では厳しいというふうな答弁内容であったかというふうに思います。

先日、ある保育園の園長先生にこの件についてお話を伺ったところ、やはりほとんど、3歳未満が対象になっているけど、恐らく生後半年から1歳児が来るんじゃないかなというふうに考えをおっしゃっていました。しかし、通常保育所に預ける場合、体験保育というか、1日に1時間、2時間ぐらい預けて本格的に入園するというふうな、ならし保育と言いますか、そういったことがそれぞれの園で取り組まれているというふうに理解しております。

ですから、月10時間程度で1日1時間とか2時間ぐらい本当に預けて、子供たちにとっていいのだろうかというふうな心配もするところですけども、やはり制度的には子育て世代の孤立化を防ぐというのがこの事業の第一義的目的だろうと思いますし、子供に、やはり3歳未満児が一番重要な時期というふうに捉えられて、国のはうも事業実施に当たって重要事項というふうに捉えておりまして、町としても、この制度、事業実施に向けて、やはり具体的に、今現在は受け入れる保育園がないかもしれませんけどじやあ、保育士確保を町として、していただけるなら受け入れますよという園もあるんじゃないかなというふうに思いますから、これは町長部局とも関連する予算のこともあるうかと思いますけども、最後の質問になりますが、保育士確保に向けて、何かこの事業実施に向けた特別な支援の考え方を、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 保育士確保などの、町と支援の考えはさらにということでございますけども、先ほどから申しておりますように、現在、十分な保育所を確保するために、本当に予算の拡充というのが、それから勤務環境の改善が必要というふうに考えているところです。それに伴って、また保育士の教育、そして訓練の時間も求められるというふうに考えているところです。

現在の保育所の施設規模で、今、併せて、かなり乳幼児、幼児を保育、それぞれの保育でも待機児童を出さないようにということで保育士の確保とか場所の確保等々も含めてしていただいておりますので、かなり、もう目いっぱいのところでやっていただいております。そこで、さらに、

またこの通園制度で、さらにこう時間に応じた子供たちの保育ということを続けるとなると、さらに御負担をかけるというようなことになっていきますので、そこは十分、保育所の地、保育者、あるいは地域の声をしっかりと伺いながら、これらの課題を先ほど言いましたように一つ一つ解決し、よりよい子育て環境の実現に向けた努力を続けてまいりたいというふうに思っているところです。

さらに申しますなら、現在の国のほうでも、来年度すぐということで、先ほど見込み数を私、3名というふうに、3名と、ゼロ歳から見込み数というか、量の確保ということです。結局はそれが2か年ぐらい猶予期間がありまして、その間で国のほうもどこまで努力できるのかというところで、対象は一応未就学園児として91名おりますけれども、ニーズも含めて、保護者のニーズも含めて、あるいは保護者の困り感、育児の困り感、そして、そういう状況を見ながら、この制度についてはこの趣旨も理解を進めながら、周知を進めながら進めていきたいというふうに思っていますので、以上、答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。やはり現状では受入れがかなり難しいんですから、やはりそのためには、町としてのやっぱりこう事業実施に当たって予算措置も当然絡んでくるだろうというふうに理解しております。町長も常々子育てを第一義に、いろんな事業に給食費等の補助も含めて取り組まれておりますけども、この事業についてはやはり孤独、孤立化を防ぐ取組でもあります。それから子供の教育環境を改善するという取組でもありますので、スムーズな移行を、来年度以降、スムーズに実施ができるように、これから課題を一つ一つ解決していただくことを願いまして、本日の私の一般質問を終わっていきたいと思います。

○議長（高橋 直也） これで、安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで、暫時休憩をいたします。議場の時計で14時15分から再開いたします。

休憩 午後2時02分

.....

再開 午後2時15分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、5番、實藤量徳議員、発言席からお願ひいたします。

5番 實藤 量徳議員 質問事項

1. 鳥栖朝倉線佐田川橋の架け替えに伴う道路新設について
2. 教育現場の安全対策の取組について

○議員（5番 實藤 量徳） 議員番号5番、實藤量徳、議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

本日は大項目、鳥栖朝倉線佐田川橋の架け替えに伴う道路新設についてと、2番目、教育現場の安全対策の取組についてを、通告どおり小項目ごとに質問させていただきます。

質問の前に1つ訂正をさせていただきます。

大項目2の小項目2番目の、「父兄」という表現をしておりますが、こちらは適当ではないということで、「保護者」と訂正させていただきます。

それでは、現在、大堰校区の鳥栖朝倉線の佐田川橋の架け替え工事が行われ、完成間近となっております。新しい橋の東側、朝倉市側でございます。道路の新設工事も進んでおり、交通量も増えそうです。しかし、大刀洗分の西側ですね、橋の西側、大刀洗側のほうは道路もそのままで工事も進められる計画もありませんでした。このたび大堰校区の全区長名で、橋から直線で道路を新設してほしいという要望書が提出されております。今まで橋の計画が始まって、今までで大刀洗町として道路の新設という計画はなかったのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは實藤議員御質問の、佐田川橋の架け替えに伴う道路の新設について、答弁をいたします。

道路新設の計画についての御質問でございます。

現在、福岡県久留米県土整備事務所におきまして、老朽化が著しい桂川橋と佐田川橋に変わる新たな橋の架け替え事業が進められてございまして、朝倉市側では橋の架け替えに伴い、新しい橋から東側にバイパスの整備が計画されておりますが、大刀洗町側については一部町道を県道に読み替えて整備し、現在の鳥栖朝倉線に接続する計画となってございます。

この点、大刀洗町側へのバイパス道路の整備につきましては、平成30年5月に高食公民館で開催されました橋梁架け替え事業の説明会において、地元のほうから質問がございまして、県からは地元でしっかりと議論をしていただいた上で整備に対する意向を示していただきたい旨の回答がされてございます。

この説明会の後、バイパス整備について、地元からは特に動きがなかったところですが、議員から御紹介がございましたように、本年3月31日付で大堰校区の全区長の皆様から町に対して、県が新たに整備している橋から県道八重亀菅野来春線までバイパスを整備するよう、主要地方道鳥栖朝倉線佐田川橋架け替えに関する道路新設要望をいただいたところでございます。

この要望を受けまして、町では久留米県土整備事務所と情報共有を行いまして、本年5月23日にバイパスが想定される範囲内の全地権者から、バイパス需要に係る測量や用地取得、工事等に対する承諾書を添付の上、要望書を久留米県土整備事務所に提出したところでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） ありがとうございます。中山町長が平成20年の4月から副町長としてこちらにいらして、副町長で約6年くらいされ、町長を今5年目ですかね。その間に町長のほうからそういう、道、造ったほうがいいんじゃないかとかっていうアイデアというか、そういうお考えはなかったんですかね。高食の地元の要望がなかったからそのまましておいたという形に見えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えします。

橋梁の架け替えに伴いまして、大刀洗町側にバイパス道路を整備する計画等については、役場のほうではございませんでした。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） あそこに道ができたら大分、発展とまで言わないんですけど、どうしても三川地区っていうのは人がどんどん減っております。大きい道路ができる事によって、やっぱり人の流れっていうのは少し変わると思いますけど、そういうお考えは全然なかったということですか。一度お聞きしたときに、三川地区はすごく土地のいいところだから、農村地帯として残したいっていうふうなお答えをいただきました。だけど、農村地帯といつてもやっぱり人口はどんどん減っております。だから、そういうふうに、人の流れができるような形で、できる道路を造るというアイデアは浮かばなかったんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、道路の整備、バイパス整備等に伴いまして、その地域の土地利用であるとか開発計画等、いろんな新しい可能性が生まれるというのは私どもも認識しております。

ただ、今、議員が御指摘があった佐田川橋の架け替えに伴いまして、そのところに新たなバイパスを整備するという考えについては、これまでにはなかったところでございます。

と申しますのも、どうしても大刀洗町、県のほうにお願いしている事業が複数ございまして、その中で322バイパスであるとか、久留米筑紫野線であるとか、あるいは大堰踏切の改良であるとか、喫緊の、今、取り組んでいただいている事業がございますので、まずそれを早くやっていただきたい。それから本郷基山線の地方道の整備とか、そういうより危険度というか、緊急度の高いところをまずやっていただきたいということで、これまで県のほうに要望をしてきたところでございます。

また県のほうも、今回の要望を受けて、これから検討されると思いますけれども、どうしても県がバイパス道路を整備するに当たっては、地元の要望、あるいは地元の用地買収に対する協力

はもちろんすけれども、新設に当たってはB／C、費用便益分析で、そのバイパス道路を造ることに伴って、どれだけの利用者の便益が上がるのか、それに見合うコストと比較して採択されるかどうかというのは決まってまいりますので、当該箇所が今の現状ですぐにB／Cに乗るのかどうかという観点からは、私のほうでは判断ができなかったところでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 分かりました。どうしても、やっぱり効果が生まれないと造ってもらえないというのは、それは分かります。できるなら町のほうからも力をプッシュしていただけたらありがたいと思っております。そうしないと、どんどん過疎化に進んでしまいますので、よろしくお願ひいたします。

変わりまして、続いて第2項目めの、教育現場の安全対策の取組について。

小項目1、学校内の防犯対策について問う。

その中で、今年度の新しい防犯器具や設備の設置予定はというと、今年度の防犯の研修や実際に器具を使った訓練の計画はあるかということにお答え願います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、實藤議員御質問の、教育現場の安全対策の取組について、第1点目の学校内の防犯対策について、設備の配置予定と訓練の計画ということについては、こども課長が答弁いたします。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） それでは答弁をさせていただきます。

まず本年度の新しい防犯器具、設備の配置予定についての御質問です。

各学校では防犯対策として、さすまたや防犯カメラの設置、玄関の施錠、管理職による校内巡回や、日頃から不審者侵入を想定するよう指導が行われているところでございます。本年度はさすまたの不足分の購入やインターフォンの追加設置を予定しているところです。

次に、今年度の研修や実際に器具を使った訓練の計画についてですが、全学校におきまして講師として、小郡警察署に来ていただきまして、さすまたの使い方を含めた職員研修や児童、教諭を対象とした防犯教室を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 実際、昨年の12月に質問したときからもう迅速に進んでいただきました。ありがとうございます。いろいろさすまたを準備していただいたりとか。計画していると、いつごろ小郡警察署に頼んで実施というか、訓練はされる予定になっておりますか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 各学校からいつということは聞き取ってはおりませんけれども、毎年夏休み前に安全教室等を開いておりますので、夏休み前の実施を計画しているものと思っております。また、そこにつきましては早期の実施について各学校に指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 分かりました。なるだけ早めにできるように御指導ください。

それと、防犯カメラが各学校にあるところと、ないところがあるそうですが、各学校の設置状況をお答えください。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 防犯カメラの設置でございます。大堰小学校につきましては昇降口に1か所、本郷小学校は西門、それと運動場東側の門と昇降口に2つの計4か所、大刀洗小学校は西門と西の門のところにそれぞれ1か所ずつ。菊池小学校におきましては体育館側の校門、それとグラウンド西側の校門、それとプール北側入口の1か所、計3か所を設置しております。中学校のほうは設置をしておりません。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 1か所とか2か所では足りないと思うんですけど、増設の計画とかございませんか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 現在のところ防犯カメラを新たに設置するという予定はございません。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） P T A のほうからは、そういう要望は上がっておりませんか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） P T A のほうから教育委員会のほうに直接の要望等は上がっておりません。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） P T A のほうから上げたと、私、ちょっと聞いたもので、質問させていただきました。分かりました。P T A のほうから、ちょっとどういうふうになっているか、

現状を聞かせていただきます。

それと、現在、結構不審者問題というのは、12月に言いましたけど大きな問題となっておりますので、できるだけ事前に分かるような防犯カメラなり、そういう施設とかをきちんとできるように御指導ください。

小項目の2番に行きます。

現在、ネットとかで流行っている言葉に「モンペ」という言葉がございます。御存じですか。モンスターペアレントだそうです。モンスターペアレントがすごく問題になっていて、いろいろことで学校に苦情を言ってくると。大刀洗町のことは今からお聞きしますけど、そういうモンスターペアレントに対する対応の方法、それから、それで精神的に、精神的というかメンタル的にやられてお休みになっているとか、お辞めになった先生が実際にいらっしゃるかどうかをお聞きします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは實藤議員御質問の、保護者や関係者からの苦情などについて、対応について答弁させていただきたいというふうに思います。

いわゆる先ほど言われましたモンスターペアレントというような、非常に必要、要望ということだろうと思いますし、私は職員にはよく教育相談ととりながら、丁寧に対応しなさいということを先生の頃は言ってきていたところではございます。御意見要望などがあった場合は、まず担任がその内容を丁寧に聞き取り、そして管理職への報告や事実確認を行った後、管理職を含め学校全体で対応するようにしているところです。

また、どうしても保護者の対応で納得が得られないという場合もありますし、要望の内容が非常に多岐にわたったり、あるいは非常に無理難題といいますか、そういった場合には管理職が対応するといったような件もございます。

次、この原因で離職した教職員の存在はということでございますけれども、このような保護者等への対応が原因で離職した教職員は今、おりません。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） ありがとうございます。ただ対応というのはすごく難しいと思うんです。もう訳の分からんことを言う人も出てくるかも分からないし、あるところでは、そういう部門を設けて、職員が対応するのではなく法律関係者とかにお願いするとかして、精神的なことにプレッシャーがかからないようにしているというところも聞いておりますが、大刀洗町はそこまで強い苦情とか無理難題はなかったということですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 先ほど言いましたように、非常に無理難題といいますか、大きく学校側が困ってということでの報告は、ゼロとは言いませんけれども、いろいろ相談はあったことがございます。そういった場合には私たちも丁寧に聞き取りながら助言をしたりして、解決に図るよう進めさせていただいておりますし、子供たちを取り巻くいじめ等々の問題で、いろいろな捉え方でありますので、そういったことで重大事態といったような問題等々ができたときには、県が設置していますスクールロイヤーといったようなものもありますから、そういったものを紹介しながら進めていくことがまた重要になるのかなというふうに考えているところです。

とにかく保護者も、子供たちの健やかな成長を願って進めていますので、それは教師も一緒だと思いますから、その思いが共通して問題が解決されるように対応させていただいているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 分かりました。大刀洗町はそれほどひどくないということですね。

それでは小項目3の、小中学校の体育館、または武道館への空調の導入に関して質問します。

現在、令和15年ですかね、国が指導をつけなさいと言われているんですけど、大刀洗町はどれくらい進んでいるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 實藤議員御質問の、各小中学校の体育館と武道場の空調設置の予定ということで通告を受けていますので、それでの答弁ということでよろしいでしょうか。

小中学校の体育館と武道場への空調機器の設置については、教育委員会としてもその必要性は認識しているところでございます。現在、全国的に見て、学校体育館は子供たちの学校、そして生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されているところもあります。空調、全国的に空調のこの設置率は約2割にとどまっている状況であり、今、国の方としては早期の設置が求められているところです。そのような状況から、国では避難所機能を強化し、対災害性の向上を図る観点から、避難所となる学校体育館への空調設備に関する交付金を新設し、先ほど議員がおっしゃいましたように、平成15年度までということでございますが、空調設備を、空調の整備を推進しているところです。

今回の空調整備は、この避難所機能強化と対災害への向上を図る観点から、まず空調方式を通常の電気式にするのか、または比較的災害に強いガス方式にするべきなのか、あるいは必須要件となっている断熱性の確保といったような問題についても検討する必要があるというふうに考えているところです。

そのような状況から、学校体育館や武道場の空調設置の予定ですけれども、今年度は設置して

いる市町村の状況等について研究を行い、国の交付金等の活用はできるのか、必要性、緊急性の度合い等を勘案して、さらには優先順位などを決めるなど、そういうことも含めて空調設置に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、實藤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 準備は分かりますが、計画としてはいつ頃までとかいう計画はないんですか。いつ頃までにどこどこは完成させるとか、何校完成させるとかという、そのような計画、具体的な計画。方式はどうでもいいんですけど、いつまでぐらいにはもう整備できるというような計画はないんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、様々なところを検討する必要がございまして、現在のところいつまでもにというところは計画をしていない状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 令和15年で、あれ、切れるんじやなかつたですか、補助金が。違いました。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） おっしゃってます空調設備整備臨時特例交付金につきましては、対象期間が令和6年から令和15年度までという期間のものでございます。今のところ計画がございませんと申しましたが、令和15年までにはもちろんつけるところで考えておりますし、そう遠くないというか、準備が整いましたらすぐに設置に向けて進んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 年々暑くなっています。できるだけ、もう本当、最重点項目であってもいいくらいの事業、あれではあるんです、問題ではあると思います。なるだけ早めの完成をお願いいたします。

それで、関連しますけど、4番目のプールの授業についてお伺いします。

今現在、毎日暑い夏になっておりますけど、毎回。実際に授業を行われた日数、時間数と予定時間は何割ぐらいあったのかということをお聞きします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは實藤議員御質問の、猛暑日のプール授業について答弁いたしま

す。

まず1点目の、実際にプール授業が大体6月から7月にかけてプール開放を行いまして、7月いっぱい実施させていただいているんですけども、これは、その年度の季候とか学校、学年によって異なってきますけども、小学校においては6時間から12時間、これは一般的にはプール時間については6時間から10時間というのが一般基準として定められているところです。中学校においては9時間から12時間、これは小学校とはちょっと少なくなりまして、一般的には5時間から8時間程度の授業時数が実施されているところです。

次に、予定時間数の何割かの御質問についてですが、これも先ほど言いましたように、その年度の気候、あるいは学校、学年によって異なるところでございますけども、昨年度は小学校において6割から10割、そして中学校においては8割から10割が実施しているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 実際に午前中はできたけど午後はできなかつたということもあると思うんですよね。それは1日やつたっていうことになるって聞いたんですが、カウント的には。実際、プール等、暑くて全然使用できないっていう日が今から続いてくると思うんです。そういうときの対策ってのは、何かお考えですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御質問の、猛暑日の対応ということだというふうに思います。これは、いわゆる熱中症防止等の対応についてということで、これは文科省からも指示が出ていますし、そのガイドラインというのが出されていますので、その対策を具体的にどのようなことをやっているかということの答弁でよろしいでしょうか。

まず本町では、まず児童自身が水難事故防止等の観点も含めてですけども、着衣水泳の実施と指導内容を工夫しながら泳力向上を目指し、プール授業を実施させていただいているところです。現在の熱中症の防止対策については、児童生徒及び教職員の安全を最優先としながら、天候の確認、そして活動時間を工夫し、炎天下を避けたスケジュール作成を心がけたり、あるいはプール周辺の気温、そして水温を定期的に測定したりして、必要に応じて指導を、猛暑日でどうしてもできないというときには中止、あるいは中断するというような判断基準を設けております。

また、プール授業中は暑ければ、暑ければではないんですけども、水泳帽子の着用、必ず。水泳帽子です、キャップですね。そして小まめな水分補給、そして休憩の確保、特に大体40分ほどありますので、中間で15分や20分ぐらいで休憩を取らせて、プールサイドができる限り、日陰を取る場所がありますので、そういったところで休ませるなど。また事前に家庭による事前

の健康チェックや、ほとんどの学校が井戸水でございますので、水温がちょっと上がったなというときにはオーバーフローと言いまして、水を追加して少し水温を下げるなど工夫しながら、熱中症の予防法や児童生徒自身が自己管理できる力を目指しているところです。

さらに、学校によっては監視員として地域ボランティアの協力を得るなど、対策を行い、実施をさせていただいているところです。

以上答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 現在あるプールをそのまま使うということですね。

今、ちょっと調べましたら、毎年40万円くらい大体維持費がかかっていると、電気代ですね。数年に一度塗り替えで約400万円くらい。また数年に一度経ったら今度はポンプがオーバーフローしたり、取り替えたりとか、いろいろ維持費かかりますよね。ほかの市町村においては、少しずつ民間委託とかを考えている市町村が出ております。大刀洗町にはプールのあるスポーツクラブなんかないですから、どうしてもやっぱり近隣の市にと競合するようなところになると思いますから、そういうこと考えるか、また屋根つきのプールを1か所造って、それで現在5つあるプールをなくして1か所にするとか、そういう何か新しい考えはございませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御質問のプール授業についての新たな環境づくりとか言いますか、それは民間プールとかの活用も含めてだろうというふうに思います。議員おっしゃられるように、本当、近隣では小郡市が今年からそういったものを実施するというのはお聞きしているところでございます。このメリットとしては、先ほど言っていたいしているような、自治体によっては老朽化したプールの維持費等が削減されるといったメリットもありましょうし、教職員の業務負担軽減、あるいは専門的指導が可能となる、あるいは屋根があれば天候の心配も、影響も心配しなくていいといったような、いわゆるメリットとしてお聞きはしているところでもありますし、報告を聞いているところでもございます。

しかし、現時点では本町の学校プールは使用できておりますので、現在のプール授業の形で進めていきたいというふうに考えているところです。ただ、仮に民間プールの利用が、近隣のどこかプールとか、あるいは新たなプールをつくるとか、そういったものが可能となった場合としても、そのときの移動や調整の負担、あるいはプール授業の減少、必要経費などのデメリットなどを考慮した上で、計画する場合は本当にこれが持続可能なのかと。持続可能なのかということの仕組みをつくることが非常に重要だと思いますので、考えているところで、現時点では新たなプール授業ということでの環境整備については考えていないところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） そういう新しいことがまずできないということでしたら、ちょっとずらすとか。プールの授業を7月からだったのを9月にするとか、9月、10月にということはできないんですかね。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それぞれ多々心配はいろいろとありますから、学校のほうで、例えば6月を早めに5月にやって、梅雨時期を少しでも避けながらやるとか、そういった工夫はしているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） ありがとうございます。

すみません、ちょっと質問が戻ってよろしいですか。言い忘れたことがあったもので。

さっきのモンスターペアレントの対応において、お辞めになった方はいらっしゃらないという御返答でしたが、1人何か辞めていらっしゃるって聞いたんですが、それと何かもう1人ちょっと悲しい事故を起こされた方もいらっしゃるっていうふうに聞いたんですけど、事実はどうなっているんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 教職員の事故等も含めてですけども、現場を離れたという形には先ほど答弁いたしましたようにおりませんので、そのように答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） すみません、ちょっと私、理解力がないかも分かんないんで、ちょっともう一回、言ってもらいますか。離職っていう、それが原因で辞められた方はいらっしゃらないですかって聞いてるんですけど。いらっしゃらないっていうお答えですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） そのような答弁でございます。離職、いわゆる保護者からのクレーム等も含めてでしょう。そういう方はおられません。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） じゃあもう一回お聞きします。悲しいことになられた方もいらっしゃらないということですね。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 保護者のクレームとか、あるいは病気とかではおられる可能性というか、

おられることはありますけども、できる限りそういう個人的な内容については、できる限り避けたいというふうに思っておりますので、答弁は、おられないというふうに、先ほどからクレーム等ではおられませんので、御理解のほうをお願いをしておきたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 分かりました。

学校はやっぱり楽しく安全であってほしいと思っております。今からやっぱり難しくなると思います、保護者対策とかも。だから、もうちょっといろいろな考え方というか柔軟な考え方で、さっき県の法律関係者に相談するとかって言われてる前に、町でも何かひどくなったら考えていただけるように、子供たちだけではなく職員も守っていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、實藤量徳議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時53分

令和7年 第10回 大刀洗町議会定例会議録（第4日）
令和7年6月17日（火曜日）

議事日程（第4号）

令和7年6月17日 午前9時30分開議

日程第1 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
について

日程第2 承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めるについて

日程第3 議案第25号 大刀洗町ふれあいセンター大規模改修工事の請負契約の締結について

日程第4 議案第26号 運動公園多目的グラウンド照明改修工事の請負契約の締結について

日程第5 議案第27号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第28号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて

日程第7 閉会中の継続審査申出について（建設経済委員会）

日程第8 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報
委員会、議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて
- 日程第2 承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて
- 日程第3 議案第25号 大刀洗町ふれあいセンターハイテク改修工事の請負契約の締結について
- 日程第4 議案第26号 運動公園多目的グラウンド照明改修工事の請負契約の締結について
- 日程第5 議案第27号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第28号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 閉会中の継続審査申出について（建設経済委員会）
- 日程第8 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	渡邊 章子	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	こども課長	早川 正一
健康課長	田中 豊和	生涯学習課長	西村 智道
建設課長	黒岩 雄二	住民課長	入江由香理
会計課長	案納 明枝	財政係長	福岡 信義
人事係長	西隈 佳菜	国保年金係長	白石 敬一

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

また、町民の皆様には早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

ただいまから令和7年第10回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願ひいたします。

議事に入ります前に、2日目の白根議員の一般質問に対する答弁について、発言の申出がありましたので、これを許可いたします。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊 章子） 白根議員より御質問の、高齢者を取り巻く環境についての中で、見守りが必要な高齢者の数について、要支援者数、要介護者数の人数は近隣市町村と比較してどうなのかという御質問に対し、後日回答させていただきますこととした件について、回答させていただきます。

要支援者数、要介護者数の認定人数を近隣の市町村と比較をいたしましたが、人口規模、高齢化率など異なるために、人数そのものを比べても比較することができないという状況ですので、要支援者数、要介護者数の認定率の方で比較を行いました。具体的な数字で御説明いたします。

要支援者の認定率は、大刀洗町は5.4%でございます。近隣の状況を申し上げますと、久留米市で5.6%、小郡市7.1%であり、大刀洗町のほうが認定率は低いという状況です。しかし、他の市町村で、朝倉市では4.6%、筑前町で4.3%、うきは市で3.8%、大木町4.7%、広川町3.8%と、大刀洗町のほうが認定率が高いという状況でした。

次に、要介護の認定率について御説明いたします。

大刀洗町は12.1%でございます。近隣の状況について、久留米市で15.1%、朝倉市で13.5%、うきは市で12.5%、大木町で12.3%であり、大刀洗町のほうが認定率が低いという状況です。

また一方で、小郡市で10.5%、筑前町で10.7%、広川町11.7%であり、こちらについては大刀洗町のほうが認定率が高いという状況でございました。

以上のようなことから、大刀洗町の要支援者数、要介護者の認定率については、福岡県や全国に比べると低い水準になるんですけども、近隣との比較では、大刀洗町よりも低いところがあり、大刀洗町としては中間ぐらいであるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） それでは、これから議事に入ります。

日程第1. 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（高橋 直也）　日程第1、承認第1号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　討論なしと認めます。

これから、承認第1号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也）　起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第2. 承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについて

○議長（高橋 直也）　日程第2、承認第2号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治）　7番、平山です。私は、本案を不承認とすべきとの立場から討論を行います。

毎年申し上げているところでございますが、訴えたい点は2点ございます。

1つは、改定の中身そのものであります。国保は他の社会保険などに入れない全ての住民が強制加入させられる健康保険制度であり、その性質上、被保険者の収入額は極めて低くなっています。所得に応じて課税すると、年間所得が300万円程度のモデル世帯にも現行で50万9,250円という非常に重い税が課せられるものであり、一方では、さらに所得があり家族が

多いとすぐに課税限度額に達する問題もあります。逆に、どれだけ所得が高くても課税上限額を納めればそれでよしという、高額の所得の方ほど税負担率が低くなるという問題もございます。

したがって、国保の重過ぎる税負担を解決するためには今回の、毎年このように行われているような小手先の上限額引上げや低所得者の方向け減免額の改正では意味をなさず、国が必要な財源を措置し、所得に見合った無理のない税額に引き下げることがどうしても必要です。

以上の点から、毎年ルーチンで行われている本改正案には賛成しかねます。

もう一つは、こうした増税に係る議案を専決処分しているという点です。住民にどのような税を課すかについては、近代民主政治の根幹をなすものであり、議会で最も議論がなされなければならない性質のものです。しかしながら、地方税の改正はいずれも3月31日に専決処分され、議会での審議が実質的に不可能な状態になっています。その責任が国の制度にあることはよく分かりますが、特に、国保税については増税を含む案でありますし、必ずしも他の自治体を見ても臨時議会または6月議会の中で議決事項として取り扱っている自治体もございます。

言うまでもなく、専決処分は議会の議決を経ずに法律効果を発生させる処分でありますから、災害などで開くいとまがないなど極めて限定的に運用されるべきものであります。本件はその条件に該当しないと考えます。

また、一つの考え方として、以前から申し上げておりますように、3月末もしくは毎年度4月の早い時期に臨時議会を定期的に招集することも可能ではないかと考えます。

以上の点から、本案は不承認とし、議会の議決を経るべきものと考えます。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、承認第2号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第3. 議案第25号 大刀洗町ふれあいセンター大規模改修工事の請負契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第3、議案第25号大刀洗町ふれあいセンター大規模改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号大刀洗町ふれあいセンター大規模改修工事の請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第26号 運動公園多目的グラウンド照明改修工事の請負契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第4、議案第26号運動公園多目的グラウンド照明改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

まず、1日目の質疑に対する答弁について、発言の申出がありましたので、これを許可します。西村生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 智道） 生涯学習課、西村でございます。第1日目の質問に対して、回答が不十分だった点について御回答をいたしたいと思います。

まず、設計業者の選定についてであります。今回の工事の設計業務委託は、令和6年10月2日にLED照明工事設計の実績のある業者5社による指名競争入札にて決定したものです。

次に、今回、最低制限価格を設けなかった点についてですけれども、今回の工事については条件付き一般競争入札で執行するため、令和7年4月14日に行われた入札審査会の中で協議し、最低制限価格を設けないことが決まったものです。その理由は、今回の工事価格は大半が二次製品であり、投光機の照度や消費電力等の品質は仕様書に基づき承認を行うことで性能を確保できるためということになっております。

続きまして、設計価格と落札価格との乖離が大きかった点についてです。今回に限らず、担当者に建築工事の専門知識がありませんので、建築系の工事設計については町で雇用している建築士に頼っている状況があります。今回の設計の代価表等を確認しましたところ、国内のスポーツ施設LED照明整備に高い実績を持つ2社から提示された価格の低い方を採用し、それに一定率をかけたものを機器の単価としております。この方法は前年度のドリームセンター照明改修工事と設計の手法は変わっておらず、他の自治体でも同様のやり方をしていると聞いております。

また、入札価格についてですが、今回の場合、グラウンド照明改修分の直接工事費のおよそ7割を占めるLED投光機の価格が大幅に下がったことが要因で、設計の手法とは関係ないと考えており、投光機に関しては仕様書に基づき製品の承認を行い、工事の品質を保持できるようにいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。9番、大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 議席番号9番、大石純です。反対の立場で討論させていただきます。

当初の予算とあまりにも乖離のある落札金額、落札結果分の金額の提示を求めたにもかかわらず提出しないという執行部の姿勢、またポールの高さが20メートルの以上と、に取り付けられるLED投光機は、仕様書を見ますと、本来、夾角、スポットあるいは超スポットを組み合わせて使用するのが通常であるにもかかわらず、今回の仕様書では一部というか、半分程度に広角、いわゆるワイドタイプのものが組み込まれております。広角自体10メートル程度しか光が届かないということにメーカーのほうも言っておりまして、非常に疑問を感じるということ。また、設計時に判定される照度分布図は取っているのか。これもない状態でどうやって設計したのか。そもそも設計自体が正しいかどうか、多くの疑義があると言わざるを得ません。

一方、現在取り付けられているメタルフライドの投光機も、今のところ支障なく使用されているという状況であるので、いま一度、LED化については再検討、新たに見直すべきと考えます。

議員各位の御賛同をお願いし、反対討論とします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第26号運動公園多目的グラウンド照明改修工事の請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立8名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第27号 令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 直也） 日程第5、議案第27号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）

についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから議案第27号令和7年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第28号 令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第28号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

まず、1日目の質疑に対する答弁について発言の申出がありましたので、これを許可いたします。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 健康課の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

議長の許可を得ましたので、初日の発言の答弁の訂正をさせていただきます。
初日の野瀬副議長の御質問に対する答弁の中で、議案書、予算に関する説明書の3ページになります。タブレットページでは129ページになりますけれども、歳入の6款1項1目的一般会計繰入金につきまして、1節の保険基盤安定繰入金の内訳として、保険者支援分の100万円の減額について、一般会計からの法定外繰入れに対するペナルティ一分として私が間違って答弁をしておりました。正式には、基盤安定繰入金の保険者支援分の減額につきましては、低所得者の数に応じて保険税の一定割合を公費で支援するものでございまして、国民健康保険税の税額及び税率が据え置かれたため、当初の見込みより国民健康保険税額が減少するため、保険者支援分についても繰入金が減額となるものでございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（高橋 直也） これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号令和7年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 閉会中の継続審査申出について

○議長（高橋 直也） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

建設経済委員会の委員長より、会議規則第75条の規定によって、所管事務調査等の閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第8. 閉会中の継続調査申出について

○議長（高橋 直也） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（高橋 直也） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第10回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前9時53分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 6月17日

議長 高橋直也

署名議員 大石 純

署名議員 白根 美穂

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 6月17日

議長

署名議員

署名議員